

土佐明治維新史とその歴史意識の形成 —坂本龍馬を中心に—

目次

序章

第一節 本稿の分析視角……………	1
第二節 土佐明治維新史の修史事業について……………	4
第三節 史料焼失問題と修史事業の限界……………	7
第四節 土佐明治維新史研究史と平尾道雄……………	9
第五節 本稿の構成について……………	13
第一章 坂崎紫瀾と土佐明治維新史の形成 —「汗血千里の駒」を中心に—……………	19
第一節 坂崎紫瀾と土佐明治維新史の枠組みの創出……………	
第一項 坂崎紫瀾と政治小説……………	23
第二項 土佐明治維新史の枠組みの創出 —「南の海血しほの曙」……………	24
第二節 「汗血千里の駒」の枠組み……………	
第一項 「汗血千里の駒」の枠組みと井口村刃傷事件……………	29

第二項	坂本龍馬は主人公なのか……………	31
第三項	板垣退助と後藤象二郎の登場……………	32
第三節	自由民権運動の中の「汗血千里の駒」……………	
第一項	板垣と後藤の救済……………	35
第二項	単行本化に伴うテーマの変容……………	38
第四節	武市グループ三部作の完成―「南山皇旗之魁」……………	41
小括	……………	43
第二章	瑞山会と土佐明治維新史の形成―瑞山会諸士伝を中心に―……………	49
第一節	瑞山会以前の土佐殉難志士顕彰……………	
第一項	武市グループの復権……………	51
第二項	記念碑建立運動……………	52
第二節	瑞山会とその顕彰活動……………	
第一項	瑞山会会員の構成……………	56
第二項	南海忠烈碑の建立と「合祭漏諸士」……………	58
第三項	殉難者諸士伝の編纂……………	60
第三節	瑞山諸士伝の考察……………	

第一項	青山文庫稿本	64
第二項	小西伝記稿本	65
第三項	瑞山会諸士伝と『殉難録稿』	67
第四項	瑞山会諸士伝と佐佐木高行	70
第四節	瑞山諸士伝に於ける坂本龍馬伝の形成	
第一項	坂本龍馬伝の編纂過程	72
第二項	「坂本龍馬傳艸稿」の言説	74
第五節	瑞山諸士伝による歴史意識の形成	
第一項	『殉難録稿』による歴史意識の形成	77
第二項	『維新土佐勤王史』と「土佐勤王党」の誕生	78
第三項	瑞山会採集史料と日本史籍協会叢書	80
小括		83
第三章	坂本龍馬伝に於ける伝説形成の過程 — 「船中八策」を中心に —	95
第一節	「船中八策」論の前提	
第一項	政権奉還論を巡る坂本の言説	98
第二項	政権奉還に至る坂本の動向	100

第二節 「船中八策」の成立	
第一項 「建議案十一箇条」の登場	107
第二項 坂崎紫瀾と「建議八策の草案」	111
第三項 「新政府綱領八策」の登場	113
第四項 「船中八策」の登場	115
第五項 「船中八策」の完成	118
小括 「船中八策」とは何だったのか	121
終章	130
別表① 「汗血千里の駒」各回内容	140
別表② 瑞山会会員一覧	142
別表③ 「瑞山会諸士伝」「殉難録稿」対照表	143
別表④ 「坂本龍馬傳艸稿」引用一次史料一覧	144
別表⑤ 「船中八策」成立に至る諸本テキスト比較	146
別表⑥ 「船中八策」の成立 フローチャート	148

土佐明治維新史とその歴史意識の形成

— 坂本龍馬を中心に —

序章

第一節 本稿の分析視角

近年、明治維新史の研究が、多様化、深化を遂げていることは論を俟たない。

戦後の明治維新史研究は、一次史料による明治維新政治過程の実証に、明治維新がブルジョア革命の前段階である「絶対主義」を成立させた変革と見做す講座派の解釈を加えて提示した、遠山茂樹の『明治維新』を起点とする。以後「尊攘派」から発展した「討幕派」がその変革の政治主体となったことを前提として、この「討幕派」の形成とその性格の究明に分析の力点を置いた議論が、特に長州藩研究の深化によって進められ、「討幕派」の成立を元治内乱に於ける諸隊と庄屋・豪農層の政治的連帯に求める論が、一九五〇～六〇年代の研究史の中で行われてきた¹⁾。

ところが一九九〇年前後の社会主義国家の相次ぐ崩壊、バブル経済の崩壊などで、講座派理論が完全に瓦解したことから、明治維新史研究の方向性は大きく変わることとなる。その新しい潮流として、より細分化された対象を綿密に掘り下げる実証研究の深化が挙げられるが²⁾、その一方で奈良勝司氏は、実証研究の精緻化と引き換えに多くの研究がある種の矮小化を余儀なくされ、明治維新时期の研究でありながら明治維新「論」の側面が大きく失われたことを指摘している。加えて奈良氏は、明治維新論が一九七〇年代あたりから、現代社会とのつながりをダイレクトに問うよりも、そこで躍動した人々や事件を称揚し、現代人の日常を断ち切ったつかの間の逃避のための消費可能なエピソードの集積に位置付けが変わったことも指摘する³⁾。

本稿で取り上げる土佐山内家は、周知のように「薩長土肥」と称される存在でありながら、その研究蓄積は決して多くない。その原因の最大なるものは戦災による文献史料の焼失であり、研究者たちからも、「藩政関係史料の戦火焼失といった制約も相俟って他藩より遅れた研究状況にあることは否めない」⁴⁾、「史料情報が極端に一方に偏るため、バランスよく政治世界の「かたち」が描けない」⁵⁾などの声が上がっている。この史料の焼失というハンデにより、特に実証研究の深化という九〇年代以降の研究潮流の中で、土佐明治維新史研究は未だ大きく出遅れている

る状況にある。

一方で近年、近代日本に於ける歴史意識・認識形成に関する議論が盛んに行われる中で、土佐明治維新史に関しても、武市グループ⁶の志士に対する顕彰・贈位運動に関する研究や、板垣退助を党首とする「自由党史」の編纂過程の研究が行われ、これらの活動の政治的背景や歴史意識の形成過程が明らかにされるなど、こちらの面では着々と研究成果が蓄積されている⁷。高田祐介氏は、明治以降の高知県の殉難志士に対する顕彰過程を事例に、「近代日本における明治維新の歴史意識形成過程に関する構造的把握と新たな枠組みの提示」⁸を積極的に行い、大きな成果を挙げている。氏の論考「国家と地域の歴史意識形成過程―維新殉難者顕彰をめぐる―」では、明治八年（一八七五）の内務省達をきっかけに「勤王」という価値基準が形成され、それと相俟って特定の政治的目論見に沿った志士のみが国家から擲り上げられる構造を明らかにし、「贈位」という維新における政治的正当性の国家的認証と顕彰行為に対して、中央の土佐派が影響力を行使したことが論証されている。また「明治維新「志士」像の形成と歴史意識―明治二五・二六年靖国合祀・贈位・叙位遺漏者問題をめぐって」⁹では、明治二五・二六年における明治維新「志士」の靖国合祀・贈位・叙位遺漏者問題に焦点をあて、地域側がこの合祀処分に漏れた人物につき国家へ事績の認定を求めて働きかける一方、国家側が明確にこれらの人物に関する顕彰行為を忌避ないし捨象してゆく過程が明らかにされている。これらの論考で高田氏が土佐殉難志士に対する顕彰・贈位運動のキーマンとしているのが田中光顕である。高田氏は田中を「薩長藩閥中心の維新正史形成に対し（中略）次第に「勤王志士」顕彰を通して土佐の「勤王」像を打ち出し、その重大性と正当性を国家的歴史像の中に位置づけることを大々的に主張してゆくこととなる」¹⁰。人物として定義している。

中元崇智氏は、自由党系土佐派による政党指導と国家構想・経済政策の変遷、歴史編纂等について多くの論考を発表しているが、本稿の問題意識との関係では、『自由党史』における西郷隆盛・江藤新平像へのこだわりの背景を検討した『土佐派』の『明治維新観』形成と『自由党史』¹¹が注目される。中元氏は、土佐派に自らを明治維新の公議輿論を継承する本流とする歴史観が存在したとし、その歴史観に沿った『自由党史』の目的として、明治六年政変を自由民権運動への分岐点として捉え、板垣と共に下野した西郷と江藤を民選議院論者、征韓論者として評価すること、韓国併合へ至る日本の大陸進出の動きの中で再評価が進む西郷、江藤と板垣の結びつきを強調したこと、九州地方を中心とする土佐派へ

の批判を回避することなどがあつたことを指摘した。

本稿はこれらの高田氏や中元氏らの方法論や成果を援用しながら、土佐明治維新史の歴史意識の形成の過程を、「坂本龍馬」を事例に検証する試みである。明治以降、数次に渡る坂本ブームを受けて、夥しい数の坂本の伝記や土佐明治維新史に関する書籍が刊行されているが、その殆どは先行する諸書の語りを無批判にアレンジし再生産したものであり、

①土佐山内家中での身分差別への怒りが坂本に時勢の目を開かせた。

②武市半平太の尊王攘夷運動に批判的な坂本は亡命し、幕臣・勝海舟のもとで海軍修行をすることで、藩に捉われない「日本人」という大きな視野を獲得した。

③倒幕勢力を結集することを目的に、薩長盟約を仲介した坂本だが、日本が内戦状態となることを恐れ、平和革命を目的とした政権奉還を構想し土佐藩を動かし、政権奉還を成し遂げた。

④倒幕後坂本は、海援隊を率いて、世界に羽ばたくことを夢見ていた。

といった定型化されたエピソードを繰り返してきたに過ぎない。また坂本を中心とするこの言説の中で、土佐山内家は、坂本の同志であつた武市グループを革新派、それを弾圧する山内容堂や土格層を守旧派とする単純な二極構造に図式化される。土佐山内家は、その頑迷なる守旧論によつて勤王勢力である武市グループを弾圧し、一旦時勢から脱落するが、坂本の政権奉還論によつて再び中央政局に返り咲いたという、あたかも土佐山内家が坂本一人の活躍で救われたかのような言説も固定化するに至つた。ナショナリズムを論じたベネディクト・アンダーソンの『想像の共同体』は、新しい想像の共同体¹¹近代国民国家を成立させる為に決定的な役割を果たしたのが出版資本主義の発達だとするが¹²、メディアの中で一旦創出されたこれらの言説は、更にメディアの中で繰り返して再生産される中で人々の記憶を支配しより強固にそのイメージ―歴史意識を形作ることになる。町田明広氏は坂本に関する言説を、「こうして出来上がった龍馬像は始末が悪く、ピンポイントで龍馬に深甚な関心を集中させる数多の龍馬ファンの前では、なかなか研究者が手を出しにくい存在となつていった」、「フィクションから生まれた「坂本龍馬伝説」が「史実」となつて久しいのだ」¹³と述べている。

このような出版メディアの中での明治維新史の語りを分析し、そこに込められた歴史意識を抽出するといった試みは、前述の中元氏や福岡藩を題材にした日比野利信氏の研究¹⁴などがあるが、土佐明治維新史では試みられてこなかった。例えば、現在の土佐明治維新史の言説のベースとなった出版物として『維新土佐勤王史』（大正元年（一九一二年）刊）があるが、その編纂過程や編纂意図、それが提示する歴史意識については、そのタイトル通り「勤王史観」に則った歴史観によって思考された出版物だという以外、これまで詳しく検討されることもなかった。

本稿ではこのような問題意識から、明治以降の伝記や小説といった「出版メディア」の中での「坂本龍馬」に関する語りを事例に、坂本に関する言説が、いつ、誰の、どのような意図によって創出されたかを、明治十年代の自由民権運動に於ける坂崎紫瀾、明治三十年代の土佐殉難志士顕彰運動に於ける瑞山会、そして坂本のいわゆる「船中八策」、それぞれの語りを分析し考察する。またこれらの坂本に関する言説は、土佐山内家とその旧臣たちのアイデンティティを補完する意味でも創出され、利用されてきた。自由党や中央政府土佐グループという諸勢力が、土佐明治維新史の語りをどのように創出し、政治利用しようとしたか、そこで創出された坂本に関する語り―歴史意識がどのようにして一般へと伝播し、その歴史意識の中に定着していったか、その過程を検証することで、土佐明治維新史の歴史意識の形成とそれが一般へと伝播する過程を明らかにすることを目的としたい。

ところで土佐山内家の場合、数度に渡る藩政史料の焼失が、明治維新直後から土佐明治維新史の正確な把握に大きな影響を与えている。この史料の焼失から、戦後、ひとりの地方史研究者に、土佐明治維新史研究をまるごと委ねざるを得ないような特殊な状況が生じ、その研究者の言説が中央学会も覆う形で、土佐明治維新史に関する言説を固定化させるに至った。第二節以下では、まず本稿での行論の前提となる、明治以降の土佐明治維新史に関する修史作業の展開と言説の成立過程、また土佐明治維新史の研究史を整理しておきたい。

第二節 土佐明治維新史の修史事業について

明治政府の修史事業は、政府発足後まもなくの明治二年（一八六九）四月の修史の詔から開始されているが、特に維新政権の支配の正当性の

根拠としての王政復古の記録Ⅱ明治維新史の編纂事業を推進した。言うまでもなく土佐山内家は明治政府誕生直後から政府の主流派の一翼を担う存在であり、その明治維新史の修史作業も明治初期から行われている。

高知県では、明治七年（一八七四）十一月の「国史編修ニ付維新以来地方施治沿革等ヲ左ノ例則ニ依リ叙記シ正院歴史課へ可差出此旨相達候事」¹⁵という太政官達百四十七号を受け、松野尾章行らによる県史編纂を開始し、全五十一冊の「高知県史料」を完成させる。ただし県史の対象とされたのは、高知県が設立された明治四年（一九七二）から十年（一九七七）までで、旧藩時代は対象とされていない¹⁶。次いで明治二十一年（一八八八）七月に、宮内省から、島津、毛利、山内、水戸徳川四家に対して、「旧藩ニ於テ国事ニ鞅掌セシ始末詳細取調三ヶ年ヲ期シ編製可致旨相達候事」という沙汰書が達せられる¹⁷。山内家はこれを受ける形で、同年八月に家内に「維新史編纂事務局ヲ置キ」、「細川潤次郎ヲ総裁ニ、丁野遠影ヲ其員ニ委嘱」し¹⁸、現在、高知大学学術情報基盤図書館に稿本が残る「土佐藩政録」を編纂したと考えられる。この「土佐藩政録」は、ペリーが来航した嘉永六年（一八五三）から、十五代当主である山内容堂が没した明治五年（一八七二）までの二十年間の土佐藩・高知藩藩政を、一次史料を引用しつつ日録の形でまとめたものであるが、冒頭には容堂の誕生から嘉永六年までの略歴が記され、容堂の一代記としての側面も持つ。脱稿年は不明だが沙汰書に三ヶ年という年限が切つてあることから、明治二十四年（一八九一）までには完成したものと考えられる¹⁹。

その後、山内家では明治四十四年（一九一一）に改めて家史編輯所を設置し、各藩主の事績や家政の動向をまとめる「山内家史料歴代公紀」の編纂事業を開始する。各大家が征夷大將軍から領地を宛がわれ、將軍に臣従するという幕藩体制下の大家の家史は、当然その家の領地の政治、経済、外交、社会、事件などを離れた独自のものとしては存在し得ず、山内家家史も土佐藩政全般を網羅的に叙述する実質的な土佐藩史となる。三十余年の歳月をかけ、初代一豊から十六代豊範までの十六代、計八百余巻の公紀がまとめられ、ほぼ完成に至ったというが、昭和二十年（一九四五）五月に家史編纂所があった山内家の代々木邸が空襲に遭い、作業中の原稿の一部が焼失、その部分は戦後、残存資料で補綴が行われている²⁰。ただこれら高知県や山内家による修史事業はいずれも同時代には公刊されることがなく、その成果が広く一般に共有されることはなかった。高知県によって刊行された初めての高知県史は、大正十三年（一九二四）に刊行された『高知県史要』であり²¹、「土佐藩政

録」が刊行されたのは、昭和四十九年（一九六九）、「山内家史料歴代公紀」のうち、天保十四年三月（明治十九年分）が「山内家史料 幕末維新」として刊行されたのも、昭和五十八年（一九八三）から平成十五年（二〇〇三）にかけてのことである。

これら県や山内家の修史事業の公開に先立って刊行された、初めての土佐明治維新通史が、大正元年に刊行された瑞山会編纂の『維新土佐勤王史』である。この『維新土佐勤王史』はその冒頭で、「本書の精神は、全く土佐志士の勤王党史たるに在り、即ち土佐山内家の維新藩史に非るなり」²²と宣言するように、土佐明治維新史をいわゆる藩政―藩上層部の動向からではなく、軽格層²³の集団である武市グループの視点から叙述したものである。そもそも身分上、藩政に参加することのできない軽格層を中心とする武市グループが藩政に関与したのは、文久二年（一八六二）から三年（一八六三）にかけてのわずか一年ほどに過ぎず、また坂本龍馬や吉村虎太郎らグループのメンバーの多くが土佐を亡命し政治活動を行うなど、武市グループの動向と土佐藩政とは本来全く異なるものである。しかし『維新土佐勤王史』では、土佐明治維新史を、勤王という正義を唱えた武市グループに公武合体勢力である土佐山内家が克服される過程として理解、叙述する。それゆえ、『維新土佐勤王史』は、慶応四年（一八六八）一月に容堂が徳川慶喜の追討令を受け入れる場面で実質完結しており、その後の戊辰戦争に於ける板垣退助の活躍などには触れるところがない。またこの枠組みの中で、土佐山内家は勤王志士への抵抗勢力という存在に矮小化され、「土佐の藩主山内家が、其の歴史の遺伝の情力は（略）深く且つ厚かりしなり。即ち土佐勤王党同志は、瑞山以下皆此の情力の為めに、其の命を致すの犠牲たりしもの、敢て深く怪むに足らず」²⁴と評価されることとなる。前述のように、『維新土佐勤王史』は「土佐山内家の維新藩史に非るなり」と軽格の視点から見た「私史」であることを明確に謳っているのだが、その編纂母体である瑞山会が田中光顕や佐佐木高行、土方久元ら中央政府の土佐閥が結成した会であったこと、編纂に先立って広範な史料収集や関係者からの聞き取りが行われ、本文にも一次史料が豊富に引用されるなど史料に依拠した史伝の形をとっていること、何よりも、他に土佐山内家の明治維新史を叙述した類書が存在しなかったことなどから、「各大家家を単位とする史料編纂」に準じるものとして²⁵、事実上唯一の土佐山内家の明治維新通史と見做され、土佐明治維新史に係る言説のベースとして、一般に流通することになる。

日比野利信氏は、大久保利謙が、「藩閥」に圧倒された「旧藩」の明治維新観を「旧藩史観」と呼んだことを受け、「我が藩」がいかに「勤王」

であったかをアピールする論理²⁵。「物語」を確立することによって「藩閥」に対するコンプレックスが「解消」され、「旧藩」としてのアイデンティティが「回復」されること²⁶を「旧藩史観」の特徴の一つとして挙げる。大久保氏によって「藩閥系の傍系」として分類されている『維新土佐勤王史』だが、その点では「旧藩史観」的な編纂物であると言えよう。また日比野氏は、文書や記録の収集と関係者からの聞き取りから「旧藩史観」という「物語」を立ち上げるためには「語り手」の存在が不可欠であることを指摘しているが²⁷、『維新土佐勤王史』を実質的に編纂した坂崎紫瀾は、坂本龍馬を始め、容堂や板垣、後藤象二郎、吉田東洋、岩崎弥太郎といった、土佐明治維新史の中で重要な役割を担った人物の伝記を書き続け、明治期に於ける土佐明治維新史の語り手を一人で担い続けた人物である。新聞記者である坂崎のこれらの仕事は、新聞や単行本といった形で出版メディアの中で流通し、多くの読者の目に触れることで、土佐明治維新史を一般に伝播しその歴史意識を形成することになった。日比野氏の表現を借りると、土佐明治維新史は坂崎に語られることによって、旧土佐山内家の「共通の記憶」となったのである。

第三節 史料焼失問題と修史事業の限界

ここまで見てきたように土佐明治維新史の修史事業は、維新後のかなり早い時期から数次に渡って行われているが、実はこの修史事業はそもそも問題を内包したものであった。

旧藩時代土佐山内家が作成、保管していた文書類は、維新後、高知藩から高知県庁への引継文書と山内家所有文書に分割されるが、主に前者は公的な藩庁史料、後者は御手許文書、御手許記録、国書類などと考えられる²⁸。このうち前者について、高知藩は明治三年二月二十日付の知事府布令で「諸局司に有之不用の筆記帳面反故類焼捨に被仰付置候所只今相残分金穀出入地方石数計二而密事或は朝廷御文字初上々様御名等無之分其局司々々に於て撰分を夫夫用度方江相渡候ハハ於彼役場御売払二相成筈、尤右御文字等有之分ハ兼而被定置通焼捨之筈に候間其旨可相心得事²⁹」と、「金穀出入地方石数計」を残し、「不用の筆記帳面反故類」について、売却及び焼捨の徹底を命じている。谷干城は、この文書破壊が「古き物を存ずれば人か古きことを云ふて面倒なりとは後藤等の論なり」と後藤象二郎によるものであるとし、「右の布令にて高知藩一切に

懸る書類烏有に帰したり。今日藩史を編せんとする殆と手を下す処なし」「用不用の弁別なく一炬に付したるは誠に可惜」³⁰。とコメントしている。この文書破棄により廃藩以前に既に藩庁史料の相当数が破棄され、高知県庁へ引き継がれたものは「この選別・廃棄をくぐり抜けた限定的な基本台帳類」に過ぎなかったとされる³¹。

公的な藩庁史料が残されない中で、土佐藩政を描くことの困難については、既に最初の修史事業である「高知県史料」が、「藩之記録庚午二月盡焼棄之故今日之搜索甚難或取之断爛之殘簡或採之一家之私記」³²と訴えている。その後の「土佐藩政録」や「山内家史料歴代公紀」は山内家が所有していた文書を軸として編纂されたと思われるが、明治二十五年（一八九二）に作成された山内家の家財台帳（御道具根居）には租税、土地、裁判などの藩政の基本史料や奉行所作成の日記や用留帳などの役場行政文書は記載されておらず³³、藩庁史料の欠落は、土佐藩修史事業の当初からのウィークポイントになった。このウィークポイントは『維新土佐勤王史』にもそのまま影響しており、例えば瑞山会は、武市らの下獄後の取調書類が高知藩から高知県庁に引き継いだ書類の中にあるのではと搜索を行っているが³⁴、結果、藩庁の文書は見つからなかったと思われ、『維新土佐勤王史』の武市の取調べの様子は、殆どが武市側の史料によってのみ叙述されている。笹部昌利氏も指摘するように、土佐山内家の幕末政治史の考察は、おおむね『維新土佐勤王史』の歴史理解を素地とする、「勤王史観」に引き付けられた歴史観によって考えられ再生産されてきたのが現状であり³⁵、そのことが土佐明治維新史研究の幅を著しく狭めていることは間違いない。しかし「勤王史観」というそもそもの編纂方針があつたことに加え、このような史料的制約があつたことが、『維新土佐勤王史』の叙述を、ますます史料の存する武市グループの側に傾斜させることになったと考えられる。公的な史料の欠如が、土佐明治維新史を個人所蔵の史料や個人の記憶に頼ったものときき、結果武市グループを中心にした史料発掘を行った、山内家中の維新での勝者である瑞山会の修史作業―『維新土佐勤王史』―が土佐明治維新史の言説をリードすることになったのである。

その後、前述のように、昭和二十年五月二十五日、代々木にあった山内侯爵家が空襲を受け、家史編纂所と多くの史料が焼失する。「山内家史料歴代公紀」の原稿は、この空襲で、宝永三年（一七〇六）七月く享保五年（一七二〇）五月分と、文政元年（一八一八）く元治元年（一八六四）分が焼失³⁶、また教棟あつたという史料収蔵庫も焼失し、「引用史料の多くは現存しない」³⁷という状況になる。この「歴代公紀」の焼

失分は、戦後、家史編纂所の所員であった平尾道雄によって補綴作業が行われているが、この作業は焼失以前に平尾が書き抜いていた綱文と引用文献名を元にしたものであり、綱文の典拠となる史料が現存しないケースも多く、現在その再検証は困難である³⁸。続いて同年七月四日には高知県立図書館が空襲により焼失し、保管されていた高知県庁引継ぎ分の藩庁史料も焼失する。アジア・太平洋戦争に於けるこれらの史料の焼失は、戦後の土佐山内家研究の進展に著しい制約を与えることになる。

第四節 土佐明治維新史研究史と平尾道雄

戦後、大学や博物館などの研究機関に所属する日本史研究者によって書かれた学術論文に於いて、土佐山内家研究の蓄積は決して多くない³⁹。例えば池田敬正は、五〇年代を中心に積極的に幕末土佐政治史の研究を行い、「討幕派」の形成とその性格の究明に分析の力点を置いた講座派の問題意識に沿って、土佐藩の天保改革、安政改革の土佐藩諸勢力の動向の分析を経て、中岡慎太郎を軸とした土佐藩討幕派の成立を論じている⁴⁰。しかしこの池田の議論は、その後継承・批判・発展されることのないまま、九〇年代に入ると講座派理論が完全に瓦解してしまい、現在では顧みられることも少ない。また一九九〇年代以降の実証研究に於いても、土佐明治維新史研究に関しては、特定の研究者によって継続した論文が発表されるのではなく、複数の研究者によって散発的に論文が発表される状況が続いている⁴¹。そのうち政治史に関する研究成果を簡単に整理すると、以下のような問題点を挙げる事が出来るよう。

① 研究対象時期が、土佐山内家が中央政局に関わった文久二年～三年の山内豊範の上京と慶応三年の政権奉還前後に係るものに集中している。特に安政期に関しては完全に空白地帯となっており、土佐天保改革以降の吉田東洋政権などに係る研究蓄積も殆ど存在しない⁴²。また文久三年の武市失脚後、慶応三年までの期間も空白である。

② 文久二年の土佐山内家の中央政局への関与について、中心となった武市グループの周旋活動の全容が不分明のまま、評価も行われていない。そもそも吉田東洋の暗殺後、土佐山内家の政治意思がどのようなプロセスで決定していたのか、どのような指揮系統にあったのかな

ど、武市グループを内包した組織体としての藩体制が不明である。また当時御用部屋出仕であった前当主・山内容堂と当主・豊範の政治的位置の差異や協働についても検証されていない。

③慶応三年の研究は、政権奉還を推進した後藤象二郎を中心に、主に政権奉還に至る経緯のみが論じられており、乾（板垣）退助、小笠原只八などの家中武力行使グループ、またこのいずれにも属さない保守派（小人木派などと称される）の動向については等閑視されている。

④前当主・容堂の意向が土佐藩政を大きく左右したことを示唆する論文は多いが、肝心の容堂の政治動向や政治戦略が検証されていない。

⑤土佐山内家と幕府、朝廷、諸藩との交渉や連携過程の具体的事例に乏しく、容堂と松平春嶽との関係がその往復書簡からわずかに窺えるに過ぎない。

⑥開成館事業を中心とする土佐藩の経済政策に対する目配りが不足している。

ただ史料根拠に至るまでの精緻さが求められる現在の実証研究に於いて、これまでも述べてきたような藩政史料の欠落は決定的であり、これらの研究も現存する限られた藩政史料や個人の日記、他家の史料を活用することで行われてきた。また藩政史料のみならず、武市グループの実証研究に於いても状況は同様で、これまで信頼できる史書として扱われてきた『維新土佐勤王史』にもその史料根拠が確認できない記述が少なくない。加えて編纂者の坂崎自身が、記述の出典について「ああ、あれは僕の即興じゃったよ」と答えたという逸話が残るなど⁴³、実証研究の素材として耐えうる著作ではないことが明らかになっている⁴⁴。

このように土佐山内家に関する研究蓄積は余り豊富ではないにも関わらず、その一方で夥しい数の坂本龍馬の伝記や土佐明治維新史に関する書籍が刊行されているが、その語りの典拠となっているのが、高知の地方史研究者・平尾道雄の著作である。平尾は大正九年（一九二〇）山内侯爵家史編纂所に入所、「山内家史料歴代公記」の編纂に当たる。昭和四年（一九二九）に坂本の伝記、『坂本龍馬 海援隊始末』を上梓し、以後、谷干城、中岡慎太郎、武市半平太、吉村虎太郎、山内容堂、吉田東洋、間崎滄浪、板垣退助など、土佐明治維新の人物の伝記を次々と発表する。また戦後は高知新聞社を活動の軸にして、『高知藩財政史』、『土佐藩経済史五部作（漁・林・工・農・商業）』などの土佐藩経済史、『土佐藩郷土記録』、『近世社会史考』、『土佐医学史考』などの各身分階層や制度についての論考など、土佐藩に関する多方面からの著作を発表、高知

県史を始めとする各自治体史の執筆も行っている⁴⁵。前述のように、「山内家史料歴代公紀」の補綴作業を行ったのも平尾であり、地方史研究者という立場ながら、例えば『國史大辞典』の「高知藩」の項も執筆するなど、一貫して土佐明治維新史研究の第一人者と見做され続けた。松浦玲氏は平尾の坂本伝を「深く史実を押えた比類のない正確さと、語りくちの平易さ面白さとが混然一体となった独特の魅力」⁴⁶と評しているが、平尾の業績は、高知県では「平尾史学」とも呼ばれ「土佐の歴史をさまざまな面から発掘し、大局的な視点で日本史の断面へと普遍化した」と評されるなど⁴⁷、現在でも土佐明治維新研究の基本研究として、圧倒的な影響力を保持している。

平尾は『維新土佐勤王史』を「維新史を知識し、理解するためには必要欠くべからざる文献と信じている」⁴⁸と評すると共に、「いわゆる土佐派の自由民権運動の基盤は、近世土佐藩の歴史のなかにつくられたものである」として⁴⁹、土佐山内家が戊辰戦争に参戦する時点で実質完結していた『維新土佐勤王史』の叙述をさらに推し進め、土佐明治維新史を自由民権運動に至る一連の連続した思想の系譜として提示する。平尾はその思想の原点を、土佐の藩学であった南学―閩齋学に求め、その閩齋学に国学が加わった形で土佐の士民に尊王思想が浸透⁵⁰、それが幕末に郷土や農村庄屋層を中核とした勤王党（武市グループ）として結実したと述べる。この武市グループの理想は勤王思想に基づく「王政復古」であったが、幕府を否定しない公武合体主義者であった容堂によって、武市は道半ばで斃れる。しかし武市の同志であった坂本の公議政体論「船中八策」により、公武合体論と討幕論の緊張関係は乗り越えられ、武市が理想とした王政復古は成し遂げられる。武市の敵対勢力であった後藤や板垣は坂本や中岡との提携によって王政復古に協力することになり、平尾は「このような歴史の流れのなかに、尊王思想と自由民権思想をつなぐ一つの系譜をわれわれはさぐることができるだろう」⁵¹と総括する。この平尾の論は民主主義の先駆を土佐に見出すものであり、平尾はその結節点となる坂本の「船中八策」を特に「維新史上最も注目すべき文献」⁵²と評する。加えて平尾は、「近世土佐藩の政策は商業主義の色彩が非常に強かった」⁵³とし、「藩の勸業殖産政策のもっとも組織化されたもの」⁵⁴として、慶応二年（一八六六）に、富国強兵を目的として設立された開成館を挙げ、それが岩崎弥太郎の三菱商会の母胎となったことを特筆している。

また平尾が蒐集した総点数五百二十二点に及ぶ史料は、高知市民図書館（現・オーテピア高知図書館）に寄贈され⁵⁵、「平尾文庫」として公開されており、この面での功績も大きい。いわば土佐山内家の史料とその修史作業の成果を存分に活用し、一般向けに翻訳し語ったのが、平尾

の業績だったと言えるだろう⁵⁶。戦後の坂本龍馬ブームが、司馬遼太郎の『竜馬がゆく』に拠るものであることは論を俟たないが、司馬は、平尾を「日本がもっている数少ない歴史家である」⁵⁷と評し、平尾の「坂本竜馬は維新史の奇跡的存在である」という言葉に魅かれて、坂本のことを調べたくなったと述べるなど⁵⁸、平尾の著作をその種本として使用している。坂崎を土佐明治維新史の語り手の第一世代とすれば、第二世代が平尾、そして第三世代を担った存在が司馬であったと言えるだろう。

一方で、平尾が中央学会とは一線を画しながらも一貫して土佐明治維新史研究の第一人者と見做され続けたのは、その論考のクオリティーは勿論として、山内家史料の焼失という問題も大きい。例えば戦前の平尾の著作には、典拠となる史料が現存せず、平尾の叙述の再検証が困難なものが存在する⁵⁹。また平尾の戦後の著作に用いられ、現在は「平尾文庫」に収められている、平尾が山内家家史編纂所の史料を書写したものとされる諸史料の中にも、やはり原史料が現存せず平尾文庫が原史料同様の存在になっているものが少なくない。平尾自身、土佐藩の経済史研究の貧困について、「その原因の最大なるものは戦災による文献の焼失である」「裏づける文献のとぼしさが大きな隘路となっているのではあるまいか」と指摘し⁶⁰、史料を公開する意味で、自らの著作に「従来私の採集し得た古記録はつとめて引用収載した」⁶¹と記している。しかしこれらの史料は平尾によって書写されたものであり、当然平尾の誤読、誤記のリスクは免れ得ない。またそもそもこれらの史料は、平尾が自らの研究に必要とした史料を任意に蒐集、書写したものであることから、例えば日記などは必要部分のみの抜き書きに留まるなど、断片的なものも多く、平尾文庫を起点に新たな研究に着手するにも制約が存在する。それでも原史料そのままの引用があればいいのだが、現存しない「福岡家御用日記」を典拠に、「二月二十四日の記事には十三貫目筒石玉約二十個を秋山村の出入の石工に命じた制作させた記事がある」⁶²という地の分を書かれると、これはもう平尾の記述を信じるしかない。平尾は山内家家史編纂所の戦後唯一の生き残りであり、極端な言い方をすれば、戦後、高知県の明治維新史料は、その史料の実在性の担保を始めとして、テキスト、所在、文書の性格などの情報を平尾が独占しており、平尾の枠を出ることは難しい状況にあった。平尾の著作がその死後に至ってもなお（平尾は昭和五十四年（一九七九）死去）、現在に至るまで土佐明治維新研究の基本研究として圧倒的な影響力を保持しているのは、その内容に加えて、依然として平尾の著作に依拠せざるを得ない史料が多数存在するからでもあり、これは土佐明治維新史研究が未だに抱える根本的な問題点であろう。

以上、土佐明治維新史に関する研究史を簡単に整理し、その問題点を述べた。本稿は直接的に一次史料を用いて土佐明治維新史の実証研究を試みるものではないが、現在流通しているこれらの土佐明治維新史の言説の成立を遡ってゆく中で、その起源が明治以降にあることが明らかになったものは実証研究の俎上から除外することができ、後世のフィルターで歪みが生じている史実は、そのフィルターを取り除くことでより正確な史実に還元することが可能である。また現在の土佐明治維新史の基礎史料と見做されている『維新土佐勤王史』や日本史籍協会叢書の成立過程を辿る本稿の作業は、これらの編纂史料に対する史料批判ともなり、その点からも、土佐明治維新史の実証研究の一助になり得るものと考えられる。

第五節 本稿の構成について

本稿はこれまで述べてきたように、明治以降の出版メディアの中での土佐明治維新史の語りを分析し、土佐明治維新史の歴史意識が、どのような勢力のどのような意図によって創出され、それがどのように一般へと伝播し、その歴史意識の中に定着していったかを、「坂本龍馬」を事例に検証することを目的としたものである。以下、その構成を各章の概要とともに紹介する。

第一章「坂崎紫瀾と土佐明治維新史の形成―「汗血千里の駒」を中心に―」では、土佐明治維新史の語りの嚆矢となった、高知のジャーナリストで自由民権家である坂崎紫瀾の「武市グループ三部作」とも言える新聞小説、「南の海血しほの曙」「汗血千里の駒」「南山皇旗之魁」を、特に坂本を主人公とする「汗血千里の駒」を中心に、坂崎が自由民権運動の枠組みの中で土佐明治維新史をどのような意図で解釈し、どのような枠組みで読者にそれを提示したか、またこの物語の中で坂本にどのような役割を担わせようとしたかについて検証する。

第二章「瑞山会と土佐明治維新史の形成―瑞山会諸士伝を中心に―」では、現在の土佐明治維新史の言説のベースとなっている『維新土佐勤王史』の編纂母体として知られている瑞山会の実態についての考証を行う。前述のように、『維新土佐勤王史』の記述の信憑性にはこれまでも疑問が呈されてきたにも拘らず、その編纂過程や編纂意図について詳しく検討されることもなく、また瑞山会とその事業の実態についても、これ

まで全くと言っていいほど明らかにされてこなかった。本章では、明治以降の殉難者顕彰の過程の中に瑞山会を位置付け、まずその会員の属性を明らかにすることで、瑞山会という会の性格と目的を考察する。次いで断片的ながら諸史料に表れる瑞山会の活動を時系列に整理することで、瑞山会の行った二つの事業―建碑事業と修史事業についてその活動の経緯を辿り、瑞山会が土佐明治維新史とその歴史意識をどのように形成していったかの分析を行う。

第三章「坂本龍馬伝に於ける伝説形成の過程―「船中八策」を中心に―」では、坂本の代表的事績として『國史大辞典』にも立項され、教科書にまで掲載されている「船中八策」についての考察を行う。これほど有名な文書でありながら「船中八策」には、坂本自筆本はもちろん、坂本から八策を聞き、起草したとされる長岡謙吉の自筆本や長岡本を直接に写したとの保証がある写本も存在しない。また同時代の人間が「船中八策を見た」という記録すら存在しない。本論では、なぜ一次史料で確認できない船中八策が「史実」とされているのか、明治〜大正期の坂本やその周辺の伝記を時系列的に整理し、そこに登場する様々な名称・テキストの「八策」を比較検討することから、「八策」の登場とテキストの成立過程、「船中八策」という名称の成立過程を確認し、坂本龍馬伝説形成の過程を具体的に明らかにする。

なお、終章では、本稿で論証したことをまとめ、今後の課題等の整理や問題提起を行う。

1 代表的な著作として、田中彰『明治維新政治史研究』（青木書店、一九六三年）が挙げられる。

2 例えば、奈良勝司「明治維新論の現状と課題」、宮下和幸「明治維新政治史研究の現在」（共に『歴史評論』八二二号、二〇一七年）など。

3 奈良勝司『明治維新をとらえ直す―非「国民」的アプローチから再考する変革の姿―』（有志舎、二〇一八年、二〇三頁）

4 藤田雅子「幕末期土佐藩と長州藩の関係をめぐる一考察―土佐藩主十六代山内豊範の離婚問題を事例として」（『東京大学日本私学研究室紀要 別冊 近世政治史論叢』、二〇一〇年、一二三頁）

5 「幕末期における土佐藩国事運動のかたち」（『日本歴史』八六一号、二〇二〇年、七〇頁）

6 武市半平太を首領とする土佐山内家軽格グループは、一般には「土佐勤王党」と呼ばれているが、この名称は本人たちが用いた同時代用語ではないことから、本稿では「武市グループ」という名称を用いることとする。

7 明治以降の旧土佐山内家家士の顕彰の過程とその事情については、高田祐介「国家と地域の歴史意識形成過程―維新殉難者顕彰をめぐって」（『歴史学研究』八六五号、二〇一〇年）、「維新の記憶と「勤王志士」の創出―田中光顕の顕彰活動を中心に」（『ヒストリア』二〇四号、大阪歴史学会、二〇〇七年）などに詳しい。

また自由党史の編纂過程にみる土佐派の歴史観については、中元崇智『明治期の立憲政治と政党―自由党系の国家構想と党史編纂』（吉川弘文館、二〇一八年）などに明らかである。

8 前掲高田「国家と地域の歴史意識形成過程―維新殉難者顕彰をめぐる―」、二頁

9 『歴史学部論集二』（佛教大学歴史学部、二〇一二年）所収

10 前掲高田「国家と地域の歴史意識形成過程―維新殉難者顕彰をめぐる―」、一九頁

11 『明治維新史研究』第六号（明治維新史学会、二〇〇九年）所収

12 ベネディクト・アンダーソン著、白石隆・白石さや訳『定本 想像の共同体―ナショナリズムの起源と流行』（書籍工房早山、二〇〇七年、八二―八七頁）

13 町田明広『新説 坂本龍馬』（集英社インターナショナル、二〇一九年、一六―一七頁）

14 日比野利信「維新の記憶―福岡藩を中心として―」（『明治維新と歴史意識』、吉川弘文館、二〇〇五年）

15 『明治七年、法令全書』（内閣官報局、一八八九年、三六三―三六六頁）。なお土佐山内家の修史活動の概要については、二〇一八年十一月二十三日

16 一八九九年二月三日の期間、高知城歴史博物館で開催された、「特集展 歴史になった幕末維新―記憶から記録へ―」の展示パネルの記述を参照した。内容は明治四年―十年の「高知県史」二十二冊、関係資料を筆写、編纂した「史料稿本」五冊、その他「高知病院諸書」、「流以上罪案」、「布達補欠」などが二十四冊であり、出来上がった稿本は修史館に提出され、現在は国立公文書館（内閣文庫、和書、請求番号・府県史料高知）に所蔵されている。完成年は不明だが「雑録」と題する簿冊に、明治十八年二月の駅通局の文書が含まれていることから、最終的には明治十八年以降のことと思われる。

17 翌年四月に、この四家に岩倉・三条の両家を加える形で史談会が結成される。（『史談会記事・第二輯』、史談会、刊行年不明）

18 『豊景公紀』明治二十一年八月条・引用文書一九四（高知県立高知城博物館蔵）。他にも手島季隆、大石円らが編纂員として参加している。

19 「山内家史料歴代公紀」に、明治十五年に、山内家から福岡孝弟、細川潤次郎に容堂公遺事編纂を委嘱したという記事がある（『豊景公紀』明治十五年四月十三日条『山内家史料 幕末維新第十五編』、山内神社宝物資料館、一九九〇年、四〇四頁）。「土佐藩政録」には、現在伝来している稿本の他に戦災で焼失した写本が幾種もあり、その中には福岡や細川が朱を入れたものもあったといひ（平尾道雄『土佐群書集成・第二十巻 土佐藩政録（上）』解説、高知市民図書館、一九六九年）、おそらくこの容堂公遺事が「土佐藩政録」に発展したと考えられる。

20 「山内家史料歴代公紀・解題」（『山内家史料 歴代公紀綱文集上巻』、山内神社宝物資料館、一九九二年）。藤田雅子「土佐藩山内家文書の伝来と管理」、（国文学研究資料館編『幕藩政アークイブズの総合的研究』、思文閣出版、二〇一五年、一九〇―一九一頁）。大野充彦「山内家史料」について」（高知県教育委員会文化振興課編『高知県歴史資料調査報告書 土佐藩主山内家歴史資料目録』、一九九一年、一八四―一八六頁）

21 『高知県史要』（高知県、一九二四年）。本書の「緒言」によれば、明治四十五年に県史編纂事業を開始し、大正十二年三月に事業を終了している。また編纂に関しては「県知事の名を以て侯爵山内家並本県出身諸先輩・学者に編纂上の援助を請ひ」「東京帝国大学史料編纂掛、侯爵山内家編纂所に、史料調査を囑し」としている。

22 瑞山会編『維新土佐勤王史』（富山房、一九二二年、凡例一頁）

23 今日では一般に土佐の上級・中級に属する武士を「上士」、それ以下に属する武士を「下士」と呼んでいるが、旧藩時代の用例は見当たらず、明治

- 以降に用いられ始めた用語だと思われることから、本稿では「士格」、「輕格」という用語を用いる。(参照：片山剛「土佐藩年譜類」の概要と藩士格式の基礎的考察、『高知城歴史博物館研究紀要』第一号、二〇一九年)
- 2 4 前掲『維新土佐勤王史』、一二九七ページ
- 2 5 大久保利謙の「明治維新史研究の発展系統図」(大久保利謙「王政復古史観と旧幕史観・藩閥史観」『大久保利謙歴史著作集七 日本近代史学の成立』、吉川弘文館、一九八九年、三七三〜三七五頁)では、『維新土佐勤王史』は、『西郷隆盛伝』『大久保利通伝』『防長回天史』などと同じ、藩閥系の傍系として分類されている。
- 2 6 前掲日比野「維新の記憶―福岡藩を中心として―」、一六七頁
- 2 7 同右、一六七頁
- 2 8 前掲藤田「土佐藩山内家文書の伝来と管理」、一八三頁
- 2 9 前掲大野「山内家文書の伝来について」、一五九頁
- 3 0 山内家史料「豊範公紀」明治三年二月二十日条(『山内家史料 幕末維新第十二編』、山内神社宝物資料館、一九八八年、七三二頁)
- 3 0 谷干城「隈山詒謀録」(島内登志衛編『谷干城遺稿 上』、靖献社、一九二二年、二〇九頁)
- 3 1 前掲藤田「土佐藩山内家文書の伝来と管理」、一八八頁
- 3 2 「高知県史料 史料稿本 藩政之部凡例」(国立公文書館蔵。内閣文庫、和書、請求番号・府県史料高知)
- 3 3 前掲藤田「土佐藩山内家文書の伝来と管理」、一八九〜一九〇頁
- 3 4 明治十九年三月二十三日付、島村笑児宛田中光頭書簡(オーテピア高知図書館蔵、宮地美彦資料)
- 3 5 前掲笹部「幕末期における土佐藩国事運動のかたち」七一頁
- 3 6 「公紀綱文分類索引表」(『山内家史料 歴代公紀綱文集 上巻』、山内神社宝物資料館、一九九二年、四八七〜四九〇頁)。「山内家史料歴代公紀綱文分類索引表」(『山内家史料 歴代公紀綱文集 下巻』、山内家史料刊行委員会、一九九二年、六八五〜六九二頁)。他にも「豊範公紀」の慶応元年六月分と明治元年正月一日〜廿日分が紛失しており、これも平尾道雄によって補填された。(山内豊秋「山内家史料「幕末維新」編について」『山内家史料 幕末維新第四編』、山内神社宝物資料館、一九八三年、一六頁)
- 3 7 前掲大野「山内家史料」について、一八六頁
- 3 8 例えば、文久三年九月五日条では、「勅命ヲ奉シ侍大将西野丹下、住吉陣營ノ兵ヲ率キテ上京ス」という綱文に対して、「中老月番記録」「安岡清里筆記」「下許武兵衛日記」「上岡膽治文書」を典拠としているが、いずれも原典の引用を欠いている。(『山内家史料 幕末維新第三編下』、山内家史料刊行委員会事務局、二〇〇三年、二〇五頁)
- 3 9 高知県では戦前から郷土史研究が盛んであり、特に大正六年に結成された土佐史談会は現在まで続き、その会報「土佐史談」(第十七号までは「土佐史壇」)は高知の郷土史研究の要として、これまで平尾道雄を始めとして、多くの論稿を掲載してきた。二〇二〇年七月刊行のもので二七四号を数える。
- 4 0 池田敬正「天保改革論の再検討」(『日本史研究』三二号、一九五七年)、「土佐藩における安政改革とその反対派」(『歴史学研究』二〇五号、一九五七年)、「土佐藩における討幕運動の転回」(『史林』四〇巻五号、一九五七年)など。

土佐幕末政治史に関する主な研究成果として、

青山忠正「土佐山内家重臣・寺村左膳―薩土盟約と政権奉還建白」(佐々木克編『それぞれの明治維新―変革期の生き方』、吉川弘文館、二〇〇〇年)
 笹部昌利『「人斬り」と幕末政治―土佐藩山内家の政治運動と個性―』(『鷹陵史学』三二号、二〇〇五年)、前掲「幕末期における土佐藩国事運動のかたち」

高山嘉明「幕末期京都における土佐藩の活動」(『高知県立坂本龍馬記念館 現代龍馬学会論集』一〇号、二〇一九年)、「幕末期土佐藩の清和院門警衛について」(『高知県立坂本龍馬記念館研究紀要』創刊号、二〇一九年)

岩村麻里「四侯会議後における土佐藩の政治的動向―宇和島藩との交流を手がかりとして」(『土佐史談』二六八号、二〇一八年)、「幕末中央政局におけるイカルス号事件とその影響―土佐藩政とのかかわりを中心に」(『駿台史学』一五八号、二〇一六年)

藤田雅子、前掲「幕末期土佐藩と長州藩の関係をめぐる一考察―土佐藩主十六代山内豊範の離婚問題を事例として」

亀尾美香「中岡慎太郎の討幕思想と周旋活動―慶応二年一月以降を中心として」(『中央大学大学院研究年報』二九号、二〇〇〇年)などの論考がある。

また坂本龍馬に関しては、

塩見薫「坂本龍馬の元治元年」(『日本歴史』一〇八号、一九五七年)

船津功『「大政奉還」をめぐる政権構想の再検討―坂本龍馬『新官制案』の史料批判を中心に』(『歴史学研究』三七五号、一九七二年)

飛鳥井雅道『「奉還」と『討幕』―坂本龍馬の三つの文書・上』(『人文学報』四一号、京都大学人文科学研究所、一九七六年)

箱石大「坂本龍馬の人物像をめぐって」(『歴史評論』五三〇号、一九九四年)

青山忠正「文体と言語―坂本龍馬書簡を素材に」(『佛教大学総合研究所紀要』八号、二〇〇一年)

松下祐三「薩長商社計画と坂本龍馬―坂崎紫瀾の叙述をめぐって」(『駒沢史学』五九号、二〇〇二年)

吉田健「文久三年の龍馬と福井藩」(『福井県文書館研究紀要』八号、二〇一一年)

寺島宏貴「大政奉還と「職制案(新官制擬定書)」―「公議」の人事―」(『19世紀学研究』七号、二〇一三年)などがある。

また坂本を直接に論じたものではないが、薩長盟約の成立に関する実証研究の中で、坂本個人の周旋能力によって盟約が成立したとの定説を否定した、町田明広「慶応期政局における薩摩藩の動向―薩長同盟を中心として」(『神田外語大学日本研究所紀要』九号、二〇一七年)が注目される。

吉田東洋に関する研究には、史料集として『吉田東洋遺稿』(日本史籍協会、一九二九)、伝記として『吉田東洋』(福島成行著・刊、一九二六)、『吉田東洋』(平尾道雄、吉川弘文館、一九五九年)、吉田が編纂した『海南政典』、『海南律例』を、官僚制の視点から考察した石尾芳久『海南政典、海南律例の研究』(法律文化社、一九六七年)がある。

平尾道雄『維新土佐勤王史』について(『土佐史談』第一五〇号、一九七四年、一四四頁)

『山内家史料歴代公紀』にも『維新土佐勤王史』を典拠とする記述が散見され、注意が必要である。

平尾の著作で刊行されたものは約百点、雑誌や新聞に発表したものは約四百点に及ぶという。(『再見 平尾史学』、財団法人平尾基金、二〇〇九年)

松浦玲「坂本龍馬 海援隊始末記・解説」(平尾道雄『坂本龍馬 海援隊始末記』、中央公論社、一九七六年、二八九頁)

前掲『再見 平尾史学』、一一頁

- 4 8 前掲平尾『維新土佐勤王史』について、一四四頁
- 4 9 平尾道雄『土佐藩』（吉川弘文館、一九六五年、新装版二三四頁）
- 5 0 平尾は特に天保十二年に高知近郷の農村庄屋によって結成された秘密同盟である「天保庄屋同盟」にその画期を求める。この同盟は、庄屋は將軍・大名とともに、朝廷に直屬し、配下の農民保護の職分に忠誠を尽くさねばならないとし、武家による非道の王民庄迫に対しては、武力をもって対抗することこそ庄屋の使命だとしたものである。例えば高岡郡榑原村の庄屋、吉村虎太郎は、王名に背く幕府を懲らすのは大名や庄屋の仕事であると考えるなど、平尾は、この庄屋同盟の意識が庄屋たちを武市グループの勤王盟約に参加させ、攘夷や討幕運動に前進させたとする。（前掲平尾『土佐藩』、新装版一〇七〜一二二頁）
- 5 1 平尾道雄『自由民権の系譜―土佐派の場合』（高知市民図書館、一九七〇年、二〇八頁）
- 5 2 平尾道雄『坂本龍馬 海援隊始末』（萬里閣書房、一九二九年、二三三頁）
- 5 3 平尾道雄『維新経済史の研究』（高知市民図書館、一九五九年、一頁）
- 5 4 同右
- 5 5 前掲大野「山内家文書の伝来について」、一六〇頁。なお「平尾文庫」は、幕末維新修史事業関係、山内家史編纂事業関係が大半を占める。戦後高知県では、平尾を中心に、『高知県史』を始め、土佐の歴史・地誌・民俗などを集成した一大叢書である『南路志』や『皆山集』、土佐山内家の法令を集成した『憲章簿』、「真覚寺日記」「土佐藩政録」「容堂公遺翰」など主に江戸〜明治初期の史料を翻刻した「土佐群書集成」など、近世史料が次々に翻刻刊行されており、平尾を中心に高知県の明治維新史研究は活況を呈した。
- 5 6 司馬遼太郎「城北の丘の家に」（『司馬遼太郎が考えたこと三』、新潮社、二〇〇一年、三二九頁）
- 5 7 司馬遼太郎「幕末を生きた新しい女」（前掲『司馬遼太郎が考えたこと三』、七四頁）
- 5 8 司馬遼太郎「幕末を生きた新しい女」（前掲『司馬遼太郎が考えたこと三』、七四頁）
- 5 9 例えば『吉村虎太郎』（大道書房、一九四一年）では、藩庁記録「罰断絶」を引用し、武市グループの池内蔵太の履歴を紹介しているが（二八二頁）、この「罰断絶」は明治三十五年時点で山内家の家財台帳、「御道具根居」に掲載されているものの大正四年に東京に送られその後不明となっている。おそらく戦災で焼失したものと思われ、原史料の確認が不可能であることから、この平尾の引用をそのまま用いるしかない。（「罰断絶年譜」の消息については、高知県立高知城歴史博物館の高木翔太学芸員にご教示いただいた。）
- 6 0 平尾道雄『増補新版 高知藩財政史』（高知市民図書館、一九六五年、緒言）
- 6 1 同右。例えば池田敬正は論考のあとがきに、「平尾氏が、未発表論文の借覧を心よく許されたことは、誠に感謝にたえない」（池田敬正「藩政改革と明治維新―高知藩―『社会経済史学』二二号、一九五六年、一三九頁）と平尾への謝辞を記しているが、これは論文そのものというより、そこに引用されている未発表史料の開示を得たという意味合いの方が強いと思われる。
- 6 2 平尾道雄『土佐藩工業経済史』（高知市民図書館、一九五七年、二二五頁）

第一章 坂崎紫瀾と土佐明治維新史の形成―「汗血千里の駒」を中心に―

序論で述べたように、明治政府は、特に維新政権の支配の正当性の根拠としての王政復古の記録＝明治維新史の編纂事業を推進した。高知県や土佐山内家に於いても、戦前「高知県史料」「土佐藩政録」「山内家史料歴代公紀」などの修史事業を行っているが、これら高知県や山内家による修史事業はいずれも同時代には公開されることがなく、その成果が広く一般に共有されることもなかった。またこれら県や山内家の修史事業の公開に先立って刊行された、初めての土佐明治維新通史である『維新土佐勤王史』の刊行も、大正元年（一九一二）のことである。

それでは、これらの修史の成果が公開される以前、土佐明治維新史はどのような形で語られ、その歴史意識はどのようにして形作られてきたのであろうか。その語り手の役割を担ったのが、民間で刊行された同時代史としての通俗明治維新史本―実録風、講談風の俗書であると考えられる。大久保利謙は、民間で刊行された通俗的な維新史の史書について「明治五年に刊行された『近世史略』のごときが類書の先駆ではなからうか」¹とし、明治六年（一八七三）の『近世事情』（山田俊蔵、大角豊治郎）、七年（一八七四）の『内国史略』後編（石村貞一）など十冊を超える後世の類書を挙げている。一方で大久保はこれらの史書とは別に、『復古夢物語』、『近世桜田紀聞』（松村春輔）、『近世紀聞』（染崎延房）などの読み物的な維新史―実録文学の存在を挙げ、坪内逍遙の「私が維新の大活劇に関する初知識を得たのは、主として彼れらの作に依つてであつた」という回顧談を引きながら、「この種の実録文学は、また維新の啓蒙書としても相当役立っていたことも見逃せないのである」²と述べている。これらの稗史―通俗明治維新史や実録文学は、ペリー来航や幕長戦争といった断片的な出来事について断片的な情報しか持っていないかった明治初期の大衆に、明治維新史の秩序だったストーリーを提示し、幕末の混乱と徳川幕府から明治政府への政権交代が何だったのかという理解を与えることで、明治初期の大衆の明治維新に対するイメージを教導し、その歴史意識を形成する上で大きな役割を果たしたと思われる。同様に土佐明治維新史の歴史意識の形成も、これら通俗明治維新史の語りの中で行われた。広く一般の目に触れる形で土佐明治維新史が語られたのは、明治十三年（一八八〇）に、高知の新聞記者・坂崎紫瀾が『高知新聞』紙上に連載した小説、「南の海血しほの曙」（以下「南の海」）

を嚆矢とすると思われる³。坂崎はこの「南の海」、それに続く坂本龍馬を主人公とした小説「汗血千里の駒」(明治十六年・一八八三)。以下「汗血」で、初めて土佐明治維新史を通史的に描き、併せて「土佐の勤王運動とは何であったのか」という土佐明治維新史を解釈する枠組みを提示する。坂崎は他にも山内容堂や板垣退助、後藤象二郎、吉田東洋、岩崎弥太郎といった、土佐明治維新史の中で重要な役割を担った人物の伝記を執筆し、明治期に於ける土佐明治維新史の語り手をほぼ一人で担うこととなるが、その文業の多くは新聞小説や一般書籍といった形で発表されている。その後、坂崎がこれらの著作の中で創出した土佐明治維新史の枠組みは、自著を含む出版メディアの中で繰り返し再生産される中で次第に定型化してゆく。そして坂崎はその枠組みの集大成として、序章でも述べた、事実上唯一の土佐山内家の明治維新通史と見做され、土佐明治維新史に係る言説のベースとなっている『維新土佐勤王史』を編纂するのである。このような側面からみても、土佐明治維新史の歴史意識形成の上で、坂崎が担った役割は非常に大きいものがあると言えよう。ところがこれらの通俗明治維新史本については、「もともと嚴重な学問的検討に耐えられるものではない」⁴という理由から歴史学では顧みられることが少なく、坂崎についても、坂本龍馬の最初の伝記作者という程度の認識で、「汗血」が「政治小説」という文学ジャンルの代表作の一つとされていることから、僅かに国文学研究の範囲の中で扱われてきたに過ぎない⁵。

「政治小説」は『日本近代文学大事典』では、「もっぱら、明治十年代の中期から二十年代の初頭までの時期に盛行した、自由民権系の一群の政治的宣伝文学に限定して用いられるところの、特定の文学史的概念の一つ」⁶と定義される。国文学者の柳田泉は、明治十年代には政治家や政治事件を描いたものがいろいろあるが⁷、これはあくまでも人物、事件への興味を中心であって、「ただ西郷が古今無双の英雄だからというのでは、政治小説にはならない」と述べ⁸、政治小説は、これを民権論につなげて、「読者に対して小説という形で、はっきりとした政治思想、政治的イデオロギー、乃至政治教育(洗脳といってもよい)を与えるものでなくてはならぬ」⁹とする。その上で坂崎を、「歴史風の政治小説に新しい道を拓いた。即ち明治維新前後の志士の活動を描いて、暗にそれを自由党の民権思想と結びつけ、読者の喝采を博した」と評している¹⁰。後述するように、「汗血」は士格と軽格(郷土)の対立で始まり、その事件に坂崎は軽格の視点から「天賦同等の感情に胸の炎を焦がしつゝ、其門閥を憎み階級を軽んずるの勢已に成れる」とのコメントを記している。これは「天賦同等」と言う言葉に明らかのように、自由民権の視点

での語りを読者に提示したものであり、これらの表現を受けて、文芸評論家の前田愛は『日本近代文学大事典』で、「汗血」を「明治維新を天賦人權にめざめた下級武士の上士への抵抗、封建時代への反抗として把握しているところに政治小説的な骨格を見ることができ」¹¹と解説している。同様に高知の国文学者・岡林清水も、「明治維新は天賦人權・平等にめざめた下士・軽格たちの、上士への抵抗、封建時代への反抗であったとみなし、明治維新の大精神は自由民権につながると考え、この自由党的思想性でもって「汗血千里の駒」を支えている」¹²との見解を述べ、そこには言論を圧迫され自由民権家として窒息的牢獄的状况にあった坂崎の、自由への憧憬と解放の精神という自己主張が現れているとする¹³。また歴史学者の飛鳥井雅道は更に一步踏み込んで、「上士対郷士の対抗関係を、彼（引用者注・坂崎）は、藩閥隊民党の対立にそのまま読み込んで話を展開させていった」¹⁴と解釈する。

これら「汗血」の先行研究の解釈には基本的に論者も同意するものであるが、一方でこれらは坂崎の土佐明治維新史観について、先行する「南海」からの連続した視点での検討が欠けており、また「汗血」の語りから自由民権思想の枠組みを抽出し、政治小説の型に嵌め込んだところで作品論を終わらせてしまっている。しかし後述するように「汗血」執筆当時の自由党は決して一枚岩の組織ではなく、その内部は大きく動揺していた。このような自由党の状況が「汗血」の作品論に反映されることはなく、飛鳥井は「板垣にたいして、紫瀾の点がかかり甘い」という重要な指摘を行いながら、「自由の泰斗・板垣を傷つけたくなかったらしいのだ」¹⁵という結論に甘んじてしまっている。ただ前田愛の「坂本龍馬の知己であった後藤象二郎が、げんに自由党の幹部として活躍しているという人脈をとおして、幕末史における土佐藩の活動と民権運動を指導する立志社との脈絡を読者に印象づける工夫がこらされていた」¹⁶という指摘は、本稿の論旨とも関わって重要である。

また「汗血」には新聞に連載されたものとそれをまとめた単行本が存在し、この両者には作品構成に関わる根本的な異同が少なくない。これは単行本化に当たっての編集作業に作者の坂崎は関与せず、編集作業が坂崎の意向とは無関係に、別人の手によって行われたことによる。この両者の異同を比較分析することで、同一の作品でありながら、「汗血」の新聞連載版と単行本版の解釈は大きく異なってくるのだが、「真に紫瀾の原作を読みたいという人々は、「土陽新聞」に就くを可とする。その方が、文章も気迫があつてよいのである」¹⁷程度に、これまでの研究史はその異同に鈍感であり、単行本版をもとに、「汗血」を自由民権の枠組みで書かれた坂本龍馬の伝記としてしか解釈してこなかった。

本章では、通俗明治維新史のテキストが歴史意識の形成に果たした役割の一例として、土佐明治維新史の形成に於ける坂崎紫瀾の役割を検討する。具体的には、坂崎の手掛けた「武市グループ三部作」とも言える新聞小説―「南の海血しほの曙」「汗血千里の駒」「南山皇旗之魁」―特に「汗血千里の駒」を中心に、坂崎が土佐明治維新史をどのように解釈し、どのような枠組みで読者にそれを提示したかを検証する。坂崎が、処女作「南の海」で主人公として取り上げたのは武市半平太や平井収二郎であった。しかし「汗血」が書かれた明治十六年の時点では、坂崎はある理由から坂本龍馬の物語を書かねばならなかったのだ。当時の自由党の状況と「汗血」を重ね合せながら、「汗血」のもう一つのテーマについて考察したい。

第一節 坂崎紫瀾と土佐明治維新史の枠組みの創出

第一項 坂崎紫瀾と政治小説

オーテピア高知図書館蔵の坂崎紫瀾自筆の年譜（紫瀾年譜）に拠れば、坂崎は嘉永六年（一八五三）十一月十八日、土佐山内家の医師・坂崎耕芸直弘の二男として、土佐山内家の江戸鍛冶橋邸に生まれている。幼名は謙次、長じて斌まかである¹⁸。「御侍中先祖書系図牒」¹⁹に拠れば、坂崎氏は代々医術を以て山内家に仕え、坂崎の父・耕芸は、鍼灸医本道医兼帯で四人扶持切米十五石、格式は御小姓格という土格階級である。医師という家業上、坂崎氏は基本的に奥向の御用を勤めていたと思われる、耕芸も天保十四年（一八四三）に鏝姫、銚姫（共に第十三代当主・豊熙の娘）付きを命ぜられており、以降も「御方様御用」や「御奥向御用」、あるいは山内家の分家である山内大学（豊栄・容堂の叔父）や山内民部（豊誉・容堂の実弟）附などを拝命している。

坂崎は明治二年（一八六八）、藩兵となって江戸に行くが、函館が平定されたため、戦場に出ることもないまま土佐に戻る。明治七年（一八七四）には愛国公党の創立に参加し²⁰、数カ月で愛国公党が自然解散すると、長野県松本裁判所の判事や『松本新聞』の主筆となる。『松本新聞』時代の坂崎は、社説・論説欄で自由民権論などを説くのみならず、演説会を起し弁士として登壇したり、塾を開いて後進の指導に当る、といった自由民権のプロパガンダ的活動を行っていたとされるが²¹、彼がどのような契機で自由民権運動に関わるようになったのかは不明である。その後高知に戻り、県庁学務課や士族授産の為の機関である百做社などを経て、明治十三年七月に創刊された第二次の『高知新聞』の編集長となる。この『高知新聞』で坂崎は初めて小説の筆を執るが、それが明治十三年九月十九日から翌十四年（一八八一）九月二日まで計七十二回に渡って、南國野史の筆名で連載された「南の海血しほの曙」である。

民衆にわかりやすく民権思想を伝え理解させる為に、民権家は様々な方法を試みており、例えば高知ではその思想の宣伝として民権歌謡という手段を用いた。安岡道太郎作の「世しや武士」や植木枝盛作と伝わる「民権かぞへ歌」、毎夏には鏡川の納涼場で「民権踊り」が行われていた

といい、坂崎自身も「民権詞曲十余種」と紫瀾年譜に記している。後述するように、坂崎は講談や芝居でも民権思想の教導を試みており、小説という手段もその一環として採用されたのであろう。ちなみに「南の海」の連載に先立って掲載された「稟告」には「憂世殉難ノ前哲坂本武智以下ノ行状ヲ伝奇体ニ登録シテ少年子弟ノ精神ヲ奮興セント欲ス」²²と記されており、「南の海」が「少年子弟」への民権思想の教導を目的にして、伝奇体（ここでは小説の意）という形で執筆されたことが窺える。

小説が社会に与える影響力について、坂崎と共に政治講談を行った和田稻積は、「世の所謂下等社会の勞力者に至ってハ、斯る高尚なる方法によりて政事思想を養成すること六ヶ敷く是非共解り易き俗談平話を以つてせざるべからず（略）面白可笑く巧に綴りたる極めて通俗文の冊子を以つてする時ハ、知らず識らず読む者をして脳裡に政事思想の種を蒔くの便益あり」²³と論じており、坂崎自身も、「之（引用者注…小説、稗史）を読む者の多きに至れば、其書の社会を動かすの力も亦随ふて驚く可きものあるハ、彼の日本外史西洋事情の両書が維新前後に最も多く売れたるを以ても知らるべし」²⁴と小説や稗史の効果を評価している。

第二項 土佐明治維新史の枠組みの創出―「南の海血しほの曙」

「南の海」でまず注目されるのが、連載に先立って掲載された「諸言」である。長文ではあるが、坂崎の土佐明治維新史観の基礎となる言説であるので、以下抜粋して引用したい。

我か旧藩祖の土佐に封ぜらるゝや全国長曾我部氏の遺臣たらざるはなく殆んど主客其勢を異にし加るに土豪頗る頑強にして往々政令を奉せざるに至る。於是藩祖は武断以て之を駕御せんと欲し先づ自ら信任する臣属所謂士格以上の者に非常の特権を付与し其対敵以下の種族若し士格の者に向ひて無礼の挙動あらば何人を論ぜず即時に之を刀殺せしむ（略）（軽格は）時に宏才博学の人材を出すことあるも其の士格以上に在らざる者は却て当路の猜忌する所となり或は下僚に沈淪し或は村学究に落拓して僅かに其口を糊するに過ぎず（略）上記す所は土佐国近世沿革史の淵源にして他日瑞山武市氏等一二俊傑所謂士格以下の社会に崛起し勤王の大義を以て壮年輩を鼓舞誘導せしにより皆

先を争ふて白柄朱鞘の三尺刀を腰間に横たへ父母の国に永訣し朝に攘夷を唱へ夕に討幕を議し慷慨激昂（略）身を殺し仁を成すの熱血に出づると雖ども深く其内部に觀察を下し来れば亦封建制度の反動力実之にか一原因を為したるなり。西哲曰く天は人の上に人を造らず人の下に人を造らずと（略）今や万民同等の真理は吾人の頭脳上に銘記するの日に当り尚ほ一種の新門閥を組織し人間最大の欲望を壟断せんとする者あるは何ぞ思はざるの甚しき²⁵。（傍丸原文ママ）

坂崎はまず、土佐の武士階級内部での土格と軽格の身分差に触れ、その対立構造の原因を、旧領主・長宗我部家の遺臣に対する、山内家の武断的措施に求める。坂崎はこれを「土佐国近世沿革史の淵源」とし、「天は人の上に人を造らず、人の下に人を造らず」という福澤諭吉の言葉を山内家家中の土格と軽格の身分差別に当てはめ、土佐の明治維新を、身分制度に虐げられてきた軽格たちの封建制度に対する反動―万民同等の真理を求める人権闘争だったと位置付ける。更に坂崎は、新門閥―藩閥政府を、封建制度が打倒された今も、かつての封建制度と同じく個人の人権を阻害する存在として弾劾する。この文脈において、藩閥政府への人権闘争を行う自由民権運動は、土佐の倒幕運動の再現と見做され、軽格たちは自由民権運動の先駆者として捉えられることになるのである。これは後の「汗血」にも共通するテーマ設定であり、坂崎が土佐の明治維新を自由民権運動の活動家の視点で見ることによって獲得した歴史観であった。

ただ実際には土佐の軽格層の中心を担った郷士階級は、当初起用された慶長郷士、百人衆郷士こそ長宗我部旧臣や一領具足等を条件としたが、その後の百人並郷士、幡多郡郷士、仁井田・窪川郷士は新田の開発・支配を条件に認められた郷士であり、またこれら既存の郷士から領地や年貢徴収権を買い取った野取郷士、免売郷士、譲受郷士なども存在した²⁶。例えば武市家の先祖は長宗我部家の旧臣で一領具足であったようだが²⁷、坂本家の場合は譲受郷士である。坂崎の設定した、郷士⇨長宗我部の遺臣という図式は、郷士階級の成り立ちを説明するものではないが、必ずしも郷士階級全体に敷衍されるものではなく、土格と軽格の対立構造を単純化して説明するフィクショナルな言説であると言える。

「南の海」は嘉永六年のペリー来航から始まり、文久三年（一八六三）五月・姉小路公知が暗殺される朔平門外の変までの土佐山内家の動向を、武市グループを中心に描いた小説である。第二章で詳述するが、「南の海」の連載が始まった明治十三年九月には、浜田八束ら高知県の有志から、武市ら八十人を、土佐の国事殉難者を祀るために高知藩主が創立した大島岬神社（現・高知県護国神社）に合祀したい旨の請願書が高知

県令宛に提出されている²⁸。断絶された武市の家録は明治十年（一八七七）に既に復しているが、この武市グループの国事殉難者を顕彰する一連の動きも、坂崎の執筆を後押ししたかと思われる。

坂崎が当初「南の海」をどのような構成で考えていたかは、「諸言」に記した前編目録に明らかである。

南の海血潮の曙前編目録

- 第一回 賦^二古体^一書生嘲^二権門^一 発^二片言^一劍客服^二国士^一
- 第二回 亢龍無^レ元斃^二高知城^一 猛虎失^レ脚捕^二伏見駅^一
- 第三回 奉^二勅命^一藩震^二霸威^一 請^二手書^一両士罹^二奇禍^一
- 第四回 英雄不^レ忍^レ去^二父母国^一 壯士争護^二送續紳行^一
- 第五回 首難兵一挙試^二快戦^一 絶命詞千秋伝^二芳名^一
- 第六回 字々涙美人悲^二永訣^一 句々血孝子弁^二大義^一
- 第七回 慷慨訴^レ冤自作^二冤鬼^一 従容待^レ死遂就^二死地^一

第二回は参政・吉田東洋の暗殺と、亡命した吉村寅太郎が寺田屋事件に連座して藩吏に引き渡されたこと、第三回は中央政局での武市グループの隆盛と、武市グループの平井収二郎、間崎哲馬が青蓮門宮の令旨を受け罪に問われたことであろう。そして第四回の七卿落から、第五回の吉村寅太郎の天誅組拳兵を経て、第七回の平井・間崎・武市の切腹に至る。つまり「南の海」は、文久二年（一八六二）の武市グループの中央政局進出から慶応元年（一八六五）の武市の切腹までを、封建制度打破への階級闘争という枠組みの中で、武市グループの軽格たちの群像劇として描こうと意図した小説なのである。

物語は間崎の紹介から始まり、武市、吉村らが順次登場する。そして第十八回で平井が登場すると、物語は平井を中心に描かれることとなる。これまで土佐明治維新史を記した類書がない中、坂崎が執筆の拠り所とした資料は、平井の日記『隈山春秋』と『帰南日記』であった。『隈山春秋』は、平井が土佐山内家十六代当主・豊範の上洛に供奉して上洛した、文久二年八月二十三日から同三年の三月十五日までの日記であるが、

この時期平井は武市と共に他藩応接役に任ぜられ、京で周旋活動を行っており、『隈山春秋』にはその周旋活動の様子が記されている。またもう一冊の『帰南日記』は平井が罪を得て土佐に帰国させられる文久三年四月一日から十一日までの道中の様子を記し、六月九日の切腹の直前に詠んだ辞世までが半紙で附されたものである。これらの平井関係史料は、平井の死後、妹の平井加尾に伝わり、その後加尾の結婚相手の西山志澄と平井の両家に伝わったものであるが²⁹、西山は武市グループの盟約者で、罪を得た平井を土佐に護送した人物でもあり、明治後は自由民権運動に参加し、立志社の副社長や『土陽新聞』の社長を務めている³⁰。坂崎は自由民権運動の同志である西山を通じて、『隈山春秋』を始めとする平井関係史料を閲覧し、また西山や加尾から平井について取材したと思われる。この『隈山春秋』を利用することが出来たからこそ、これまで土佐明治維新史を記した類書がない中、坂崎はブレることなく武市グループの物語を書き進めることが出来たと見えよう。

『高知新聞』は、明治十四年（一八八二）八月一日、植木枝盛が中心となって発行していた『愛国新誌』と合併し、民権派の機関紙となる³¹。立志社の機関紙としての旗幟を鮮明にしたことで、『高知新聞』は以後政府の激しい弾圧を受ける事となる。坂崎は早速同月の二十六日から、高知新聞の東北派出員として板垣退助の東北地方遊説に同行するが、板垣の動静や演説会の様子を紙面で報告するのみならず、遊説先の大阪、高崎、高田などでは自らも弁士として政談演説会に登壇しており³²、取材というよりも、板垣の同志あるいはお付きとして同行したという色合いが強そうである。この東北遊説の途中、東京で自由党が結成されその初代総理に板垣が選ばれたとの報が伝わると、板垣は東京に使者を立てて総理の座を辞退する意を伝えるが、その使者の一人となったのも坂崎である³³。坂崎には明治二十年（一八八七）に烏々道人名義で『今日新聞』に連載した「板垣退助詳傳」という稿があり、また「紫瀾年譜」に拠れば、坂崎は明治三十二年（一八九九）にも板垣伝の稿を起し、同三十四年（一九〇二）に脱稿している³⁴。柳田泉は坂崎を「板垣の右筆格乃至参謀の一人」³⁵とするが、板垣が自分の伝記作者として認めるほど、坂崎と板垣との関係は密だったと言えよう³⁶。

そしてこの遊説同行のため、一年近く連載された「南の海」は中断されることになる³⁷。グループのリーダー・武市半平太の切腹で物語を終えるという「南の海」の構想は、封建制度の不条理を大いに訴えるが、一方で、この構想の中では、武市を糾問し死に追いやった土格の板垣退助、後藤象二郎は人権の弾圧者に見立てられることとなる。結果「南の海」は、板垣ら旧土格階級の出身者たちが高らかに四民平等を謳う、

「土族民権」の立志社に対する強烈なアイロニーとなってしまう。「南の海」の中絶の直接の理由は、坂崎が板垣の東北地方遊説に同行したためであるが、あるいは連載の途中で『高知新聞』が自由党の機関紙となったことで、坂崎の構想がこの矛盾に直面し、中絶の止むなきに至ったとも考えられる。

第二節 「汗血千里の駒」の枠組み

第一項 「汗血千里の駒」の枠組みと井口村刃傷事件

板垣の東北地方遊説から戻った坂崎は、高知県長岡郡での演説が原因で明治十四年十二月十五日から一年間、高知県下での政談演説を禁止される³⁸。すると坂崎は、翌十五年（一八八二）一月に「東洋一派民権講釈 馬鹿林一座」を結成、馬鹿林鈍翁と名乗り民権講釈を始める。ところが興業の二日目には早速警官が講釈を禁止し坂崎を拘引する。判決文に拠れば、講釈の枕で「天子は人民より税を絞りに独り安座す。税を取りて上座に位するは天子と私の二人なり」と言ったのが、不敬罪にあたるというものであり、坂崎は重禁固三ヶ月・罰金二十円・監視六ヶ月の判決を受ける³⁹。

演説や民権講釈を禁じられた坂崎は、再び新聞小説という手段で自由民権の思想を広めようとする⁴⁰。そして明治十六年一月二十四日から九月二十七日まで計六十八回に渡って、『土陽新聞』（第二次）に鳴々道人の筆名で連載されたのが、「天下無双人傑海南第一伝奇 汗血千里の駒」である⁴¹。『土陽新聞』は、この前年の明治十五年七月二十二日付の紙面から、「断然和漢さつぱりわかん議論をお廃止とし専ら下等社会を誘導せん為め」（ルビ原文ママ）⁴²紙面の漢字全てに仮名を振るようになり、更に「汗血」の連載がスタートした明治十六年一月二十四日付紙面からは挿絵を入れるという紙面刷新を行い、読者の紙面での教導を目論んでいた。明治三年（一八七〇）生まれの高知出身の文芸評論家・田岡嶺雲は、「汗血千里の駒」連載時には十三歳であったが、少年時代の思い出として、「新聞に書いてある論文や記事には読めない個処が少なくない、又読めても解らぬ個処だらけであった」。「坂崎氏の汗血千里の駒といふ坂本龍馬の傳を書いた小説が年信の挿絵と相待つて予等には目新らしかった」⁴³と述べている。政治小説が狙った「知らず識らず読む者をして脳裡に政事思想の種を撒くの便益」は、この平易な絵入新聞という体裁も相俟って着実に効果を挙げたのである。

「汗血」の主人公である坂本龍馬は、前作「南の海」では、第四十六回に「勝氏に従遊する土佐の書生」の一人で「後日鴻名を天下に轟かし

たる」人物として登場している。「南の海」で坂本が登場するのは、この第四十六回のみであるが、坂崎はこの回の最後に「阪本龍馬其人が幹天旋地の大活劇を演じ来るの段は、暫く之を束閣し以て後編の好材料となさんとす。因て此に其端緒を叙し暗に他日の伏線たらしむ」⁴⁴と、後編で坂本の活躍を描く準備があると記しており、坂崎が武市の切腹以降の「後編」の主人公の一人として、坂本を考えていたことが窺われる。すなわち「汗血」は、完結しなかった「南の海」の後編を独立した一篇としたものであり、土佐軽格たちの群像劇の一部として構想されたものだったのだ。しかし前述のように、軽格たちの勤王運動を封建制度への抵抗とする「南の海」の枠組みでは、板垣を始めとする土族民権の立志社は人権の弾圧者に見立てられてしまう。そこで坂崎はその枠組みの中に板垣たちを嵌め込む為に、別の仕掛けを設けることになり、「汗血」は単なる「南の海」の続編とは異なる様相を見せることとなる。

ちなみに「汗血」の第十一回で坂崎は、「看官幸に作者が専ら正史実録に拠るの意匠を諒したまへ」と、「汗血」に記される出来事が史実に拠ったものであることを主張するが、「南の海」では西山・平井家の平井収二郎関係文書が執筆の資料として使用されたのに対して、この「汗血」では、海南自由党の坂本南海男が提供した坂本家所蔵の坂本書簡や坂本への来翰が資料として用いられたと考えられる⁴⁵。実際「汗血」で坂本のエピソードとして詳しく描かれるのが、寺田屋（物語では瀬戸屋）事件、妻おりようとの薩摩行、いろは丸事件などであるが、これらはいずれも坂本が土佐の兄や姉に出した書簡で詳細に報告したものである。

「汗血」の物語は井口村刃傷事件で始まる。文久元年（一八六一）三月、高知城下の井口村に於いて、土格の山田広衛が軽格の中平忠次郎とつきあたり中平を無礼討ちする。中平の兄、池田寅之進はその場に駆けつけ山田を斬るが、この報復は土格と軽格が対立する事態を生む。対立を憂慮した池田が自害し事件は収まるが、坂本は池田の血に刀の下げ緒を浸して形見とするのである。

当時我が土佐国土格以下の輩はよしや其智勇弁力間ま一器量ある者とても、因襲の久しき累代封建制度の為に奴隷の如く圧しつけられ、更に其頭を出すの機会なきを恨み居しも（中略）此によりて誘ひ起されし天賦同等の感情に胸の炎を焦がしつゝ、其門閥を憎み階級を軽んずるの勢已に成れる（第四回）

この「汗血」の叙述は、「青雲の功名は到底太平世界に夢視すべきにあらずと、少しく意気ある者は窃かに天を仰ぎて今生の不幸と哀訴する」

「封建制度の反動力、実に之か一原因を為したるなり」という「南の海」の「緒言」と共通するものであり、あるいは「南の海」の「緒言」が記す「対敵以下の種族若し士格の者に向ひて無礼の挙動あらば何人を論ぜず、即時に之を刀殺せしむ」という箇所は、井口村刃傷事件を念頭に置いたものかもしれない。坂崎はこの井口村刃傷事件を、封建制度で圧せられてきた軽格が、天賦同等の人権を求めて士格（封建制度・門閥）に対して起こした人権闘争である、と位置付け、「南の海」より直截に士格階級を封建制度の弾圧者と設定する。そしてこの人権闘争という文脈の中で、「南の海」同様、軽格は自由民権派、士格は藩閥政府に置き換えられることになるのである。

実際この事件で士格と軽格との間にどの程度の対立があり、それに坂本が関係したか否か、同時代史料では確認することが出来ない。しかし坂崎は「南の海」に於いても、この井口村刃傷事件と下緒を血に染める坂本のエピソードを描いており、坂崎がこの事件と坂本とを不可分な形でイメージしていたことが窺える。この血の行為に於いて、坂本は池田の士格への恨みを継承し、武市同様、軽格の精神的リーダーとしての位置を得るのである。創作とすれば大変効果的な創作である。

第二項 坂本龍馬は主人公なのか

「汗血」で、坂本の功績として描かれるのは主に薩長盟約と四境戦争での長州への助力であるが⁴⁶、四境戦争の勝利を描いた後、「汗血」の物語はゆるやかに坂本から離れてゆく。前述のように「汗血」は、完結しなかった「南の海」の後編を独立した一篇としたものであり、坂本ひとりの物語ではなく、武市グループの群像劇として土佐山内家の幕末史を描こうとした構想の一部であった。別表①は「汗血」の各回の主な内容と登場人物をまとめたものであるが、これを裏付けるように、全六十八回のうち、坂本が登場しない回が約四割の二十六回もあることがわかる。特に四境戦争後の第四十一回以降は坂本の登場する回が急減し、「南の海」では描かれなかった、坂本と行動を共にした武市グループの軽格たちの物語が描かれる。その中でも特に厚く取り上げられるのが、中岡慎太郎と近藤長次郎である。

中岡慎太郎が登場する回は全部で七回あり、そのうち第四十八回〜五十回、第五十五回の四回は「時勢論」等の中岡の論策が原文そのままの

形で引用される。坂崎は「汗血」の単行本に記した自序に「有^二或謂^一此篇作者借^レ古影^レ今乎。則余豈敢余豈敢」⁴⁷と記しているが、この中岡の論策の引用などは、まさに「古を借りて今を影ずる」手法であり、坂崎は「愚論窃カニ知己ノ人ニ示ス」に記された「上下一致學術を励し、兵力を養ひ、早く攘夷の大典を立て、諸港の条約を一新し、遠海の国々迄も征服し会稽の恥を雪がざれば、死するとも止まずと決心す矣」という中岡の攘夷論を「殆んど今日の民権論と其揆を同ふする者あり」(第五十回)と評している。

次いで厚く取り上げられるのが、土佐の町人階級の出身である近藤長次郎であり、計六回に登場する。長次郎の小伝を記す第十三回で坂崎は、「今日我が高知市街の平民諸君は我も〜と夜学の創立ありて伊唔の声は町々に相和するまで盛なるが、知らず長次郎其人の如き有志者幾許かある」とコメントしているが、当時、高知では自由民権を学習する夜学会が県下全域で盛んであり、その数は百五十を超えたという⁴⁸。坂崎は、町人の身分から勤王を志し、藩庁から「町人ながらも苗字帯刀差許し米金若干を下し賜はる」(第十四回)という近藤の生き方を、民権を学ぶ読者(平民諸君)の手本として挙げたのである。

また海援隊士で坂本の書記官的な存在であった長岡謙吉にも五回筆が割かれている。特に六十四回では坂本の死後、長岡が海援隊の同志を率い、高松松平家・丸亀京極家を新政府に恭順させるべく尽力し、加えて小豆島を鎮撫し島政を行ったことを語り、長岡の建白書『迂言七道』(有能な人材の抜擢、官吏の士気高揚、司法の一極集中、ロシアとの親密な国交樹立などを提言)を引用し、そこに藩閥政府批判を重ね合わせる。「汗血」ではその他にも、池内蔵太、上田宗兎、関雄之助、中浜万次郎など、坂本の周辺の軽格たちの姿が描かれるが、彼らに加えて「南の海」では描かれなかった士格階級の人物が登場する。乾(板垣)退助⁴⁹と後藤象二郎である。この板垣、後藤の登場こそが、「南の海」と「汗血」との一番大きな相違点であり、「汗血」は、武市グループの軽格たちの物語を、板垣や後藤とリンクさせることで自由党の物語へと変換してゆくのである。

第三項 板垣退助と後藤象二郎の登場

まず登場するのは後藤象二郎である。第四十二回で登場した後藤は、「是れぞ汗血千里の駒に勝氏につぎて第二の伯楽たる龍馬の知己と知りたまへ」と、坂本の師である勝海舟に続く坂本の「伯楽」とされ、続く第四十三回でも、「偶ま士格以上の人傑にして衆に長たる雅量の如きに至りては、或は士格以下の人傑の及ばざる所あるは何ぞや（略）我が後藤象次郎^{トウ}氏其人の如きは即ち是れなり（略）天空海闊の後藤氏にあらざれば以て龍馬の知己たるに足りて、共に幹乾旋坤の大作用を試るに足らざるなるべし」と、最大級の賛辞を受けている。

板垣退助が登場するのは第五十回である。この回では第四十九回に引き続き、中岡慎太郎の論策「愚論窃カニ知己ノ人ニ示ス」が引用されるのだが、この引用に当って、坂崎はわざわざ第四十九回に「慎太郎が論策を送った」知己の有力者といへるは果してその誰なるや否は次号に於て開巻驚奇の分解を下すべければ、看官乞ふ刮目して待ちたまひねかし」という予告コメントを記し、第五十回で満を持して「慎太郎が彼の見込書を送りたる門閥家の有力者とは是れ別人ならず、即ち乾退助氏」と、この論策が板垣に提出されたものと明かすのである。板垣の登場をより劇的なものに仕立てようとする坂崎の意図を伺うことが出来る。

坂崎が「汗血」で板垣や後藤に与えた役割、それは武市グループの継承である。実際、板垣は中岡に紹介される形で慶応三年（一八六七）五月に薩摩島津家の小松帯刀・西郷吉之助らと会談してから、土佐山内家の武力行使派の中心人物として中央政局に登場する。西郷らに帰国して兵をまとめると約束した板垣は土佐に戻り兵を募るが、板垣はその際のことを、

中岡慎太郎から手紙を彼の武市半平太の党派の人であります島村寿太郎、安岡亮太郎、桑原助馬、樋口眞吉と云ふやうな者に手紙を送て呉れました。それ等の人々がドツと集まつて来まして、忽ちにして目的の人数が出来ました⁵⁰。

と回想している。実際にこれら旧武市グループの残党を糾合する形で板垣は土佐山内家の武力行使勢力をまとめ上げるが、この様子を「汗血」では、

当時東西諸郡の有志は武市半平太割腹の後其首領たるべき人を失ひ、少く振はざるのありさまに陥りしが（略）今日斯く其方向を同ふせし上は乾氏の如き門閥家の有力者を首領に推し立て、藩論を討幕に一決せしめ正々堂々義兵の旗挙に及ばんとて、自是桑原平八、島村祐四郎等は頻りに乾氏の宅に往来して其同志数百人ありける（第五十二回）

と、板垣が旧武市グループの桑原や島村に請われて、グループの首領の座を襲ったものと説明する。

武市の同志たちに推されて、板垣が武市の跡を襲い武市グループのリーダーに立つ。「汗血」のこの枠組みは、武市グループの系譜が武市から板垣に継承され、板垣こそが正当に土佐の勤王運動を継承する存在であることを証明立てる。「汗血」の冒頭、井口村刃傷事件で土格階級は封建制度に於ける弾圧者と設定されたが、この継承が行われたことで土格と軽格の対立は解消する。そしてこの文脈の中で、板垣は旧幕時代より一貫して自由民権の理想を追求してきた存在となり、板垣を首領に仰ぐことになった武市グループは自由党の母体として位置付けられることになるのである。

後藤も同様である。

（坂本が）曾て同志の者に語りて申しけるは、我れ天下の豪傑に接すること多しと雖も、自ら敢て其前に放言高論することを憚るの心ある者は、前に武市後には後藤兩人のみと覚ゆるなり（略）斯くまで時勢に熱心せらるゝ様になりゆきたれば最早我党の重荷を卸したる時節到來なしたるぞや。今は何日敵手に斃ほさるゝも毫髪の遺憾なし（第四十六回）

坂崎は坂本に、後藤は武市と同様の「豪傑」で、後藤がいれば自分はいつ敵の手に斃れても心残りはない、とまで語らせる。当然、坂本が暗殺されたことからの逆算の表現であり、後藤が坂本の衣鉢を継ぐ者であることをより印象付ける表現である。坂本は池田の血に刀の下げ緒を浸すことで、軽格たちの精神的リーダーになったが、その跡を後藤が襲うのである。同じ土格階級の出身である福岡孝弟や佐佐木高行らも坂本や中岡との接点があったのだが、坂崎は、政府側にあり自由党の対立者である彼らのことは記さない。

第三節 自由民権運動の中の「汗血千里の駒」

第一項 板垣と後藤の救済

ここまでの論を整理すれば、「汗血」は「南の海」からの流れを汲み、自由民権運動を「封建制度の反動力」たる土佐輕格グループ（武市グループ）の活動になぞらえ、板垣たち自由党はその精神を継ぐ存在であることをアピールする物語であり、そこに「汗血」に於ける自由党の党派性が垣間見える、というものになる。しかし論者は「汗血」という小説を、自由党の主張を坂本龍馬に仮託して読者に提示しただけの小説ではなく、自由党内部に向けての主張も盛り込んだ、外と内双方に向けて発信した小説であったと解釈している。坂崎がこの小説に込めた自由党内部へ向けたテーマ、それは板垣、後藤の血脈的救済だったのである。

明治十五年四月六日、板垣は岐阜で刺客に襲われ負傷する。事件の顛末は直ちに出版され、記念碑建設計画が開始されるなど、板垣人気は最高潮を迎える。^{5.1}ところが板垣はこの党勢拡大の最大のチャンスを自ら潰してしまふ。それが同年十一月から翌明治十六年六月までの八ヶ月に渡る、板垣、後藤のヨーロッパ外遊である。松沢裕作氏によれば、後藤は自由党という政党を背景として、帰国後政府に復帰する目論見を持つていたというが^{5.2}、この洋行は伊藤博文が計画し、その意を含んだ井上馨によって実行に移されたものであり、政府側の目的が自由党の弱体化にあつたことは明白であつた。「今や我党は船体纜に成りて將に港を出でんとする者の如し。此時に当り船長なくんば何を以て其進行を始むべき」^{5.3}と党内では馬場辰猪、大石正巳、末広鉄腸らが板垣の政治的裏切りの非を鳴らし、加えて立憲改進黨系の『東京横浜毎日新聞』がこの洋行の費用の出所に疑問を呈したことから、問題は更に拡大する。^{5.4}馬場ら旧東京地方部員が板垣外遊反対決議を行ったのみならず、立志社も反対の決議をし、坂本南海男らが上京する。しかし板垣は逆に馬場らに脱党処分を突き付け、最終的に馬場、大石、末広が党の常議員を辞任、自由新聞も退社することになる。しかも自由党内の内紛に加えて、『東京横浜毎日新聞』の報道を巡って、自由党と立憲改進黨との抗争が勃発、果ては立憲改進黨と密接な関係にある三菱会社を、自由党が「海坊主退治」と称して攻撃するにまで発展し政府を利することになったのである。^{5.5}

それでは坂崎はこの板垣の洋行問題をどのように捉えていたのであるか。烏々道人（坂崎）編の稿本「板垣退助詳傳」（明治二十年『今日新聞』連載）との注記がある⁵⁶。ではこの間の経緯は、馬場、大石らが洋行に異議を呈し臨時会議を開くが、参加した地方部の委員は皆洋行に賛成したとする⁵⁷。かつ板垣が大和の商人・土倉氏に資金の借用を依頼し、党員に洋行の趣旨を説明したことで「党員ヲシテ敢テ疑惑スル所ナカラシメシ」、馬場・末広らは騒動の責任をとって自由新聞社を辞めたと描かれる⁵⁸。同様に明治三十年（一八九七）に坂崎が『東京新聞』に連載した「後藤伯の小傳」でも、

同党（引用者注・改進黨）の策士は久しく自由党の隙を睥睨して何がな中傷を試みて之を毀つ所あらんとせしに、偶ま蜚語を放つ者あり、自由党総理は後藤と共に洋行すべし、其の旅費の出処は極めて秘密なりと。（略）馬場、大石、末広の三氏は相携へて自由党を脱しつつ独立すと称せしが、其実は三菱会社の関係により夙に改進黨と声息気脈を通ぜるものゝ如くなりし⁵⁹と、疑惑を改進黨と三菱が仕掛けたものであり、馬場らは獅子心中の虫だと断じている。

「板垣退助詳傳」には「当時道人、君ヲ送ルノ七律アリ。今其前ノ聯ヲ録シテ評語ニ代フ」として、坂崎が板垣送別の為に作った七言律詩の一部が採録されている。

タレカイフシユツシヨアルヒハカリスト ウシニ シノビンヤ シムルニ エイユウランテツイニオヘ キヨウニ
誰言出處或 關レ運、 忍レ使ニ 英雄 終老レ 郷（ルビ原文ママ）

「英雄を空しく故郷に老いさせるのは忍びない」というフレーズが、坂崎の板垣への敬愛ぶりを物語っている。坂崎はこの板垣の洋行に賛成だったのである。

「汗血」の連載開始は明治十六年一月、まさに板垣、後藤の洋行の最中である。坂崎は「汗血」で、坂本龍馬↓後藤象二郎、武市半平太・中岡慎太郎↓板垣退助というリレーで土佐の明治維新が受け継がれたという図式を描く。土佐の明治維新とはすなわち天賦人權の権利獲得のための闘いであり、闘いの主体であった武市グループは天賦人權説に基づく自由主義革命の母胎と位置付けられる。そしてその権利獲得の闘争の途上で斃れた軽格たちの遺志を、武市・坂本・中岡から後継者として指名された板垣と後藤が、今自由党という形で一手に継承しているのである。すなわち武市グループからバトンを渡された板垣、後藤の二人こそが土佐の自由民権運動の正嫡なのであり、坂崎はこの物語で、「我々が正しく

リーダーとして仰ぐべき人物は、武市や坂本の遺志を引き継いだ板垣と後藤しかいないのだ。もう一度彼らの周りに集まろう」と訴え、板垣、後藤を党内の批判から救済しようとしているのである。

立志社の委員として上京し、板垣に外遊反対の意見を述べた坂本南海男も、この血脈の中で改めて板垣の重要な同志として迎えられる。南海男は、明治十年六月の立志社演説会で弁士としてデビューし、立志社の憲法草案起草委員や海南自由党の創立委員などを歴任している。また南海男は坂本の甥であり、明治二年、坂本の兄・権平の養子となり郷土坂本家を継いでいるが、『土陽雑誌』や『海南新誌』等に寄稿した論説では、坂本の変名である「才谷梅太郎」をもじった「才谷梅次郎」を筆名として用いており、明確に坂本の後継者を意識していた⁶¹。坂崎は「汗血」の最終回を、

南海男は龍馬の兄権平の家督を継ぎて坂本と名乗りけるが、夙に立志社員となりて四方に遊説し人民卑屈の瞋夢を喝破するに熱心なるが如き、頗る叔父龍馬其人の典型を遺伝したるものあるを徴すべく、或は之を路易^{るいす}第三世奈波命^{なほれおん}に比すと云ふ」（第六十四回下・前号の続き）と、南海男に坂本の面影を反映させ、南海男が血統的にも思想的にも坂本の後継者たることを告げて終わる。板垣、後藤に後事を託した坂本の後継者である南海男は、当然板垣、後藤の同志のはずだ。

坂本、中岡を持ち上げれば持ち上げるほど、それを受け継ぐ板垣、後藤のポジションも上昇してゆき、また近藤長次郎や長岡謙吉たちを登場させることで、板垣、後藤の引き継ぐ土佐の明治維新の遺産と藩閥政府への批判は厚みを増してゆく。明治十六年のこの時点で坂崎が書く物語は、武市や平井が、板垣や後藤ら土格たちによって切腹に追い込まれる「南の海」ではなく、坂本や中岡が板垣、後藤に後事を託す「汗血」でなくてはならなかったのだ。

武市グループに参加した軽格たちが皆、維新後官途に就き、あるいは板垣らの自由民権運動に参加したわけではない。明治三年三月、高知藩は旧郷士の領地について新たな処分を行ったが、この改革によって新たに富農層ないし小規模寄生地主階級となった旧郷士も多く、彼らは天皇制絶対主義に傾斜し、尊王論に基づく祭政一致の国体を理想としたことから、政府の取りつつある欧化主義に反対し反政府的スタンスを取った⁶¹。これら旧武市グループのメンバーを含む旧郷士たちは、武市グループの盟約書を起草した大石円を巨魁に「古勤王党（派）」と呼ばれる

一群の勢力として、明治九年（一八七六）にはその数千百人を数えたという⁶³。また彼らは政府のみならず、西洋流民主主義を唱える板垣たち自由民権派に対しても強硬な抵抗勢力となった⁶³。古勤王党自体は、明治十年の四く五月頃には瓦解し始め、翌年の十月頃には完全に権力側に吸収されたとされるが⁶⁴、武市グループの盟約者であり、板垣らと戊辰戦争を戦った池知退蔵、森新太郎らは、反民権の嶺南社を設立し、明治十四年には高知県内の各郡にあった民権派に対抗する連合体をゆるやかに統括する本部組織として高陽会が誕生する⁶⁵。翌明治十五年、高陽会を母体に「高陽立憲帝政党」が設立され、主権在君・国会二院・天皇の大権を唱え民権派と対峙することとなるが⁶⁶、その高陽会の結成にも池知や森の連絡・協力があつたという⁶⁷。

自由民権運動への抵抗勢力でありながら、しかし実際には、古勤王党のメンバーの方こそが武市らと盟約を結んだ武市グループの生き残りであり、正当な後継者なのである。ところが「汗血」で武市グループの系譜を板垣に直結させることで、抵抗勢力たる古勤王党は武市の後継者の流れから断ち切られ、自由党は古勤王党から武市グループというルーツを篡奪することが出来たのである。

第二項 単行本化に伴うテーマの変容

ところが単行本化の際に坂崎の意に反する問題が発生した。編集を担当した雑賀（彩霞園）柳香は、板垣や中岡ら、坂本以外の登場人物のエピソードを大胆にカットし、「汗血」をストレートな坂本龍馬の伝記として再構成してしまったのだ（別表①参照）⁶⁸。この作業で特に板垣の出番は激減し、「龍馬は未だ乾氏と相識らざるも乾氏の名は已に薩長の間にまで隠れなかりしは、当時木戸より龍馬への書翰のはしにも、此度の芝居は荒事の所作なれば乾の役者を舞台へひき出ねば運ぶまじといひ送りし程なりき」（第五十三回）という一文が残った程度になってしまう。また板垣にバトンを渡すはずの中岡も、七回の登場回のうち五回分がカットされ、三篇引用されていた論策も全部カットされてしまう。何よりも第五十二回の、板垣が武市の後を襲うというエピソード自体がカットされてしまったため、武市、中岡から板垣へのリレーそのものが成立しなくなってしまうのだ。当然このリレーで解消されるはずの士格と軽格の対立はそのまま残され、人権闘争の途中で斃れた武市グループの軽

格の遺志を、板垣、後藤が継承しているという図式も成立しなくなる。

この坂本に焦点を絞った補綴は、「補綴によって物語の本筋を外れた部分は削除され、文章もかなり書き変えられている。全体に整理され、読みやすくなっていることは間違いない」⁶⁹と肯定的に評価されている。しかし「浪華新聞」で坂崎の同僚だった野崎左文は、「当時本人の紫瀾翁から聞いたのは此単行本は土陽新聞に連載した原作に或人が読み本流の文飾を加へたもので之は著者自身の本意では無かつたとの事である」⁷⁰と証言しており、坂崎自身は、単行本になる時点で他人の手が加わったことに非常に不満であり、坂崎が言いたかったところは単行本に載っていないところさえあったという⁷¹。「自由民権の祖・坂本龍馬」の物語ではなく、それが板垣、後藤に引き継がれるという構図が何より重要だった坂崎にとつて、雑賀の補綴は明らかに物語の意味そのものを無くしてしまうものだったのだ。

ちなみに雑賀柳香は、仮名垣魯文門下の戯作者であり、かつ改進黨系の新聞、「いろは新聞」「開花新聞」「改進黨新聞」などの記者でもあった。松原真によれば、雑賀を含む仮名垣魯文一派は当初、改進黨と自由党とを区別しておらず良友と見做していたといひ⁷²、実際雑賀は東洋太郎名義で、岐阜事件をテーマにした『民権泰斗 板垣君近世紀聞』（中島市平編纂・明治十五年）の校閲も手掛けている。ただ板垣・後藤の洋行費用に端を發して自由党と立憲改進黨は対立状態に陥り、あくまでも推測になるが、そのような状況から改進黨シンパの雑賀が、「汗血」から板垣と自由党につながる部分を露骨にカットしてしまったとも考えられる。「汗血」の単行本は明治年間に限っても複数回出版され、それ以外にも海賊版が数種発行されるといふロングセラーとなる⁷³。しかしそのことで、「汗血」のテキストは雑賀が編集した単行本のもので定着し、坂崎が意図した新聞連載のオリジナルの形は忘れ去られていった。そして板垣や後藤にリレーすることを前提に大いに持ち上げられた坂本像だけが残ることになったのである。

明治三十年代以降、坂本は薩長盟約と政權奉還劇の立役者―すなわち薩長閥を軸とする明治政府の生みの親として明治国家に包摂されることとなる。その一方で「汗血」が作り上げた自由民権のルーツとしての坂本龍馬像は、大正デモクラシーの白柳秀湖⁷⁴や、プロレタリア演劇の和田勝一⁷⁵らの小説や戯曲によって継承される。そして自由民権のルーツ・坂本龍馬は、戦後司馬遼太郎によって民主主義のルーツと読み替えられ、国民的なヒーロー坂本龍馬が誕生することになる。この坂本像が小説や映画、テレビドラマといった形で人口に膾炙することによって、

土佐の明治維新の契機を士格と輕格の身分差別に求めるといふ坂崎が作り上げた粹組みも、改めて土佐明治維新史の粹組みとして、広く一般に定着してゆくことになるのである⁷⁶。

第四節 武市グループ三部作の完成―「南山皇旗之魁」

坂崎による武市グループを描く三部作の最後の一作は、明治十七年（一八八四）四月三日から十一月二十二日まで計七十回に渡って「土陽新聞」に連載された「南山皇旗之魁」なんざんみはたのさきがけ（以下「南山」）である。この「南山」は吉村寅太郎や松本奎堂ら天誅組（作中では「天忠党」）の挙兵をテーマにした小説であるが、坂崎は「南の海」の中断に際して「隈山滄浪の刑死、八月十七日七卿脱走の変、及び大和一挙の如き、実に該巻の眼目たるを以て将さに野史帰蘆の日を待つて緩々之を続成せんとす」（第七十二回）⁷⁷と今後の構想を記しており、執筆順こそ「汗血」に譲ったものの、この「南山」こそ「南の海」に直接繋がる続編と考えてよいだろう。

物語は吉村寅太郎の生い立ちから始まり、吉村が武市の命で亡命し、寺田屋事件に連座し、土佐に送還されるまでがまず描かれる。ところが文久期の中央政局での土佐山内家の動向を記述する第九回以降になると、「南の海」同様、平井収二郎が再び物語の中心となってくる。ここでも出典は平井の日記『隈山春秋』であり、その記述をなぞって物語は進行するから、当然「南山」は「南の海」と重なる部分が多くなってくる。しかも坂崎は、物語の枠組みを決め、導入部とこれまでの粗筋的な冒頭の十数回を執筆したところで、「自由燈」の創刊に参加するため連載を投げ出してしまったのである。「南山」は『泉州堺烈舉始末』の作者である佐々木甲象が坂崎の後を継いで執筆するが、それはもう佐々木の作品と言うべきである。柳田泉が「紫瀾が筆にした部分は、大半『南の海血潮の曙』の書き換えといつてよい」⁷⁸と言うように、坂崎はこの「南山」では、何も新しいものを提示できなかつたと言えよう。ちなみに坂崎の後を書き継いだ佐々木は、文久二年・三年の中央政局を書き続け、物語は、天誅組の挙兵、八月十八日の政変、天誅組の敗走、松本・吉村らの死、生野の変と進み、武市の切腹で結ばれる。前述した「南の海」の前編目録では、中央政局での武市グループの隆盛、七卿落、天誅組挙兵、平井・間崎・武市の切腹などが構想されていたが、まさに佐々木は坂崎の構想通りに筆を進め、「南の海血しほの曙・前編」の未完部分を、「南山皇旗之魁」として完結させる⁷⁹。すなわち「南の海血しほの曙 前編、後編」という、武市グループの視点で土佐の明治維新史を描こうとする坂崎の構想は、結果的に坂崎と佐々木のリレーによって、「南の海血しほの曙」「南山皇旗之魁」「汗血千里の駒」という三部作の形で完結することになったのである。

坂崎は以後も、山内容堂や板垣退助、後藤象二郎、吉田東洋、岩崎弥太郎といった、土佐明治維新史の中で重要な役割を担った人物の伝記を書き続け⁸⁰、明治期に於ける土佐明治維新史の語り手をほぼ一手に担うこととなる。そして大正元年（一九一二）、田中光顕から依頼を受けた坂崎は、瑞山会の名義で、土佐明治維新史の通史『維新土佐勤王史』を編纂、刊行する。その「凡例」で坂崎は、「本書の精神は、全く土佐志士の勤王党史たるに在り。即ち土佐山内家の維新藩史に非るなり」⁸¹と、土佐の明治維新史は土佐山内家の藩政史ではなく、藩に拠らず活動した志士（軽格）たちの活動史であると宣言し、「郷土は高知城下の郭内上士に対して、隠然一敵国たる観を呈し」「階級打破を号呼して止まず」⁸²と、武市グループ三部作同様、土佐の勤王運動を軽格による封建制度―階級打破の闘争と位置付ける。すなわち『維新土佐勤王史』は土佐明治維新史を武市グループ三部作と同様の視点で、今度は史伝という形で完成させた著作なのである。『維新土佐勤王史』は現在に至るまで、土佐明治維新史の基礎資料として、その枠組みと歴史意識を規定してきた。その『維新土佐勤王史』に二十年近く先駆けて発表された武市グループ三部作は、通俗幕末維新史の形ながら既に『維新土佐勤王史』と同様の枠組みを提示しており、土佐山内家の明治維新史に対する一般の歴史認識を方向付けたという点で、大きな役割を果たしたと評価することが出来る。

小括

本章では通俗明治維新史のテキストが歴史意識の形成に果たした役割の一例として、土佐明治維新史の歴史意識の形成過程を、坂崎紫瀾の著した武士グループ三部作とも言える作品―「南の海血しほの曙」「汗血千里の駒」「南山皇旗之魁」―特に「汗血千里の駒」を中心に検討した。

坂崎は処女作「南の海血しほの曙」で、自由民権運動の思想に基づき、土佐の軽格の勤王運動を、武士階級の中での土格と軽格の身分差を契機とする封建制度打破への人権闘争だと位置付ける。そして藩閥政府への人権闘争を行う自由民権運動を土佐の勤王運動の再現だと見做し、軽格たちを天賦人権の権利獲得を目指す、自由民権運動の先駆者として解釈する。これは後の『維新土佐勤王史』にまで至る、坂崎の根幹をなすテーマ設定となる。

また第二作の「汗血千里の駒」では、藩閥政府への抵抗である自由民権運動を土佐の勤王運動の再現と見做す前作の枠組みを引き継ぎながら、自由党―特に板垣・後藤への共感から、板垣・後藤が武士の跡を襲い旧武士グループのリーダーに立つ図式を描くことで、天賦人権の権利獲得のために亡くなった軽格たちの遺志を、武士、坂本、中岡らから後継者として指名された板垣、後藤が、自由党という形で今一手に継承していることをアピールする。このアピールは板垣と後藤の二人に自由民権運動の正嫡性を賦与することを目的とし、当時洋行批判の渦中にあった板垣、後藤を救済しようとするものでもあった。ところが単行本化の際に、補綴を担当した雑賀柳香が「汗血」をストレートな坂本龍馬の伝記として再構成してしまったことで、軽格たちの遺志を板垣・後藤が継承するという図式が成立しなくなる。結果板垣、後藤にリレーすることを前提に持ち上げられた坂本龍馬伝説のみが残り、しかしこの坂本像が人口に膾炙することによって、土佐の明治維新史の契機を土格と軽格の身分差別に求めるという坂崎が作り上げた枠組みも、土佐明治維新史の枠組みとして広く一般に定着してゆくことになったのである。

坂崎の経歴の最後を飾るのは、明治四十四年（一九一三）六月、設立されたばかりである維新史料編纂会事務局の常置編纂員への就任である。ジャーナリスト、小説家としてスタートし、土佐明治維新史を通俗明治維新史の形で書き綴ってきた坂崎が、最後には国史編纂の歴史家となるのである（現職のまま、大正二年（一九一三）に死去）。そして稗史の中で語られてきた坂崎の坂本龍馬と土佐明治維新史に関する言説は、瑞山

会と維新史料編纂会を経由する形で、明治国家の正史の中に組み込まれることになる。続く第二章、第三章ではその過程を検討してゆきたい。

- 1 大久保利謙、「明治初期の歴史教科書と明治維新」（大久保利謙歴史著作集7、『日本近代史学の成立』吉川弘文館、一九八八年、二七八頁）
- 2 同右、二八八頁
- 3 これに先立つ明治十一年には、高知の漢詩人・土居香國が武市半平太や坂本龍馬などの「土州人ノ国難ニ殉スル者ノ略傳」を列伝体で編纂した『海南義烈傳 初篇』が刊行されている。
- 4 前掲大久保「明治初期の歴史教科書と明治維新」、二八九頁
- 5 坂崎や「汗血千里の駒」を取り上げた先行研究として、柳田泉「坂崎紫瀾について」（『政治小説研究（上）』、春秋社、一九六七年）、岡林清水「紫瀾『汗血千里の駒』の意義―自由民権期の“変通の文学”」（『土佐史談』一五八号、一九八二年）、岡林清水『自由民権運動文学の研究』（高知市民図書館、一九七三年）、入交好脩「坂崎紫瀾の代表的二作品と自由民権運動」（『土佐史談』一五八号、一九八二年）、小笠原幹夫「坂崎紫瀾における明治維新―『汗血千里の駒』をめぐって」（『文芸と批評』八巻七号、一九九八年）、山田貞光「松本地方における自由民権運動の一流流―松本時代の坂崎紫瀾の言論活動」（『信濃』一八巻二一―二二号、一九六六年）、松下祐三「薩長商社計画と坂本龍馬―坂崎紫瀾の叙述をめぐって―」（『駒沢史学』五九号、二〇〇二年）などがある。
- 6 日本近代文学館・小田切進編『日本近代文学大事典 第四巻』（講談社、一九七七年、二四九―二五一頁）
- 7 柳田はその例として、木戸孝允伝である『賞集花の庭木戸』（高島藍泉）、紀尾井町事件を描いた『島田一郎梅雨日記』（岡本起泉）などを挙げている。（柳田泉「政治小説の一般」『明治文学全集五 明治政治小説集（二）』、筑摩書房、一九六六年、四一六頁）
- 8 明治初期、土佐の明治維新期の人物で一番伝記が刊行されていたのは、板垣退助であった。牧岡安二郎『板垣退助公傳 南の海自由旗揚』（明治十二―十三年）、国方恒太郎『前参議板垣公武勇傳』（明治十三年）、中島市平『民権泰斗 板垣君近世紀聞』（明治十五年）、野田与三次郎『正四位板垣公実傳 東洋自由の魁』（明治十五年）、藤井麗輔『岐阜凶報 板垣君遭難顛末』（明治十五年）など同時代の板垣の伝記は多いが、それらは板垣個人というよりも、自由民権運動の盛り上がりとそれへの期待感を込めたものであり、内容は戊辰戦争と岐阜事件に特化している。特に旧幕時代の板垣については、盗賊退治や名代官といったフィクションのエピソードばかりが語られており、板垣を主人公とするものであるが、柳田はその殆どを政治小説とは見做していない。
- 9 前掲柳田「政治小説の一般」、四一六頁
- 10 同右、四二四頁
- 11 前田愛「汗血千里の駒」（日本近代文学館・小田切進編『日本近代文学大事典 第二巻』、講談社、一九七七年、九二頁）
- 12 岡林清水「解題」（『土佐史談復刻叢書（三）汗血千里駒』、土佐史談会、一九七七年）
- 13 前掲岡林『自由民権運動文学の研究』、六七頁。坂崎は明治十五年一月に民権講義を行うが、興業の途中で拘引され、不敬罪で重禁固三ヶ月・罰金二十円・監視六ヶ月の判決を受ける。大審院に上告したものの翌明治十六年三月、上告は棄却され、同年三月三十一日から六月二十九日まで、坂

1 4 崎は連載中であつた「汗血」を休止して入獄する事になる。岡林の言う「窒息的牢獄的状况」とはこの間のことを指す。
1 5 飛鳥井雅道『坂本龍馬』(平凡社、一九七五年、一七頁)

1 5 同右、一九頁

1 6 前田愛「明治歴史文学の原像―政治小説の場合」(『前田愛著作集四 幻想の明治』筑摩書房、一九八九年、四七二頁)

1 7

前掲柳田「坂崎紫瀾について」、二五三頁。ちなみに「汗血千里の駒」は単行本のテキストが一般に流布し、新聞連載のテキストは、『明治文学全集

五 明治政治小説集(一)』(柳田泉編、筑摩書房、一九六六年)で初めて初出本文が翻刻された。ただしこの『明治政治小説集(一)』では、未文の「作者曰く」以下の文章が省略されており、『新日本古典文学大系明治編十六・政治小説集一』(山田俊治、林原純生校注、岩波書店、二〇〇三年)で、挿絵を含む新聞初出本文の全文が初めて翻刻されている。本稿での本文引用も同書に拠った。

1 8 以下、坂崎の伝記の記述には、前掲柳田「坂崎紫瀾について」、野崎左文「坂崎紫瀾翁の伝」(『増補私の見た明治文壇二』、平凡社、二〇〇七年)を参照した。

1 9 高知県立高知城歴史博物館蔵。片山剛「土佐藩年譜類」の概要と藩士格式の基礎的考察」(『高知城歴史博物館研究紀要』第一号、二〇一九年)によれば、この「系図牒」は、家老を除く土佐山内家の士格の勤務履歴書と定義される。

2 0 板垣退助監修、遠山茂樹・佐藤誠朗校訂『自由党史(上)』(岩波文庫、一九五七年、八七頁)。なお柳田泉は、愛国公党の綱領たる「愛国公党本誓」が、「抑も紫瀾の草案に成つたものだという」(前掲柳田「坂崎紫瀾について」、二四二頁)と記すが、柳田が何に拠つてこのような記述をしたのかは不明である。

2 1 前掲山田「松本地方における自由民権運動の一源流―松本時代の坂崎紫瀾の言論活動」。

2 2 『高知新聞』一八八〇年七月二十六日付紙面。

2 3 半狂(和田稻積)「日本の政事小説」(『絵入自由新聞』一八八五年七月十七日、十八日付紙面)

2 4 無位真人(坂崎紫瀾)「小説稗史の自分を論ず」(『自由燈』一八八五年三月十日、十一日付紙面)。

2 5 『高知新聞』一八八〇年九月十七日付紙面。

2 6 平尾道雄「土佐藩郷土記録」(高知市民図書館、一九六四年、八〇三六頁)

2 7 松岡司「武市半平太伝」(新人物往来社、一九九七年、一五〇一六頁)

2 8 高田祐介「国家と地域の歴史意識形成過程―維新殉難者顕彰をめぐって」(『歴史学研究』八六五号、二〇一〇年、九頁)

2 9 『平成十六年度高知県立歴史民俗資料館収蔵資料目録第七集 平井・西山家資料目録(歴史分野)』(高知県立歴史民俗資料館、二〇〇五年、七頁)

3 0 『高知県人名事典新版』刊行委員会編『高知県人名事典 新版』(高知新聞社、一九九九年)

3 1 松岡徳一「土佐自由民権を読む」(青木書店、一九九七年、十三頁)

3 2 土佐自由民権研究会編『土佐自由民権運動日録』(財団法人高知市文化振興事業団、一九九四年、五〇〇五二頁)

3 3 同右、五二頁

3 4 中元崇智氏によれば、この時脱稿されたのが、「板垣退助自由党創立史」と考えられる。オーテピア高知図書館蔵「板垣退助・自由党創立史予約簿」

には「著者兼予約者」として坂崎の名が記され、「来ル明治三十七年四月ヲ期シ必ス出版スベシ」と記されているが、結局この本は出版されなかつた。

た。(中元崇智「板垣退助の政界引退と『自由党史』」、『明治期の立憲政治と政党―自由党系の国家構想と党史編纂』、吉川弘文館、二〇一八年、一四四頁)

柳田泉「政治講談事始」(『隨筆明治文学一』、平凡社、二〇〇五年、六三頁)

ただ紫瀾年譜や『自由党史』には、坂崎が立志社、あるいは自由党に加盟していたという記述はなく、明治十四年十月の結成大会から十七年の解党大会までの六回の自由党大会の出席者名簿にも坂崎の名前は見当たらない。(寺崎修『明治自由党の研究 上巻』(慶應通信株式会社、一九八七年)所収の「自由党大会出席名簿」に拠る)。

「南の海」は発表後一度も単行本化や翻刻されることがなかったことから、坂崎や「汗血」に関する先行研究の中でも取り上げられることがなかったと思われる。

「言論自由剥奪ノ広告」(『土陽新聞』一八八一年十二月十六日付紙面)

「坂崎斌判決文」(『高知新聞』一八八二年二月九日付紙面)

ちなみに明治十五年四月六日、板垣が岐阜で刺客に襲われ負傷すると、馬鹿林一座は早速「東洋自由の曙」という新狂言を書き下ろし、同年六月三十日から七月二十六日まで高知の堀詰座で上演している。(前掲土佐自由民権研究会『土佐自由民権運動日録』、七八頁)。

紙面上の表記では第六十四回で完結しているが、第二十二回・第六十三回・第六十四回が上下、さらに第六十四回の下が二回に分けて掲載されているため、総掲載回数は六十八回になる。また原紙では第二十二回が二回あるが、『新日本古典文学大系明治編十六』では、これを二十二回上下としているので、本稿の回数表記もこれに準じた。また明治十六年三月三十日に第五十回が掲載された後、坂崎が入獄した為、七月十日の第五十四回まで休載されている。

「再刊の口上社用」(『土陽新聞』一八八二年七月二十二日付紙面)

田岡嶺雲『数奇伝』(玄黄社、一九一二年、三八〜四〇頁)

『高知新聞』一八八一年七月二十六日付紙面

例えば坂崎は第三十二回で、慶応二年二月二十二日付の坂本宛木戸貫治書簡を引用するが、坂崎はこの書簡に対して、「本号に掲出したる桂氏の書翰は現に坂本南海男の秘蔵する所にして余亦其真蹟を一見したることあり」というコメントを記している。

現在坂本の大きな功績とされている政権奉還に関しては、二条城で政権奉還を表明する徳川慶喜の前に坂本が登場し、真つ先に賛成を述べるといふ架空のエピソードが記されるだけであり、これは「汗血」執筆時点では、まだ坂本が政権奉還に関わっていたことが「発見」されていなかったからだと思われる。坂本の政権奉還への関与は、明治二十九年の弘松宣枝『阪本龍馬』(民友社)で始めて記される。

前掲『土佐史談復刻叢書(三)汗血千里駒』、二頁

前掲松岡「土佐自由民権を読む」、二二二〜二二三頁

なお乾退助が板垣と姓を改めたのは慶応四年のことであり、「汗血」でも「乾退助」と乾姓で表記されているが、本稿では板垣に統一して表記する。

板垣退助「維新前後経歴談」、(『維新史料編纂会講演速記録一』、東京大学出版会、一九七七年、一四八頁)

中元崇智「板垣退助岐阜遭難事件の伝説化―『自由党史』における記述の成立過程を中心に」(『日本史研究』六二九号、二〇一五年)

松沢裕作「自由民権運動(デモクラシー)の夢と挫折」(岩波新書、二〇一六年、一六四頁)

- 5 3 板垣退助監修、遠山茂樹・佐藤誠朗校訂『自由党史(中)』(岩波文庫、一九五八年、二〇七頁)
- 5 4 実際、後年の研究によりこの外遊費用が政商の三井から事実上の贈賄として調達されたことが解明されている。(尾佐竹猛『明治政治史点描』、育生社、一九三八年。彭澤周「板垣退助の外遊費の出所について」『日本史研究』七五号、一九六四年)
- 5 5 この一連の経緯は、前掲『自由党史(中)』、前掲寺崎『明治自由党の研究(上)』、外崎光広『土佐自由民権運動史』(高知市文化振興事業団、一九九二年)、高知市立自由民権記念館図録『板垣退助―板垣死すとも自由は死せず』(一九九四年)を参照した。
- 5 6 オートピア高知図書館蔵
- 5 7 実際は、旧東京地方部員は洋行反対の決議を行い、板垣が洋行を強行すれば総理の職を解くべし、との意見書を提出している。(前掲『自由党史(中)』、二二二～二二三頁)
- 5 8 板垣は『東京横浜毎日新聞』が疑惑を書き立てるに至って、後藤が調達した政府ルートの資金を使用することを嫌い、独自に土倉に資金提供を依頼したという。(前掲松沢『自由民権運動』、一六五頁)
- 5 9 『東京新聞』明治三十年十月六日付紙面
- 6 0 土居晴夫『龍馬の甥 坂本直寛の生涯』(リール出版、二〇〇七年)
- 6 1 松岡司「高知県帝党派の研究〈天皇制絶対主義への方向〉」(『青山文庫紀要』第六号、一九九九年)
- 6 2 後藤靖『士族反乱の研究』(青木書店、一九六五年、一七五頁)
- 6 3 この間の事情を平尾道雄は、「(旧郷土は)藩政時代から農地を保有して在郷していたので、維新の改革にも地方地主としてその勢力を温存したばかりでなく、勤王思想に導かれて倒幕運動の主要な役割を果たした経験を持ち誇負に生きていた。民権自由主義が社会運動に限られている限りは彼等の反対するところではなかったけれども、皇室の尊厳に触れるか国家の威信に関するに至っては立志社に同調する事が出来なかった」と述べている。(平尾道雄『長岡村史』、長岡村史編纂委員会、一九五五年、一一四頁)
- 6 4 前掲後藤『士族反乱の研究』、一八二～一九〇頁
- 6 5 松岡司「高知県帝党派の研究〈立憲運動下の漸進主義〉」(『青山文庫紀要』第七号、一九九九年)。
- 6 6 前掲寺崎「土佐自由民権運動史」二〇九頁。「土佐国民情一斑」(『高知県史・近世資料編』、高知県、一九七四年、一一〇〇～一一〇一頁)
- 6 7 『高知県史 近代編』(高知県、一九七〇年、一七二頁)
- 6 8 明治十六年五月には、最初の十五回をそのまま収録した単行本が駁々堂本店から出版され、六月には二十七回までを収録したものが編纂出版人・古村善吉で出版されている。続いて明治十六年七月以降、雑賀柳香の補綴、編集を経て、撰陽堂から前編・後編・続編の三冊の単行本として刊行され(続編のみ東洋太郎名での補綴)、明治十八年に春陽堂から同じく雑賀補綴で『汗血千里駒 全』として一冊の合本で刊行されている。本稿で言う単行本とは、この雑賀補綴版である。
- 6 9 高知市立自由民権記念館『図録・汗血千里の駒の世界―龍馬伝説の誕生』(二〇一〇年、十二頁)
- 7 0 前掲寺崎「坂崎紫瀾翁の伝」、二一八頁
- 7 1 「座談会 自由民権百年を記念して」(『土佐史談』第一五八号、一九八二年)
- 7 2 松原真「時事文学の政治小説化―中島市平編『民権泰斗板垣君近世紀聞』の成立をめぐる―」(『国文論叢』四七号、二〇一三年)

7 3 雑賀補綴の単行本は、明治年間に限っても、明治十六年、十八年、二十年、二十三年、二十五年、二十七年、四十二年の七度刊行されている。（前掲『新日本古典文学大系明治編十六・政治小説集一』の「汗血千里の駒・補注一」の書誌に、それがない論者所蔵本の書誌を加えた）

7 4 「土佐の尊王攘夷論の」勢力の中堅は、封建の悪風陋習を呪ふこと火よりも甚しく、現に行はれて居る階級制度の打破ということを以て主眼として居る」『維新戦線第一の健闘児であり、封建制度破壊の急先鋒であった坂本龍馬』（白柳秀湖「坂本龍馬」、『現代大衆文学全集二十巻』、平凡社、一九二九年、一六二、六七九頁）

7 5 「近藤（長次郎）を殺した奴は千屋でも澤村でもないぞ。幕府だ、幕府の封建の制度だぞ」「おれはな、この頃、町人になろう／＼と思っているんだ」（和田勝一「海援隊」、『現代戯曲五巻』、河出書房、一九四〇年、三八七、三九九頁）

7 6 例えば白柳秀湖や司馬遼太郎がその著作で、井口村刃傷事件を、ほぼ「汗血」そのままの設定で描いたことなどから、土格から虐げられる軽格という描写が小説やテレビドラマ、映画などのメディアで繰り返し返され、土佐明治維新が軽格に対する差別を契機とするとのイメージを固定化させることになった。

7 7 『高知新聞』一八八一年九月二日付紙面

7 8 前掲柳田『政治小説研究（上）』二五三頁

7 9 「南山」は明治十七年五月に、第九回分までが『南山皇旗之魁 初篇』のタイトルで出版され、さらに明治二十四年六月に、佐々木執筆分を含む第二十七回分までが、『南海之勤王』とタイトルを変えて出版されている。

8 0 土佐明治維新史を描いた坂崎の著作として、単行本では、『林有造氏旧夢談』（明治二十四年）、『岩崎弥太郎』（明治三十一年）、『少年読本第十九編坂本龍馬』（明治三十三年）、『鯨海酔侯』（明治三十五年）があり、新聞に連載されたものや草稿では「板垣退助詳傳」（明治二十年）、「後藤伯の小傳」（明治三十年）、「吉田東洋」（明治三十年）、「板垣翁傳記」、「山内外史小南翁」などがある。

8 1 『維新土佐勤王史』凡例。（瑞山会編『維新土佐勤王史』、富山房、一九二二年）

8 2 同右、五、一八頁

第二章 瑞山会と土佐明治維新史の形成—瑞山会諸士伝を中心に—

「瑞山会」という組織は、既に本稿では何度も登場した、土佐明治維新史の通史である『維新土佐勤王史』（大正元年（一九一二年）刊。以下『勤王史』）の編纂母体として一般に知られている。この瑞山会に関しては、『勤王史』の巻末に掲載された「明治四十五年六月」という日付の「瑞山会来歴」なる文章が情報の全てであり¹、そこからは以下の四点が確認できる。

① 瑞山会が、明治十七年（一八八四）三月に、河野敏鎌、土方久元、田中光顕、佐佐木高行らによって結成されたこと。

② 会の目的は、武市グループ殉難者の記念碑建立と伝記編纂であること。

③ 二十余年、毎月伝記材料に関する調査会を開催したこと。

④ 瑞山会が編纂した各殉難者伝記を根拠に坂崎紫瀾が『勤王史』を編纂したこと。

序章でも述べたように、『勤王史』は、これまで事実上唯一の土佐山内家の明治維新通史と見做され、土佐山内家研究の基礎史料として利用され続けてきた。しかしその一方で『勤王史』の史料収集の方法やその編纂過程は不透明であり、編纂者の坂崎自身が、文中の記述を「自分の即興だ」と答えたという逸話が残るなど²、その記述の信憑性には疑問も呈されている。ところが『國史大辞典』では、「いささか潤色のきらいはあるが、高知藩（土佐藩）の幕末史を知るためには欠くことができない」（執筆・池田敬正）³とし、また幕末の土佐について数多くの著作がある高知県の郷土史家・平尾道雄も、『勤王史』の瑕疵として「推理と即興」「伝承的誤伝」「創作的独断」などを挙げ、「本書の記述のすべてを無条件に信用することは警戒せねばならず」としながら、「純粋な史学書としては若干の欠陥や飛躍が見られるとしても」「維新史を知識し、理解するためには必要欠くべからざる文献と信じている」⁴と、いずれも『勤王史』の潤色を認めながらも肯定的な評価を下している⁵。だが「推理と即興」「伝承的誤伝」「創作的独断」という瑕疵は、いずれも史学書としては致命的な欠点であり、「伝承的誤伝」などは、その責の一部を坂崎に史料と列伝を提供した瑞山会も負わなければならないだろう。しかし、瑞山会とその事業については、前掲の「瑞山会来歴」に、会の沿革

が簡単に紹介されているだけで、まとまった史料も先行研究も存在せず、これまで全くと言っていいほど明らかにされてこなかった。これはすなわちその編纂物である『勤王史』の成立の経緯についても、一切が不明であったことを意味する。

本章では、まず明治以降の殉難者顕彰の過程の中に瑞山会を位置付け、その会員の属性を明らかにすることで、瑞山会という会の性格と目的を考察する。次に、断片的ながら諸史料に表れる瑞山会の活動を時系列に整理し分析することで、その事業の一端を明らかにし、瑞山会が土佐明治維新史とその歴史意識をどのように形成していったかを検証する。この作業はある意味、瑞山会の事業の成果物である『勤王史』の史料批判にもなり得るものと考ええる。また、瑞山会によって編纂された武市グループの殉難者の列伝は、その後、宮内省によって刊行された『殉難録稿』の種本となり、瑞山会が採集した史料は、文部省の外郭団体とでもいべき日本史籍協会刊行の日本史籍協会叢書に収録されることとなる。その過程を検証することで瑞山会の歴史意識が国史に与えた影響についての考察を行う。

なお序章でも紹介したように、高田祐介氏は、明治以降の高知県の殉難志士に対する顕彰過程に関する研究を積極的に行っているが、一連の論考で高田氏が土佐殉難志士に対する顕彰・贈位運動のキーマンとしているのが田中光顕である。高田氏は田中を含む勢力を「中央の土佐派」ないし「宮中土佐派」と規定し、この「宮中土佐派」を、「明治政府内にあつて薩長閥と一定程度の關係性を保ちつつ宮中に勢力を得、明治期を通して政治活動を行ったグループ」であり「佐々木高行・土方久元・田中光顕を中核とした政治勢力」と定義している⁷。ちなみに佐佐木、土方、田中のいずれも瑞山会の会員に名を連ねており、あるいは高田氏の言う「宮中土佐派」の顕彰活動の拠点となったのが瑞山会であるとも考えられるが、高田氏の論考では佐佐木、土方、田中以外の「宮中土佐派」のメンバーの名は挙げられておらず、実質この三人のみが「宮中土佐派」として論じられている。後述するように、瑞山会の結成や実務では、河野敏謙や岡内重俊、古澤滋、土方直行など、宮内省には属さない、田中や佐佐木の人脈に連なる人物たちが重要な役割を果たしており、論者はこれら瑞山会の会員も佐佐木や田中のグループの周縁部に位置する人物と考えている。このことから本稿に於いては、高田氏の言う「宮中土佐派」とほぼ同義ながら、その範囲をより広く解釈した「中央政府土佐グループ」という名称を用いることとする⁸。

第一節 瑞山会以前の土佐殉難志士顕彰

第一項 武市グループの復権

いわゆる「殉難者」の事績調査については、明治八年（一八七五）一月二十五日に「内務省乙第六号達・嘉永己丑以来殉難死節ノ者東京招魂社へ合祀ニ付詳細取調差出」が達せられたことから本格化する。この事績調査の目的は、「嘉永六年己丑以来憂國慷慨之士皇運之挽回ヲ期シ未タ其志ヲ不遂致冤死者候者之靈魂」を「東京招魂社へ合祀」することであり、その為「戊辰以前舊藩々ニ於テ殉難死節ノ者其名湮滅シ未タ祭祀等ノ列ニ漏レ候者迄モ精密穿鑿ヲ遂ケ各人ノ履歴及ヒ殉難死節ノ顛末凡小傳ニモ可充程ニ詳細取調可差出」と命じたものであった。⁹ これを受けて各府県では殉難者の調査が進められ、高知県では明治八年〜九年に四回に分けて、計百五名の履歴書が内務省に提出される¹⁰。続いて明治九年（一八七六）十二月十九日に高知権令・小池国武が武市以下二十八名の族祿復旧を内務卿に上申し、併せて同日「元来無祿又ハ長次男等」であったが故に、族祿復旧に与ることの出来ない平井収二郎以下八名と武市の遺族に対する一時祭祀料の下賜も上申している。（翌明治十年（一八七七）二月十九日に決定）¹¹。

高田祐介氏はこの間の動向の背景を、萩や鹿児島の不平士族と繋がり深める一方、立志社と呼応し提携の可能性すらあった「高知県不平士族、特に郡部の旧郷土層中心の古勤王党懐柔を目的とし、また、そのような県状に即応した、中央の土佐派の政治的画策があつたと考えられる」¹²とする。この祭祀料下賜の上申書では、旧武市グループの殉難者に対する状況を、「維新前後旧高知藩状況ハ他藩ニ於テ其類無之者ニ有之、即チ右収次郎以下ノ如キ者にも今日ニ至ルマテ依然トメ他ノ犯罪者刑法ニ伏シ候者ト同一般ニ看做サレ」¹³と訴えるが、かかる状況の改善は、旧武市グループの盟約者も多く含まれていた古勤王党に対する直接的な懐柔策になつたと思われる。

この時期、中央政府の土佐グループの筆頭的位置にあつたのは、元老院議官の職にあつた佐佐木高行であるが、この佐佐木に明治九年十月、内閣大史の職にあつた土方久元が、「武市半平太初ノ家名再興、族祿復旧ノ事、早々県庁より上申有之度」¹⁴との進言を行っている。西川誠は

明治十年前後の佐佐木・土方について、「板垣民権派と対抗した在朝土佐グループ」とし、「民権論を含めた西欧化への慎重な態度を持ち、急進的開明化政策を担う伊藤・大隈に嫌悪感を抱きつつも、岩倉・大久保との人的関係で政府首脳部と一体感を保持していたグループ」¹⁵とする。武市グループの族祿復旧と一時祭祀料の下賜は、内務卿・大久保利通宛に提出後、右大臣・岩倉具視によって決裁されており¹⁶、佐佐木・土方を軸とした中央政府土佐グループによって、武市グループ復権のシナリオが描かれ、それを実現するための政治的画策が行われたことが窺える。

この族祿復旧と一時祭祀料の下賜が行われた際、土佐殉難者に関してはいずれ東京招魂社（明治十二年（一八七九）六月に靖国神社と改称）へ合祀する旨の内意が伝えられていたとして、明治十三年（一八八〇）九月、高知県士族・浜田八束、島村雅事（寿之助。武市グループの血盟者で武市の妻・富の叔父）によって、土佐殉難者八十名の東京招魂社への合祭を願う請願書が、高知県令・北垣国道に対して提出される¹⁷。当初内務省に履歴書が提出された高知県の殉難者百五名には吉田東洋や堺事件の殉難者なども含まれていたが¹⁸、この請願書では藩政の功臣・八名、堺事件関係者・十一名、戊辰戦争戦死者・五名、及び岡田以蔵の二十五名が除かれ、武市グループの八十名に絞り込まれている。

加えて、この東京招魂社合祭の請願書提出の際、「添願」として「親類、朋友之参拜手向等」の便宜のため、殉難者の生国である高知市内の大島岬神社への合祀請願が行われる。この大島岬神社は明治二年（一八六九）に、当時の高知藩主・山内豊範が戊辰戦争戦没者の招魂のため建立したものである。明治十一年（一八七八）には佐賀の乱、西南戦争の戦没者も合祀し、この時点で既に二百七十二柱が祀られていた¹⁹。合祀を請願された殉難者八十名には武市・平井・間崎哲馬や野根山二十三士のように土佐山内家から死を賜った者や処刑された者も多く含まれており、大島岬神社への合祀は明確な旧藩主家からの赦免と名誉回復を意味するものであった。ちなみにこれらの合祀請願運動と呼応したものであろうかは不明であるが、同じ明治十三年九月より、第一章で述べた土佐明治維新史を武市グループの群像劇として描く、坂崎紫瀾の小説「南の海血しほの曙」の連載が『高知新聞』にてスタートしている。

第二項 記念碑建立運動

請願の翌年の明治十四年（一八八一）、五月二十七日付で高知県と陸海軍省に武市以下八十名の合祀の件が達せられ²⁰、また大島岬神社への合祀も同年の七月二十七日に行われる²¹。実際にはその後内務省社寺局によって八十名の死亡事由等の取調べが行われ²²、武市らの靖国神社への招魂式が行われるのは二年後の明治十六年（一八八三）五月五日のこととなるが²³、この招魂式を受けて、同月十四日に、

兼テ御心配被下候武市・坂本外八十余名ノ祭典建碑等ノ儀ニ付、昨日拾五六名新橋邊ニ決議会相開候処、好都合ニ相成、田中・尾崎・岡内・河野等七八名ハ百円ヅ、其他石田・島本・大塚・楠目等応分外ノ出金約定仕リ、立ニ一坐而巳ニテ壹千百餘円醸金相成、此勢ニテハ随分意外ノ仕事出来可申、畢竟、御率先被下候ヨリ、尾崎邊モ禪シ以来ノ大奮発ニ御座候。（明治十六年五月十五日付、佐佐木高行宛松垣直枝書簡）²⁴

と、田中光顕、尾崎忠治、河野敏鎌らによる、大島岬神社への記念碑建立計画がスタートする。更に九月十日には、島村雅事が高知県令・田邊良顕に対して「一大記念碑ヲ建設シ其功烈ヲ貞泯ニ勤シ以テ千載ノ下人ヲシテ英風ヲ想望セシメ玉ハント欲ス」ので、この旨を宮内省に上申し、「特殊ノ恩恵ヲ蒙ルヲ得セシメ玉ハン」とする願書を提出する²⁵。この願書を受けて高知県もすぐに宮内省に稟告し、宮内省は九月二十五日に金三百円を下賜することを決定、さらに皇族一統からも金若干が下賜され、三條家も同じく金若干を寄贈している。

この記念碑建立のための寄付を呼び掛ける趣意書（明治十六年五月付）には、幹事として、河野敏鎌（立憲改進黨副総理）、田中光顕（陸軍少将参事院議官）、尾崎忠治（大審院判事長）、井出正章（陸軍省会計局次官）、小藤孝行（宮内省御用掛）、島村雅事（高知県在住）、島村笑兒（高知の官憲派新聞・高陽新報社社主）、安岡成和（高知県在住・元県議会議長）、中村真來男（高知県官員）、松垣直枝（内務省警保局権少書記官）、島本仲道（自由党）、土方久元（内務大輔、議定官兼宮内省御用掛）の十二名の名が記されている。（一）内は明治十六年五月時点の肩書²⁶）

この十二名のうち、土方、田中、尾崎、井出、松垣、小藤の六名は中央政府の官員であり、また松垣書簡で募金をしたとされる岡内重俊・石田英吉・大塚正男・楠目正幹も同様に中央政府の官員である（別表②参照）。このことから、この建碑運動が主に中央政府に籍を置く土佐出身の官員たちによって立案、推進されたことが窺える。また別の視点から見れば、この十二名の幹事のうち、河野、田中、尾崎、小藤、島村雅事、

安岡、中村、桧垣、島本、土方の十名が、武市グループの盟約書（「土佐勤王党血盟者姓名簿の写」）に名を連ねており、在野政党に身を置いている河野、島本も、共に文久三年（一八六三）の勤王党の獄で永牢処分を受け、維新前後に許されたという経歴を持つている²⁷。これらのことから、この記念碑建立計画は、旧藩時代武市グループの盟約者であった土佐出身の中央政府官僚によって企画されたものであると考えられる。幹事のうち高知に在住している島村雅事、島村笑児（武市未亡人・富の弟）、安岡成和、中村真來男の四名は、地元高知での作業を担当したものと考えられ、例えば島村笑児が社主を務める「高陽新報」の明治十六年六月九日付紙面には、武市・坂本らの祭祀の永続と記念碑建立の為に県民に広く寄付を求める記事が掲載されている。この建碑計画が具体的に誰の発案によるものかは不明だが、その後の建碑に関する実務は、田中が司令塔になる形で行われており、明治政府内の旧武市グループが田中によって取り纏められていたことが窺える。後述するように、この建碑計画が翌年の瑞山会結成につながるのだが、この幹事十二名および五月の決議会に出席した岡内、石田、大塚らが瑞山会のコアメンバーだと考えられる。（ただし瑞山会の非会員も数名いる）

一方で、先に引用した佐佐木高行宛の桧垣書簡には「兼テ御心配被下候」「畢竟、御率先被下候」などと記されており、幹事に名はないものの、佐佐木がこの建碑運動を背後から支援していたことが窺える。第一章でも記したように、そもそも武市グループは軽格層を中心に組織され、士格層にその支援者は殆どおらず、寧ろ武市グループと対立する存在であった。旧藩時代の格式が御扈從組であった佐佐木も、武市グループとの協働が明らかなのは、慶応三年（一八六七）以降の長崎での坂本龍馬と海援隊との関係からであり、旧藩時代の経歴は武市グループから遠い²⁸。建碑運動の幹事に佐佐木が名を連ねていないのも、佐佐木が旧藩時代から武市グループとは一線を画す存在だったからであろう。しかし例えば幹事のひとり河野は、官途にあった明治八年以降佐佐木と連携し、佐佐木が侍補として宮中入りする際にも佐佐木を推挙したとい²⁹、また島本は土方久元や北代正臣と度々面会し、大隈や板垣の動向を伝えるなど、佐佐木の情報ルートのひとつであった³⁰。同様に高知の島村笑児も、定期的に佐佐木に高知の県情を報告する、佐佐木や土方の人脈に属する人物である。

佐佐木はこの時期一貫して中央政府土佐グループの筆頭的位置にあり、明治十六年時点で参議兼工部卿を務めている。依然高知の県情は安定しておらず、「佐々木をはじめ、土方（久元）・谷（干城）・中村（弘毅）など、高知県出身者の在朝高官は、立志社勢力を抑止すべく、在地勢力

と連動して策動していた(括弧内引用者)」。^{3.1}という状況であった。折しも高知県下では、第一章で述べた、武市グループを藩閥政府に対抗する自由民権運動(自由党)のルーツとする坂崎紫瀾の小説「汗血千里の駒」(明治十六年)が人気を博していた。例えば、明治十七年十月の高知県勢を報告する書簡では、「過激ノ壯士ハ三四名位、時々各所ニ密会ヲナシ、既ニ国事ニ付レタルモノ、志行ヲ論シ、本県ニテハ坂本龍馬、吉村寅太郎等ヲ初トシ、又ハ長州ノ高杉晋作、東北地方ニテハ雲井龍雄近クハ江藤西郷等ノ事跡ヲ論シ慷慨セルノ状況ナリ」。^{3.2}と、壯士たちが坂本・吉村・高杉といった維新前に夭逝した人物たちを、江藤・西郷といった反政府内乱を起した人物と同列に並べて、政府批判を行っている様子を報告している。

武市らの靖国合祀後、間髪入れず企画された記念碑建立計画は、武市グループの名誉回復のみならず、維新前に夭逝した武市グループを明治国家誕生に殉じた国家功労者として明治国家に包摂し、明治国家が彼らの遺志を受け継ぐ存在であることを広く高知県民にアピールする手段でもあった。佐佐木はその点にこの建碑運動の利用価値を見出したと考えられる。

第二節 瑞山会とその顕彰活動

第一項 瑞山会会員の構成

「瑞山会来歴」によれば、明治十七年三月三日瑞山会発足の会合が行われる³³。出席者十三名のうち、河野敏鎌、土方久元、田中光頭、檜垣直枝、岡内重俊、石田英吉の六名が、前年五月の大島岬神社への記念碑建立計画決議会に出席しており、高田祐介氏も指摘するように、この大島岬神社への記念碑建立運動を契機として瑞山会が形成されたと考えられよう³⁴。

『勤王史』の巻末には、「瑞山会員名簿」が掲載されており、田中以下四十名の名が挙げられている。この四十人の生没年、旧藩での格式、武士グループ盟約の有無、瑞山会結成時（明治十七年）、武市が正四位を受けた記念の祭典開催時（明治二十四年（一八九一）前後の所屬と肩書をまとめたものが別表②であるが³⁵、一見して、瑞山会会員の多くが官員であることがわかる。明治十七年の結成会合に参加した十三名の内、河野を除く十二名が中央政府の官員であり、他にも十四名の会員が官途にある。更に明治二十四年前後になると、在野であった河野も再度官に戻り、四十名の会員のうち三十三名までが中央政府の官員、四名が地方自治体の官員である（非職含む）。すなわち、会の名称に武士の雅号である「瑞山」を用いていることから明らかなように³⁶、瑞山会は記念碑建立運動の裾野を更に拡大し、武士グループの同志であった経歴を持つ中央政府の土佐出身の官員を糾合した組織であったと考えられる³⁷。ただ前年の五月の時点で既に建碑の件を決議し募金も開始するなど、実質的な建碑運動はスタートしており、なぜ改めて明治十七年の時点で活動を組織化したのかは不明である³⁸。また明治二十四年五月の「武市瑞山先生外諸士贈位祭記録」³⁹に、瑞山会員来会者として記載されている中島信行の名前は「瑞山会員名簿」には記されておらず、名簿の正確さにもやや疑問が残る⁴⁰。

瑞山会で特筆すべきは佐佐木高行の参加である。前述のように武市グループは軽格を中心に組織され、別表②を見ても旧藩時代の格式が明らかかな三十三名のうち、佐佐木を除く全ての人間が軽格または陪臣の出身である。前述のように、土格出身の佐佐木は旧藩時代、武市グループと

の直接の接点は少なかったと思われるが、中央政府の土佐出身官僚を糾合する形で瑞山会が組織されるに当たって、土佐派の筆頭的位置にあり（佐佐木はこの三か月後に制定された華族令でも、旧土佐山内家の家臣の中では唯一伯爵に叙爵されている⁴¹）、これまでも武市グループの顕彰に尽力してきた佐佐木が、旧武市グループに加わった形である。このことから、瑞山会が単なる武市グループの旧友会ではなく、中央政府土佐グループの政治的組織であったことが窺える。

ただし瑞山会を、佐佐木が旧武市グループの官僚たちを掌握し組織した「中央政府・佐佐木派」と解釈することは早急であろう。そもそも旧武市グループの取り纏め役である田中自体、土佐山内家の家臣ではなく佐川深尾家の陪臣である。かつ旧藩時代は亡命し長州系志士として活動し維新後も木戸孝允や伊藤博文と近かったことから、維新後も佐佐木とは距離があったと考えられる。実際田中が明治六年（一八七三）の征韓論政変後、木戸孝允に送った書簡では、佐佐木のことを「御存じの通老ばれにて、何の役にも相立不申候得共敵にするより味方に致し候方勝利に可有之」（明治六年十一月八日付木戸孝允宛田中光頭書簡）⁴²と辛辣に評価している。一方で、田中以下、南部、片岡、清岡、小藤、土方、石田、黒岩、安岡の九名は、「旧盟相会す」というキャプションの附いた明治八年の集合写真に共に収まっており、彼らが佐佐木ではなく、田中の人脈に連なる人物であったことが窺われる⁴³。すなわち、瑞山会とは田中を中心とする旧武市グループの官員グループに、当時の土佐派筆頭の佐佐木を「味方」にする形で結成された会であり、佐佐木名誉会長・田中事務総長とでもいべき組織ではなかったかと考えられる。実際、『伯爵田中青山』には「瑞山会の費用の大部分を自ら負担せし」⁴⁴とも記されており、瑞山会が田中を中心とした組織であったことを裏付ける。ちなみに前項で、武市らの族祿復旧に際しての佐佐木、土方久元の連携を述べたが、明治八年の集合写真からもわかるように、土方は旧武市グループの同志として田中とも交流を持っており、あるいは土方が佐佐木と田中の間をつないだとも考えられる。

『勤王史』の巻頭には「土佐勤王党血盟者姓名簿の写」（百九十二名）、「血盟簿以外の勤王党同志人名録」（百十二名）の二種類の武市グループの同志名簿が掲載されているが、瑞山会の会員四十名のうち三十七名がこのいずれかに掲載されており⁴⁵、彼らが武市グループの同志であったことを証明する。一般に「土佐勤王党盟約者名簿」などと呼ばれる、「血盟者姓名簿の写」は、文久三年二月に武市が山内容堂に提出したものとされるが、明治期には既に原本が存在していなかった⁴⁶。また『勤王史』には、亡命者である吉村寅太郎・池内蔵太、吉田東洋暗殺犯

である那須信吾・安岡嘉助・大石團蔵は名簿から名前を削ったと注記されており⁴⁷、そもそも血盟者全員を網羅したものではない。その補完的役割を果たすものが後者の「血盟簿以外の勤王党同志人名録」であり、顕彰の対象である武市グループ八十名のうち半分の四十名が、また同様に瑞山会の会員も佐佐木、清岡以下十三名がこの「血盟簿以外の同志」名簿に掲載されている。しかし「血盟簿以外の同志」はその同志の範囲を、「或は其の遠隔の地に住し、或は其の地位の利害より、或は其の血盟手続をなす暇なく、或は其の血盟中止後に蹶起せる人々にして、要するに其の精神の血盟者と異なる所なき」（傍丸・引用者）と最大限に拡大し、精神的な紐帯の一点のみを同志の要件定義としたことで、結果、どのような人間でも同志とすることが可能な枠組みになってしまっている。このことからあるいは明治以降の立居振舞や人間関係がこの同志の認定に遡及している可能性も考えられる。

例えば、前述のように武市グループと接点が少なかったと思われる佐佐木が「血盟簿以外の同志」とされているのに対して、海援隊・陸援隊をバックアップした福岡孝弟、武市とともに他藩応接役を務め、坂本龍馬や中岡慎太郎とも親交があった谷干城などは、あるいは佐佐木以上に武市グループとの協働があったとも思われるが、「血盟簿以外の同志」とはされていない。福岡や谷が本当に武市グループの同志を自任していなかったのか、あるいは逆に瑞山会の会員でなかったから同志とされなかったのか、いずれとも判断し難い。他にも井出正章（玉川壮吉）などは、那須俊平と共に亡命し禁門の変に参加した経歴を持ち、記念碑建立の幹事まで務めているにも関わらず、瑞山会会員はおろか、「血盟簿以外の同志」とすらされていない⁴⁸。このような事情からか、武市グループの同志の人数は同じ瑞山会の編纂物でも振れ幅があり、『勤王史』に掲載された二種類の名簿に記載されたのは合わせて三百四名であるが、「武市半平太傳（原稿刷）」⁴⁹では、「半平太と義を同くしたる同志者の姓名」として四百三十六名の姓名を挙げ、高知県佐川町立青山文庫蔵の「旧高知藩人名録」⁵⁰は、血盟者百九十二名、盟約書に洩れる同志百十四名、その他日記や書簡から同志とわかる者百四十九名、計四百五十五名を同志として挙げている。

第二項 南海忠烈碑の建立と「合祭漏諸士」

瑞山会に引き継がれた記念碑建立事業であるが、その後、田中が東京の例会での意見を集約し、高知の伊藤修^{5.1}や島村笑児と遣り取りを行う形で事業を進行している^{5.2}。大島岬神社は現在の高知県護国神社であり、瑞山会が建立した記念碑は現在もその境内に建つ「南海忠烈碑」であるが、この南海忠烈碑の表面には「維新之鴻業其功可謂偉矣。朝廷追褒祀之靖国神社」という撰文が刻まれ、裏面にはその対象者である殉難者―前述した靖国神社と大島岬神社へ合祀された八十五名の姓名が刻まれている^{5.3}。瑞山会は、殉難者の個人名を碑に刻むことで、彼らを、靖国合祀者＝明治国家誕生に殉じた国家功労者として明治国家に包摂し、併せて犯罪者同様に見做されていた殉難者の名誉回復を行い、それを目に見える形で広くアピールすることを意図したと思われる。

ところが明治十九年（一八八六）五月二十四日付の伊藤修宛書簡で田中は、

合祭漏諸子之事、是ハ此際御彫刻相成候様仕度奉存候。決而不都合之事無之候。尤も合祭之事ハ今より何年後ニ有之哉難相分候。朝鮮ニ而之暴挙ニ斃候トカ又内乱ニ斃レ候トカ申様之機会を得不申而ハ、特ニ合祭之事ハ相叶不申候ニ付、右之如き国家ノ不幸無之候ハ、百千年を過候而も合祭ハ六かしき事ニ御座候。夫故先年来毎度井出等より中村真來方へ申遣候得共、一向放擲致し居候而尽力致し呉不申故、遂ニ毎度合祭之機会ヲ失ひ遺憾之至ニ御座候。此度ノ建碑ニ付而ハ是非裏面へ彫刻之義肝要ト奉存候間、必無御遲疑御勇断ヲ以御掲勤不堪希望

候^{5.4}

と明治十六年に靖国神社に合祀された八十人のみならず、「合祭漏諸子」の姓名も忠烈碑に彫刻することを指示している。この「合祭漏諸子」とは同年七月八日に西山志澄と伊藤修が連名で高知県令に靖国への合祀請願書を提出した、田所騰次郎、島村省吾、近藤長次郎、真田四郎、沢村惣之丞、岡田以蔵の六名のことである。この田中の書簡が記された明治十九年までに靖国神社では計十八回の合祀を行っているが、武市グルーブを合祀した第十三回を除いては、その対象者は、戊辰戦争、佐賀の乱、台湾出兵、西南戦争、壬午の変など、国内内乱や対外紛争での戦没者である。田中はそのような事件が起こらないと「合祭漏諸子」はいつまでも合祀が叶わないとして「是非裏面へ彫刻之義肝要ト奉存候」と判断したのである。高知側では、「朝廷追褒祀之靖国神社」という撰文の碑に、靖国に合祀されていない人間の姓名を刻むことを逡巡したと思われるが、田中はそれを「決而不都合之事無之候」「御勇断ヲ以御掲勤不堪希望候」と強い言葉で押し切ろうとしている。田中にとって靖国合祀はあく

までも形式上の事に過ぎず、殉難者の名誉回復の方が優先事項だったのである。あるいは西山らの合祀請願はこの田中の不満を受けて、何とか碑の建立前に六名の追加合祀を実現させようとした動きなのかもしれない。この時点で瑞山会が顕彰の対象とする殉難者は、既に靖国に合祀された八十名に、この「合祭漏諸士」六名を加えた八十六名になり、以降、瑞山会の顕彰活動はこの八十六名をひとつのユニットとして進められることになる⁵⁵。

ちなみに「合祭漏諸士」六名のうち、岡田を除く五名は、この二年後の明治二十一年（一八八八）五月に靖国神社に合祀され⁵⁶、翌明治二十二年（一八八九）七月二十七日には大島岬神社にも追加で合祀される⁵⁷。南海忠烈碑は既に、明治十九年十一月二十七日に落成式が行われていたと考えられるが⁵⁸、前述のように、現在南海忠烈碑には武市以下八十五名の名が刻まれている。もし田中が指示したように明治十九年の段階で「合祭漏諸士」の姓名を彫刻していたとすれば、当然岡田の名前も刻まれているはずであり、結局、田所以下追加合祀者五名の姓名は、この追加合祀のタイミングで新たに彫刻されたと思われる。

第三項 殉難者諸士伝の編纂

続いて瑞山会のもう一つの事業である、殉難者の伝記編纂について検討を行いたい。そもそも建碑事業に加えて、なぜ殉難者の伝記編纂が計画されたのだろうか。結論から述べると、この諸士伝は武市グループの贈位のための資料であったと考えられる。明治二十四年四月に武市半平太、坂本龍馬、中岡慎太郎、吉村虎太郎の四名に正四位、同年十二月には間崎哲馬、平井収二郎以下九名に従四位が贈位されるが、これに先立つ明治二十三年（一八九〇）三月に、当時宮中顧問官であった品川弥二郎から宮内大臣の土方久元へ、「戊辰東征ノ役旧高知藩迅衝隊及ヒ現今旧高知藩出身ノ大小官吏ノ如キ多ク武市小楯同志ノ士ヨリ成り立テ、旧高知藩力朝廷ニ於ケルノ功ハ武市小楯頗ル與リテカアリタル次第」として、武市に位階を追贈する建議がなされている⁵⁹。これに対して土方は品川への返信で「陳は贈位之儀ハ至極同意ニ御座候、然ニ田中光顕内閣書記官長中取調候書類有之処、何故歟不被行居候」⁶⁰と述べているが、論者はこの田中が取り調べた書類が、瑞山会編纂の諸士伝であったと考え

る。実際、田中が内閣書記官長に就任したのは明治十八年（一八八五）七月であるが、瑞山会で建碑及び伝記編纂の件を議決したのは同年の十月のことである。⁶¹「瑞山会来歴」では、まず武市伝を古澤に委託し、各殉難者の伝記編纂は土方直行が担当したとするが、古澤と土方直行は田中と同様、山内家ではなく佐川深尾家の陪臣である。このことから、瑞山会の伝記編纂は田中の人脈に属する古澤、土方直行という佐川閥によつて進められたと考えられる。⁶²例えば、瑞山会諸士伝では、武市や坂本、吉村と並んで那須信吾にまるまる一卷が割かれている。那須は田中の叔父であり、那須伝には田中が明治元年に京都で那須の首を探し出す様子が描かれている。叔父の事績を後世に伝え、贈位によつてその功を顕彰したいという思いも、田中の殉難志士伝編纂の原動力になったのではないだろうか。ちなみに宮内省が「嘉永癸丑年以来明治辛未に至るまで其旧藩に於て国事に軼掌せし始末詳細取調向三ヶ年を期し編製可致」との沙汰書を島津・毛利・山内・水戸徳川の四家に下したのは、瑞山会の伝記編纂が議決された三年後の明治二十一年七月のことである。それを受けて翌年四月に開かれた史談会の設立協議には、山内家からは細川潤次郎と瑞山会の遠野丁影が出席しているが⁶³、旧藩を単位としたこの史談会の事業と瑞山会の伝記編纂が連携を取っていた形跡は見られない。

また同年八月五日付の山崎慎三（武市の甥で高知県の各郡長を歴任）の田中宛書簡には、「歴史材料取纏主任」の島村雅事が病死したので後任を撰定すること、古澤迂郎が山内民部（豊蒼）の吉田東洋暗殺への関与を調べており、山崎が「過日其証ヲ得候ニ付指上申候」⁶⁴ことなどが記されている。そして翌明治十九年になつて調査は本格化してくる。

①明治十九年三月十六日付、島村笑児宛古沢滋・田中光頭書簡

昨夜当地ニテモ例会相開き會員一同ニテ故広瀬健太氏事蹟取調候筈ニ有之候処何分相分り兼ね困却仕候 然処右同氏之事蹟ハ同氏従弟山本仁専太ニ就き相尋ね候ハ、多分書類等も可有之履歴相分り可申との儀ニ付、何卒貴君より右仁専太氏へ御問會被下候様致度、右為御掛合如此ニ御座候。

②明治十九年三月二十二日付、島村笑児宛田中光頭書簡

第三月曜会も続て相開き過ル十五日ニ至り候テハ大分材料も相纏り申候。其御地之分、何卒集り次第郵送被成下度奉願候。

③明治十九年三月二十三日付、島村笑児宛田中光頭書簡

陳者武市以下諸士鞠獄之書類、当地ニ於テ島本氏（引用者注・島本仲道か）より坂崎斌へ承合候処、同人も存知致居不申候由ニ御座候。

然ニ高知藩より県庁へ引継之書類中ニ右關係之分を必ず金包致居可申と被存候間、何卒県庁へ相談之上、楠木・島村等之中ヲ以搜索方御取計被成下度奉願上候。是ハ夥多堆積セル古書類中より尋ね出し候事柄故中々の面倒と存申候得共、此書類ハ頗ル大關係ヲ有シ候事ニ付、何分にも御尽力御捜求奉願上候、御見当たり相成候上ハ尤も肝要之部分丈ケ抜抄之上御差遣し被下度奉願候。

○武市始凡四十人計の略履歴書二冊ニ相成居候ものニ而、高知斃難士履歴書と申書籍、坂本直写取居候分有之、一覽致候処大分好材料ニ付、早速古澤へ廻し置申候

○平井隈山之春秋等も右之中ニ入り居申候。⁶⁵

これら三通は、いずれも明治十九年二月に東京の田中から高知の島村笑児に送られた書簡である。会員が例会で伝記材料に関する調査を行い、そこで不明な点は、島村笑児を窓口にして、地元で調査を依頼するという手順を取っていることがわかる。瑞山会の史料収集は広範に及び、広瀬健太の遺族への聞き取り（①）や、武市グループに関する著作のある坂崎斌（紫瀾）への問い合わせ（③）などが行われ、坂本直（坂本龍馬の甥）が写したという、明治八〜九年に高知県が内務省へ提出した「高知斃難士履歴書」（贈位内申書）が資料として収集されていることがわかる（③）⁶⁶。また「武市以下諸士鞠獄之書類」を見つける為に、高知藩から高知県庁への引継書類も探すように指示しており（③）、瑞山会の伝記編纂事業が高知県も巻き込んだ大規模なものであり、それを高知県側も受け入れていたことが窺える。ちなみに調査範囲は土佐関係者のみならず、例えば坂本龍馬伝編纂の為に、由利公正などにも問い合わせが行われている⁶⁷。なお①の書簡では「八十八士事蹟御取調ニ付テハ種々御尽力之程奉察候」⁶⁸と、伝記編纂対象者は八十八名であると記されているが、最終的にはやはり定型の八十六名の伝記が編纂されたと考えられる（別表③参照）。

前述のように明治二十四年四月に武市、坂本ら四名に正四位、同年十二月に、間崎・平井ら九名に従四位が贈位され、さらに明治二十六年（一八九三）六月十日には、内務大臣井上馨より贈位漏れの殉難者、叙位漏れの維新功労者に対する追加調査の訓令が発せられる⁶⁹。この時、最

最終的に高知県によって編纂された遺漏者の履歴集である「勤王者調」には、計三百四名が記載されているが、瑞山会の伝記編纂対象者八十六名は、既に明治二十四年に贈位済みの十三名と岡田以蔵を除く七十二名が記載されている⁷⁰。このうち坂本瀬平、真田四郎、上田宗虎を除く六十九名が明治三十一年（一八九八）七月に、上田は明治三十五年十一月に贈位を受ける⁷¹。当時の宮内大臣は明治三十一年二月に土方の後を襲った田中であつた。

明治二十九年（一八九六）に書かれたと推測される土方直行の石田英吉宛書簡では、

比年志し通り維新前後死亡之番交八十余名之各傳ハ稍キ脱稿仕候ニ付、此ヨリハ明治後死歿之番賢ニ可及支ニ御座候。就テハ別紙人名之分ヨリ相始シメ可申ニ付、松尾（松野尾か）等之進申候様申付被下、各々履歴取調へ御調へ相届分ヨリ追々ニ送附相成候様仕度希望仕候。

と、当初の目的だった殉難諸士伝八十余名分が脱稿したことを伝えている⁷²。土方直行は続けて明治以後の死没者の伝記作成に取り掛かるとして、その対象者として、小南五郎右衛門、平井善之丞、園村新作、島村寿之助の四人の名を挙げていますが、その伝記がまとめられた形跡はない。ただこの四人のうち、小南・平井・島村は、明治三十一年七月の贈位の対象者となっており、あるいは瑞山会の意向をそこに見ることも可能であろう。

瑞山会の伝記編纂事業は明治三十年までに当初の予定分は完了し、明治三十一年の贈位を以てその目的もほぼ達せられた。完成した瑞山会諸士伝が公開、刊行されることはなかったが、これら諸士伝はその後、宮内省が刊行した『殉難録稿』の種本として使用されることとなり、明治国家の修史事業に影響を与えることになる。

第三節 瑞山会諸士伝の考察

第一項 青山文庫稿本

瑞山会が編纂した殉難者諸士伝（以下、瑞山会諸士伝）は、その一部と思われる以下の十二冊の稿本が、高知県佐川町立青山文庫に伝存している（ ）内は青山文庫の登録番号）

- ① 瑞山武市半平太先生伝 (073-379)
 - ② 武市君ノ伝 (未完) (073-380)
 - ③ 吉村虎太郎、前田繁馬、森下茂馬、葛目清馬、鍋島米之助各伝 (073-140)
 - ④ 吉村虎太郎、前田繁馬、森下茂馬、葛目清馬、鍋島米之助各伝 (073-384)
 - ⑤ 那須重民略伝 (073-141)
 - ⑥ 那須信吾重民略伝 (073-387)
 - ⑦ 平井収二郎、間崎哲馬、広瀬健太、那須信吾、安岡嘉助、清岡道之助、松山深造、千屋菊次郎、北添桔摩伝 (073-142)
 - ⑧ 平井収二郎外八氏伝 (073-382)
 - ⑨ 那須俊平伝 (073-143)
 - ⑩ 那須俊平伝 (073-386)
 - ⑪ 清岡道之助、清岡治之助伝 (073-144)
 - ⑫ 清岡道之助、清岡治之助伝 (073-388)
- ②、⑥以外は縦二十七センチ、横二十センチ程度に統一された青の罫紙に書かれており、うち④と⑫は折り目部分に「無耳山房」と印刷され

た野紙、②は「御料局」の赤い野紙に書かれている。いずれも田中から寄贈されたものであり、全ての簿冊に田中光顕の号である「青山」の印が押してある。

まず①が「瑞山会来歴」に「古沢滋に託せり」と記された武市半平太伝と推定され、②はそれを簡略化しようとしたものの何らかの事情で中断した稿本だと思われる。以下③～⑫は同じタイトルの稿本が二冊ずつ伝存している。③④の「吉村虎太郎他伝」は同文。⑨⑩「那須俊平伝」、⑪⑫「清岡道之助、清岡治之助伝」では、⑩⑫に行われた訂正を⑨⑪で修正しており、⑩⑫初稿↓⑨⑪二稿の関係にある。ただし二稿の⑨⑪にも更に朱校正が施されている。同様に⑤⑥の「那須重民伝」も、⑥に幾つかの訂正が施され、それを修正したのが⑤の稿本であるが、他の簿冊とは異なり⑥にだけ表題頁の右上に「第一稿・箕輪醇校」とこの稿の執筆者が記されている⁷³。また⑦⑧の「平井収二郎外八氏伝」も、⑧初稿↓⑦二稿の関係は同様であるが⁷⁴、この稿本に記された九名は明治二十四年十二月に贈位された九名であり、⑦⑧の内容も国立公文書館蔵の「旧高知藩士平井牧二郎外八名事蹟調書」⁷⁵と同文である。後述する小西伝記稿本の内容とも大きく異なることから、⑦⑧は瑞山会諸士伝の稿本ではなく、贈位申請の際の添付資料として準備されたものと考えられる。ただ殉難者八十六名のうち、青山文庫が蔵するのはこの十七名分だけである。

第二項 小西伝記稿本

前項で述べたように青山文庫の稿本は十七名分に過ぎず、瑞山会諸士伝の全貌を把握するには、一部に過ぎるといふ欠点があった。ところが論者が古書店で購入した、元東京大学史料編纂所教授・小西四郎氏旧蔵の「明治期伝記史料一括」(以下、小西旧蔵文書)なる全四十二点の簿冊のうち十七点に、坂本中岡以下、計七十八人の土佐山内家殉難者の伝記の稿本(以下、小西伝記稿本)が含まれていた。これら小西旧蔵文書には日本史籍協会叢書に収められた史料の稿本なども含まれていることから、おそらく日本史籍協会叢書の編纂の実務に当たった維新史料編纂会編纂官の岩崎英重の旧蔵品であり、それを維新史料編纂会の後輩にあたる小西が引き継いだものと考えられる。

小西伝記稿本十七点の簿冊の表紙には「〇〇傳」とその簿冊に収録されている殉難志士の人名が記されている（坂本龍馬伝だけは「坂本龍馬傳冊稿」）。各簿冊は基本清書された原稿に若干の朱校正が施されたもので、それ以外簿冊への書き込みや訂正は見られないほぼ完成稿である。各稿ともに、まず本人の姓名、変名、身分、出身地、生年月日を記し、以下事績を紹介するというフォーマットで統一されている。事蹟は基本的に地の文で事実を列記する実録形式で記されており、ことさらに美文調の文体は取られていない。また一次史料をそのまま引用するのではなく地の文の形に直して記述している。当然典拠も記されていないことから、伝記に記されたそれぞれの事実の再検証には困難が伴うことになる。なおいずれの稿本にも作者の名前は記載されていない。

坂本伝・中岡伝以外は、縦二十七センチ、横二十センチ程度に統一された青の野紙に書かれており、うち「平井伝」「間崎伝」「吉村伝」「那須信吾伝」「近藤、沢村・真田伝」以外の十冊には、青山文庫同様、折り目部分に「無耳山房」と印刷された野紙が使用されている。簿冊の丁数は、一冊二十丁ほどのものから百四十丁ほどのまでバラつきがあるが、四十〜五十丁程度のものが多く、紙縫りで綴じられている。また簿冊の表紙左上には、朱で二〜十九までの漢数字が振られており、うち十五冊にはそれとは別に「十六ノ内〇（〇は漢数字）」という朱書きがやはり表紙の右脇に記してある。この二種の朱書きはそれぞれ別の人間が記したと思われるが、「十六の内〇」の〇に記された漢数字は、十三を除く一〜十六が連続しており、これともう一つの、二〜十九までの漢数字を対照させると、小西伝記稿本の簿冊は本来全十九冊が作成され、うち第一巻と第十六巻が欠けた十七冊・計七十八名分が現在論者の手元にあると推測される。論者の手許にない第一巻は、おそらく首領である武市半平太の伝記であると思われる、また瑞山会殉難志士八十六名のうち、伝記が存在しないのは、安岡嘉助、土居佐之助、田所膳次郎、島村省吾、安岡斧太郎、森下儀之助、沢村幸吉の七名であるが、この七名全てが「大和義拳被捕者」であり、おそらくその括りで第十六巻に収録されていたと思われる。（別表③参照）

一方で「坂本龍馬傳冊稿」（以下「冊稿」と「中岡慎太郎伝」には、この「十六の内〇」という朱書きがなく、両伝記共に、書き込みや他書との校合、訂正、削除などが数多く見られ、「冊稿」は三冊の簿冊に分かれている。このことから、「冊稿」と「中岡伝」は他の諸士伝が最終稿であるのに対して、その前段階の草稿レベルのものと考えられる⁷⁶。

ちなみに、青山文庫の「吉村・前田・森下・葛目・鍋島伝」では、明治二十八年（二八九五）に奈良県知事・古澤滋によって彼らの三十三年忌が行われ、翌年吉村の遺体の原瘞地の建碑を行ったことまでが記されているが、小西伝記稿本にある明治三十一年の贈位の件は記されていない。同様に小西伝記稿本の「那須俊平伝」や「清岡治之助伝」にも、青山文庫稿本にはない贈位の件が記されており、また「那須信吾伝」や「清岡道之助伝」では、青山文庫稿本に新たな史料を挿入し事実誤認を修正するなど加筆訂正を行っている。これらのことから、小西伝記稿本は青山文庫稿本に明治三十年代に入ってから加筆訂正を行った改定決定稿であると推定し（「平井収二郎外八氏伝」を除く）、以降、小西伝記稿本を瑞山会諸士伝と定めて論を進めることにしたい⁷⁷。

第三項 瑞山会諸士伝と『殉難録稿』

瑞山会諸士伝は刊行されることはなかったが、明治二十六年（一八九三）～四十年（一九〇七）に宮内省が刊行した『殉難録稿』の種本として使用され、明治国家の修史事業に影響を与えることになる。『殉難録稿』に関してはこれまでまとまった研究が行われておらず⁷⁸、その実態は不明な部分が多いが、宮内庁宮内図書館所蔵の『殉難録稿編纂参考資料』と題する一連の文書を手がかりに、瑞山会諸士伝と『殉難録稿』の関係を整理してみたい。

宮内庁宮内図書館蔵の「殉難録稿出版録」⁷⁹に拠れば、『殉難録稿』は、まず明治二十六年の七月に第一～八巻の八冊が刊行され、以降、
明治二十七年七月…十一～十七巻の七冊、
明治二十八年十二月…十八～二十三巻の七冊、
明治二十九年七月…二十四～三十二巻の九冊、
明治三十年八月…三十三～三十九巻の七冊、
明治三十一年八月…九、十巻の二冊、

明治三十二年十二月…四十、四十一卷の二冊、

明治三十三年十一月…四十二、四十三卷の二冊、

明治三十六年七月…四十四、四十八卷の五冊、

明治三十七年八月…四十九、五十卷の二冊、

明治四十年八月…五十一、五十五、及び総目録の六冊、

と十四年の年月をかけて完結している。『殉難録稿』凡例によれば、総収録者数は二千四百八十余人であり⁸⁰、市販は行わず関係者への配布（下賜）のみであったと思われる。

瑞山会殉難者は、まず明治二十七年（一八九四）七月に刊行された、第十一卷に吉村寅太郎、第十二卷に那須信吾、森下幾馬、森下儀之助、十四卷に前田繁馬、楠目清馬、安岡嘉助、沢村幸吉、土居佐之助、安岡斧太郎、十七卷に北添侏摩、望月亀弥太、石川潤次郎、藤崎八郎、野老山五吉郎が掲載される。続いて明治二十九年八月に刊行された、二十五卷に千屋菊次郎、松山深蔵、能勢達太郎、安東真之助、二十六卷には上岡膽治、柳井健次、尾崎幸之進、那須俊平、中平龍之助、伊東甲之助が掲載されている（別表③参照）。これらの伝記の対象者を見てみると、十一卷の吉村から十四卷の安岡斧太郎までが天誅組拳兵で戦死または捕縛後獄死しており、十七卷は池田屋事件での死亡者、二十五卷、二十六卷は禁門の変に係る戦死者である。『殉難録稿』は一巻から十七巻までは、戊午党獄、桜田、東禅寺、坂下、等持院、寺田屋、大和、但馬、池田屋と各トピックに分けて殉難者が録されており、刊行年がいずれも明治二十年代後半であることから見ても、二十六巻以前の伝記は、瑞山会諸士伝とは無関係に編纂されたものであると考えられる。実際『殉難録稿』のテキストと該当する諸士伝のそれとを比較してみると、全く異なるテキストである。

『殉難録稿』の編者である大橋義三・外崎覚による「殉難録編纂掛日記」⁸¹によると、土佐殉難者に対する調査は明治三十年頃から始まっている。明治三十年（一八九七）十一月三十日条に大橋と外崎覚の二人が、「福岡子爵邸へ参り、面会の上種々之国事に関する事件を聞けり」とあり、三十一年四月六日条には「土方伯爵邸へ参り面会の上、旧土州藩志士之事件ニ付談話致し候処、資料借用相成候様被斗可申旨」と記され

ている。続いて明治三十三年十二月十四日条には、「土州土方直行氏の處へ参り、土州殉難士の書類借用の件話合の處、田中大臣よりの指図にて各書類へ校正の上、相送り可申旨話ス」との記述があり、瑞山会諸士伝の編纂担当者であった土方直行の所に相談に行ったということから、この「土州殉難士の書類」が瑞山会諸士伝であることが推定される。前項で記したように瑞山会諸士伝は、明治三十年代に入っても贈位の記録を書き加えるなどの改訂作業が行われているが、「各書類へ校正の上、相送り可申」という田中の指示した「校正」が、これらの諸士伝の改訂作業ではなかったかと考えられる。高田祐介氏は、「薩長藩閥中心の維新正史形成に対し、特に土佐派の田中光頭は次第に『勤王志士』顕彰を通して土佐の『勤王像』を打ち出し、その重大性と正当性を国家歴史像の中に位置づけることを大々的に主張してゆくこととなる」⁸²と述べているが、田中が宮内大臣に就任したのは明治三十一年二月のことであり、武市以下五十三名の『殉難録稿』は明治三十六年～四十年に集中して刊行されている⁸³。翌明治三十四年（一九〇一）四月十六日条には、やはり瑞山会会員の「岡内男爵（引用者注・岡内重俊）方へ参り土州藩士の事蹟書類□出し方、相頼置候」という記述があり、五月九日条には、岡内に差し出した「旧土州藩士武市半平太以下諸士の傳、当掛編纂参考として借用謄写致候、最も就てハ諸士に対する一切の謄写申候ハ堅く秘密を守り当掛の外へ決して他見は勿論事實等の相漏さず候事」という誓約書の文章が記されている。岡内は内容等に関する守秘義務を課しただけではなく、「諸士の傳の草稿出来の上ハ一応御閲覽を請ひ、御承認を得たる上にて印刷に可附候事」と原稿のチェックまで要求しており、あくまでも土佐の殉難者の事蹟管理は瑞山会が行うとの姿勢を見せている。実際印刷が終わったにも関わらず、岡内の承諾が得られず配布が出来ないという事態が出来たようだが、岡内と田中が相談し解決した、という記録も残されている⁸⁴。

この時岡内から貸し出された簿冊は、「殉難録稿編纂参考史料八」の「引用書目録」に記されている「土州殉難諸士履歴 八冊」と思われる⁸⁵。そしてこれらの「土州殉難諸士履歴 八冊」は「武市半平太傳」↓四十四卷、「平井収二郎傳」↓四十五卷、「間崎哲馬傳外」「広瀬健太傳外」↓四十六卷、「清岡道之助傳外」「近藤次郎太郎傳外」↓四十七卷、「池内蔵太傳外」「島浪間傳外」↓四十八卷として、明治三十六年七月に五冊まとめて刊行されている。更に明治三十八年（一九〇五）四月には「岡内男爵より坂本龍馬の傳借用相成候、是迄同人傳借用の件二付幾度となく相願候処此度漸く借用相成置候謄写ニ取掛候」⁸⁶と坂本伝借用の記事があり、最終的には五十四卷の坂本龍馬、五十五卷の中岡慎太郎を

含めて（共に明治四十年刊）、計七十八名の土佐殉難士の伝記が『殉難録稿』に掲載されることとなる（別表③参照）。ちなみに『殉難録稿』の凡例では「此書編纂の起原は、内務省乙第六号の布達に拠り、各府県より進達せし、志士の履歴に由る」としているが⁸⁷、この時（明治八年～九年）高知県から提出された九十一名の履歴書（贈位内申書）のうち、例えば武市グループに暗殺された吉田東洋は『殉難録稿』には掲載されていない。高知県の殉難者は瑞山会の認定した殉難者に上書きされ、『殉難録稿』はそれをそのまま受け入れたことが窺える⁸⁸。

基本的に『殉難録稿』の記述は瑞山会諸士伝のそれに基づいており、そこに新たな史料や情報を付加したり、贈位内申書の履歴と照合した形跡は見られない。例えば岡田以蔵の享年は、贈位内申書には「死スル齡二十八」⁸⁹と記されているにも関わらず、瑞山会諸士伝の岡田伝に生年月日や享年の記載がないことから、『殉難録稿』でも享年を「年はいくつか定かならず」と記している。実際各府県が提出した履歴（土佐の場合には瑞山会諸士伝）を信頼するという前提が無ければ、とても一年間に五冊以上のペースで刊行することは不可能だっただろう。そもそも事実の正誤を確認しようにも、瑞山会諸士伝にはその典拠が記されていないのである。

このように武市グループ殉難者の顕彰と贈位活動の為に作成された「私史」である瑞山会諸士伝は、その内容について精査をされることもなく、宮内省刊行のいわば国家公認の「正伝」へと転用されることで、国家歴史像の中に位置づけられることになる。

第四項 瑞山会諸士伝と佐佐木高行

「殉難録編纂掛日記」に拠れば、明治三十四年の時点で瑞山会諸士伝の担当者は土方直行から岡内重俊に変更になっており、瑞山会諸士伝のアップデートの作業は岡内を中心に行われたと考えられる。明治三十年前後、古澤は奈良、石川、山口の知事を歴任し、土方直行は四条畷神社に奉職している。これまで諸士伝の担当であったこの二人が東京を離れたことも担当者の交代の一因であろう⁹⁰。岡内は旧藩時代、下横目職にあつたが、海援隊士がイギリス水兵を殺害した嫌疑をかけられたイカルス号事件の解決のために、慶応三年（一八六七）八月に佐佐木高行、坂本龍馬らと出崎し、その後坂本と共に政権奉還直前に上京している。岡内は、維新後、新政府に刑法官鞫獄判司事として出仕するが、これは

刑法官判事に就任した佐佐木が「同人（引用者注・岡内）ハ長崎以来自分へ随行ノ縁故アル故ニ、強テ所望」⁹¹したためであり、更に明治四年（一八七二）十月からは、約一年十ヶ月に渡って岩倉遣外使節団の随員として参加した佐佐木の下僚として同行するなど、佐佐木との関係が濃い。すなわち瑞山会諸士伝の担当者が土方直行から岡内重俊に変更になったということは、この時点で瑞山会諸士伝の管理者が田中光頭から佐木高行に移行したことを意味する。このことから瑞山会の伝記編纂事業は、田中―古澤―土方直行という佐川閥による第一次編纂と、佐佐木―岡内による第二次編纂（第一稿の改訂作業）の二度にわたって行われたと推測される。

瑞山会諸士伝のうち、政權奉還への関与（のちに船中八策と称されるもの）や、暗殺者の告白など新たな事実が次々と現れた「坂本龍馬伝」は明治三十年代のアップデート作業で初稿から大きく改訂されたと思われるが、その作業稿である「艸稿」では、慶応三年の夏から秋にかけての長崎における坂本の行動―特に佐佐木と岡内が関与したイカルス号事件が詳細に描かれている。例えば「三四郎（高行）親ク見聞スル所ニシテ、今マ尚ホ人ニ話シ、之レヲ称スト云」と、佐佐木の実際の見聞を出典とする記述も見られ、佐佐木がこの稿本のニュースソースの一人であったことがわかる。また岡内も編纂作業に容喙したと思われる、「艸稿」にはわざわざ別紙を張り付けて坂本の岡内宛書簡を引用するなどの作業痕が見られる。佐佐木と岡内は、明治政府誕生の功労者としてアピールする坂本の伝記の中に、坂本の伴走者、理解者としての自分たちの履歴を埋め込んだのである。佐佐木が『保古飛呂比』の編纂を丸橋金次郎に委ね、津田茂麿に往時を語り始める（『勤王秘史 佐佐木老侯昔日談』など、積極的に自分史の整理に取り組んでいくのは、この瑞山会諸士伝の改訂作業と同時期の明治三十年代半ばのことであり⁹²、『保古飛呂比』と「艸稿」では重なる記述も多い。佐佐木の自分史編纂作業は、この「坂本龍馬伝」のアップデート作業とリンクしたものであったかと思われる。ちなみに前述したように、小西旧蔵文書は維新史料編纂会編纂官であった岩崎英重の旧蔵品だったと思われるが、岩崎は明治二十七年〜三十一年の四年間、佐佐木の秘書を務めている⁹³。岩崎がこれら瑞山会諸士伝の編纂作業の実務に関与したことから、岩崎の手許にこれらの瑞山会諸士伝が残った可能性を指摘しておきたい。すなわち瑞山会諸士伝の第二次編纂が、佐佐木―岡内―岩崎というラインで行われた可能性であ

第四節 瑞山会諸士伝に於ける坂本龍馬伝の形成

第一項 坂本龍馬伝の編纂過程

前節で記したように瑞山会諸士伝の各簿冊は、清書された原稿に若干の朱校正が施されたほぼ完成稿であるが、「坂本龍馬傳艸稿」のみはタイトル通り、他書との校合や推敲、加筆削除、注記などが多数みられる作業稿であり、坂本や関係者の書簡、当時の記録など、計六十八点の一次史料がそのまま引用されている。もちろんこれらの史料は「艸稿」の構成要素の一部に過ぎないが、これらの史料を手掛かりに、瑞山会によって坂本の史実がどのように収集され、それがどのように「艸稿」に落とし込まれていったかを検証することで、瑞山会諸士伝編纂の成立過程を推し量ってみたい。

「艸稿」は、罫紙毛筆書きで全百四十一丁、三冊の仮綴本からなる。「艸稿」の作者は不明であるが、「坂崎ノ著ニ曰ク」と明治三十三年（一九〇〇）刊の坂崎紫瀾『少年読本第十九編 坂本龍馬』からの引用や校合が多く、おそらく坂崎のこの著作をベースに、瑞山会が採集した史料を加味して編纂されたものが「艸稿」だと考えられる。前述のように、明治三十八年には『殉難録稿』編纂のために坂本龍馬伝が貸し出されていることから、その作業稿である「艸稿」は明治三十三〜三十八年の間に作成されたと推定される。

別表④は「艸稿」に引用されている一次史料の一覧表であるが、引用されている史料が大きく、①坂本家に伝わる史料、②長州・長府系史料、③土佐系史料、の三系統に分けられることがわかる。まず①の坂本家史料であるが、一次史料を転記したのではなく、『少年読本第十九編 坂本龍馬』に掲載されたものをそのまま引用しているケースが多い（13、14、37、44など）。「瑞山会名簿」には坂本龍馬家の後嗣・坂本直の名前もあるが、直は明治三十一年十一月に死去しており、坂本家はその年の五月に弟の坂本直寛一家が、次いで翌三十二年（一八九九）には直の遺族も北海道に移住し、坂本の遺品も彼らと共に北海道に渡った。「艸稿」の編纂作業は主に東京と高知で行われたと推定されることから、この「艸稿」の編纂過程において、編纂者は坂本家に伝わる史料を実見することが出来ず、先行する弘松宣枝『阪本龍馬』（明治二十九年、民友社刊）や

『少年読本第十九編 坂本龍馬』に引用された史料をそのまま孫引きしたと思われる。

続いて坂本が薩長盟約に取り組み慶応元年～二年に関しては、主に②の長州・長府系史料が使用されている（5～16）。特に坂本と木戸孝允の往復書簡が多く使用されており、長府毛利家の三吉慎蔵関係史料も多い。これらの史料は先行する坂本の伝記からの引用だけではなく、毛利家の家史編纂所によって作成された史料（毛利家文庫）が使用されたと思われる。「毛利家文庫」には、坂本関係のものとして、「土藩坂本龍馬傳 附近藤昶次郎池内蔵太之事」、「桜島条約書」、「薩長連合ノ発端並ニ銃艦購入一件」、「長薩合和二付筑前並坂本龍馬周旋一件・薩藩商社一件」、「慶応三年土州藩いろは丸沈没一件」という五冊の簿冊が存在し、またこれら以外にも、例えば「木戸家所蔵書牘写」の簿冊に坂本の書簡が含まれている。瑞山会のメンバーの多くは、亡命以前や勝と行動を共にしていた頃の坂本とは余り接点がなかったと思われる、また勝の失脚後、坂本は薩摩島津家の庇護のもと、その意向を担う形で活動していたから、その部分は先行書籍や他家の史料に頼るしかなかったのだろう。「艸稿」が編纂された明治三十年代、毛利家の家史編纂所は井上馨の影響下にあったが⁹⁴、瑞山会のメンバーは、土方久元、田中光顕、石田英吉、片岡利和ら亡命後長州系の志士として活躍した人間が多い。あるいはこのような縁から毛利家の史料を借用したとも考えられる⁹⁵。また薩長盟約に関しては、下関への木戸訪問を約束した西郷吉之助が違約したとされる、いわゆる「西郷すっぱかし事件」前後の状況に四丁近くを費やしているが、これはおそらく当事者の一人である土方久元の談話に依るものであろう。本来なら該期の坂本の動静は、その庇護者であった薩摩島津家の史料に拠るべきだと思われるが、この「西郷すっぱかし事件」が土方の視点のみで語られているように、薩摩島津家の史料は全く使用されていない。

そして坂本が後藤象二郎と手を結んで、海援隊が土佐の外郭団体になる慶応三年以降は、土佐山内家関係史料と瑞山会会員の所蔵史料及び回顧談などの土佐系の史料が豊富になる（17～57）。実際「艸稿」は慶応三年四月以降の記述が、稿本全体のおよそ三分の二を占め、前述のように、慶応三年夏から秋にかけての長崎での坂本と佐佐木、岡内の行動が特に詳細に描かれている。本来ならば当時坂本と一番関係が厚かった土佐関係者は後藤象二郎であるが、大政奉還当日の坂本後藤の往復書簡以外（55、56、57）、後藤関係の文書は見当たらない。またこれらの一次史料以外にも、瑞山会が坂本伝編纂のために依頼した由利公正や河田小龍の回顧談などが地の文に交える形で随所で使用されている。

一方で完成稿の「坂本龍馬傳」では、「艸稿」には引用の形で記された一次史料を地の文に直したり、あるいはその史料自体をカットするなど「艸稿」全体をコンパクトに整理している。例えばいろいろは丸事件に関しても「艸稿」が「いろいろは丸航海日記」や「備後鞆津応接筆記」といった一次史料をそのまま引用しているのに対して「坂本龍馬傳」ではそれを整理・要約して簡潔に地の文としてまとめている。おそらく他の殉難者伝にも、同様に一次史料を引用した準備稿が存在し、それを整理・要約して地の文にまとめたのだろう。岸本覚氏は『殉難録稿』の坂本伝や中岡伝を「全体を通じた文体は、事実考証に重きをおいていたというよりも、エピソードを含めた仮名混じりで、一般的な読みやすさを重視しようだ」⁹⁶と述べているが、瑞山会諸士伝がこのようにランダムに集めた回顧談や史料などをもとにした成り立ちである以上、エピソードの集積になってしまうのもある意味仕方ないのかもしれない。

第二項 「坂本龍馬傳艸稿」の言説

この瑞山会編纂の「坂本龍馬傳艸稿」では、現在流通している坂本龍馬に関する史実と解釈がほぼ出揃っており、未刊ながら坂本龍馬伝の一種の完成形がこの「艸稿」と言ってもよいだろう。前述したように瑞山会諸士伝は、基本的に事実を列記する実録形式で記されており、ことさらに美文調の文体は取られていない。また必要以上の「勤王史観」も盛り込まれておらず、坂本は寧ろ「古今治乱ノ要ヲ涉獵シ専ハラ西洋ノ事情ニ通センコトヲ勉ム」存在として描かれている。

この「艸稿」で坂本の事績として強調されるのは、やはり薩長盟約と政権奉還である。明治政府の核となる薩長の連携を成立させたのは坂本、政権奉還を主張し廃幕に導いたのも坂本、つまり、現在の明治政府は偏に土佐人坂本の尽力で作られたという「物語」こそが、瑞山会が描こうとした「坂本龍馬という物語」であったのだ。既に「薩長土肥」と言われていた時代は遠く、薩長藩閥に従属的にならざるを得なかった中央政府土佐グループは、「明治政府を作ったのは実は土佐である」という「物語」歴史意識を坂本伝の中に託すことで、土佐のアイデンティティーの再確認を図ったと思われる。

政権奉還を描くとすれば、当然後藤象二郎の描写は避けられない。ところが「艸稿」では坂本が政権奉還策（いわゆる「船中八策」）を後藤に提示し後藤にそれを賛成させると、すぐに話を京都での坂本・中岡と佐佐木の密会の場に遷す。ここで佐佐木が「まず一芝居演出するのが肝要だ」などと述べるなど延々と政権奉還に関する佐佐木と坂本の対話が続くので、一見すると政権奉還策はまるで坂本と佐佐木が主導したかのように見える。この後、国元の説得の為に後藤が帰国したことが簡単に記され、以下政権奉還とは無縁のイカルス号事件での坂本と佐佐木の協働が二十五丁以上にも渡って描かれる。これはある意味、坂本伝としては正確ではあるのだが、政権奉還に係る後藤の動きを殆ど記さず、逆に土佐藩兵の出兵が認められず窮地に陥った後藤が坂本の指示に従って動く姿を描くなど、必要以上に後藤の役割を矮小化している感も否めない。この後藤の矮小化は、単なる佐佐木の自己顕示欲だけではなく、第二次伊藤内閣の農商務相時代、業者から饗応を受けたことで大臣を辞任し、名誉回復することのないまま亡くなった後藤から政権奉還の功績を剥奪し、政権奉還の名誉を土佐の手に取り戻すためのものでもあったと思われる。いわゆる「船中八策」を中心とする坂本が政権奉還の真の仕掛人だったという物語は、その手段として格好の物語であり、瑞山会は「艸稿」でその物語を作り上げようとしたと考えられる。

そして明治三十七（一九〇四）年、美子皇后の夢枕に龍馬が現れ日露戦争の勝利を約したという、国母陛下の瑞夢によって日本海軍の祖としての坂本龍馬ブームが頂点を迎えるが、それについては『殉難録稿』の編者である外崎寛による以下のような回想がある。

照憲皇太后陛下が先年日露戦争の際に、葉山に行啓の際彼の名高い所のお夢の一条が広まって居りますが、あの際に、皇太后陛下から坂本龍馬という者の伝記を書いたものはないかという御下問がありました。此時分に龍馬に関する事は、土州では大分調が進んで居るので、当時実際の局に当たった所の岩村通俊さん、土方久元さん、岡内重俊さん、さういふ様な人々が主になって調べました当時の草稿がございました。（中略）俄に奉書の表紙を附けて仮綴にして、そうして香川さん（引用者注：香川敬三、当時皇后宮大夫）の手許まで差出しました。香川さんから皇太后陛下のお手許へお上げ申したといふことになって居ります。⁹⁷

「艸稿」の表紙には、「明治三十七年経乙夜之覽」という書き込みがあり、また「艸稿」が仮綴本であること、外崎の回想に登場する岩村、土方、岡内がいずれも瑞山会の会員であることなどから、外崎が言う「当時の草稿」は「艸稿」のことだったと推定される。この国母陛下の瑞夢

は田中を中心とする中央政府土佐グループの仕掛けだったとも言われるが、この瑞夢を決定打として、武市グループの評価は坂本一人の評価に呑み込まれ、瑞山会の顕彰も坂本が軸となってゆくのである。⁹⁸

前節で論者は、基本的に『殉難録稿』の記述は瑞山会諸士伝のそれに基づいており、そこに新たな史料や情報を付加した形跡は見られないと述べたが、第五十四巻の「坂本直柔」だけは異なる。例えば「艸稿」で厚く描かれた、佐佐木との協働やイカルス号事件は『殉難録稿』では全てカットされ、いわゆる「船中八策」から政権奉還の実現までが直線的な流れで描かれている。実はこの政権奉還運動を坂本と後藤との協働作業として描こうとする記述は、明治二十九年刊の弘松宣枝『阪本龍馬』をなぞったものである。「殉難録稿編纂参考史料八」の「引用書目録」には「坂本龍馬傳 瑞山会」という記述とは別に「坂本龍馬 一冊」と記されており⁹⁹、おそらく『殉難録稿』の編纂に際して「艸稿」と『阪本龍馬』の双方が参考にされ、それを一冊にまとめ上げるという作業が行われたと考えられる。『殉難録稿』の巻尾には坂本評やその人物像が記されるが、これも弘松の著作からそのまま引用されたものである。次章で詳述するように『阪本龍馬』の著者弘松は坂本の縁戚であり、『阪本龍馬』も坂本の顕彰を目的とした著作である。このような、坂本の顕彰の為の「私史」の記述が、ダイレクトに『殉難録稿』に反映されている点は注目すべきであろう。

ちなみに「艸稿」では、坂本が政権奉還後の政体構想として、徳川慶喜の内大臣起用を構想していたことを記すが、『殉難録稿』では宮内省刊行という性格からか、そのことには触れていない。

第五節 瑞山会諸士伝による歴史意識の形成

第一項 『殉難録稿』による歴史意識の形成

前節で述べたように、武市グループ殉難者の顕彰と贈位活動の為に作成された「私史」である瑞山会諸士伝は、宮内省刊行のいわば国家公認の「正伝」へと転用されることで、国家歴史像の中に位置づけられ、「正史」へと昇格することとなる。

宮内庁宮内図書館蔵の「殉難録稿編纂参考史料七」には「明治四十年九月 殉難録稿配賦人名簿」¹⁰⁰という名簿が収録されている。これに拠ると『殉難録稿』の配布先として、天皇、皇后、東宮を初めとして、宮内省図書寮、内務省、文部省などの官庁、貴族院、衆議院の両議会、陸軍参謀本部、東京帝室博物館、帝国大学史料編纂所、学習院、国学院、松陰神社、靖国神社、史談会などの団体、土方久元以下の各華族、殉難者の遺族や研究者などの個人等、計百八十八の配布先が挙げられている。高知県関係では瑞山会は勿論、武市半太（半平太家後嗣）や西山志澄が「土州の分」の配布先として挙げられており、また個人の中には戸川残花や徳富猪一郎、江島茂逸などのジャーナリストの名も見える。『殉難録稿』は昭和八年（一九三三）に修補版が前編・中編・後編の三分冊で刊行されたことで広く一般に流通したが、実は刊行当初から希望者には下賜されていたのである。実際「殉難録編纂掛日記」には数多くの施設や学校、個人からの下賜の申し込みの文書が綴られている。

①修身科并ニ歴史科ノ教授参考書トシテ尊皇報國ノ志気ヲ養生致度、殊ニ本校ノ四近ハ書載ノ志士ノ活動セル地方ニ然バ、一層御益ヲ獲ラクヘク存候間、特別ノ御詮議ヲ以テ被下賜奉度此段願居也

明治三十四年九月廿日 大坂府立堺中学校長 石川弥太郎

②弊社修身訓話ノ材料トシテ但馬出身殉難ノ士ノ正史ヲ求メ候得共完成ノモノ一モ無之困却罷在候處閣下御掛長ニテ殉難録御編輯ニ相成稿本モ出来上リ候様拝聞仕候ニ付一部御下賜相願度（以下略）

明治三十二年十二月九日 兵庫県城寄郡城寄^{尋常}高等小学校 校長 田中牧造

③私儀現今旧会津藩記録纂訂ニ與リ居候處御掛ニ於テ御編輯相成候殉難録稿ハ大ニ参考ニ供スヘキモノト奉存候ニ付何卒全部御下賜被成下度此段奉願候也。

明治三十年一月十八日 会津藩記録編纂掛 佐藤忠淳

④私儀私史編纂致度依之参考ニ供し度候ニ付、殉難録全部御下付被成下候様仕度、此段奉願候奉願候也

明治三十一年八月 石見国那賀郡濱田町 椋木潜 101

旧津和野藩士で坂下門外の変にも協力したと言われる椋木潜が素知らぬ顔をして申し込んでいるのも興味深いが、多くは修身の教材、及び修史の参考史料としての申し込みである。これらの下賜希望が全て叶えられたのかは不明だが、同簿冊には椋木からの受領書も綴られていることから、それなりの理由があれば希望には応えたのであろう。明治国家誕生の礎となった殉難者の伝記は修身の教材としては最適なものであり、またその内容は、宮内省刊行というお墨付きを得て、修史の史料としても用いても差し支えない、間違いのない「正史」と見做されることとなった。瑞山会諸士伝自体は刊行されることはなかったが、そこに記された武市グループの殉難志士のイメージは『殉難録稿』に転用されることで、瑞山会の私史から明治国家の正史へと変容したのである。『殉難録稿』の一般への配布先は、主にジャーナリストや学校関係者である。『殉難録稿』に描かれた殉難者の事績とイメージは、マスメディアと教育という二つのルートを通じて一般に流布し、その歴史意識の形成に与ったと考えられる。

第二項 『維新土佐勤王史』と「土佐勤王党」の誕生

瑞山会の修史作業は、最終的に大正元年に刊行された『維新土佐勤王史』として結実する。この『勤王史』編纂については、岩崎英重の以下のような証言がある。

瑞山会の史伝編纂の事業も、最初岡内重俊男や、土方茶坪翁等が手を着けて、列伝様のものが出来た儘で、久しく筐底に埋没して居た。伯

(引用者注・田中光顕)はどうしてもこれを完成せねばならぬと主唱し、自ら大金を抛て、編修のことを挙げて坂崎紫瀾翁に囑された。翁は瑞山会にて蒐集した史料及び、右の列伝を基礎として拮据推敲すること三年間、終に尠然千五百頁、系統あり、組織ある著述が完成せられ『土佐維新勤王史』と銘打て富山房から出版せられた¹⁰²

この岩崎の証言によれば、坂崎による『勤王史』の編纂が開始されたのは、明治四十二年頃のことになるが、ちょうど同時期の明治四十二年頃、田中が侯爵家たる山内家を島津家・毛利家と同等の公爵家に昇爵すべしとの運動を行っていたとの証言がある¹⁰³。あるいは『勤王史』は山内家昇爵運動の一環として、維新における土佐の功績が決して薩摩長州に劣るものではないことを証明するために企画されたものとも考えられる。ちなみに瑞山会高知支部では、これ以前に「熟々我高知藩勤王ノ始末ヲ考フルニ其源ヲ我養徳公(引用者注・第十三代当主豊熙)ニ発シテ、其事業ヲ我容堂公ニ大成スト謂ハサルヲ得ス」「島津久光侯ハ其亡兄斉彬侯ノ遺志ヲ継キ(略)我容堂公ハ養徳公ノ遺意ニ因リ各王事ニ尽力シ、終ニ維新ノ大業ヲ成就セリ。天下ノ事実ニ偶然ニ非サルモノアリ。本藩名君多士勤王ノ始末ハ概略此ノ如シ」という、山内豊熙を中心とした名君史観で土佐の明治維新史を捉える、「高知藩勤王始末」なる稿本を準備していた¹⁰⁴。ところが山内家の昇爵運動であるにも関わらず、坂崎はこの名君史観を採用しなかった。坂崎は『勤王史』の凡例で「本書の精神は、全く土佐志士の勤王党史たるに在り。即ち土佐山内家の維新藩史に非るなり」¹⁰⁵と、土佐の明治維新史が土佐山内家の藩政ではなく、藩に抛らず活動した志士(軽格)たちの勤王活動にあると宣言する。そして武市グループを改めて「土佐勤王党」と名付け¹⁰⁶、土佐明治維新史を土佐勤王党の歴史として叙述するのである。

そもそも瑞山会は武市グループの顕彰を目的に結成された、旧武市グループのメンバーによる組織であり、土佐明治維新史を軽格たちの勤王運動だとする、この坂崎の土佐明治維新史観は瑞山会の意図や感情にも合致するものであった。この坂崎の作業によって、武市グループの勤王運動は「封建制度の反動力」―階級打破の闘争―であったと位置付けられる。土佐明治維新史の枠組みを勤王Ⅱ軽格Ⅱ差別への反発であるとする坂崎のこの解釈は、瑞山会―中央政府土佐グループの公的な解釈と見做され、その後の土佐明治維新史の歴史意識を規定することになる。『勤王史』は史書でありつつ、まるごと一冊が武市グループの顕彰のための書物でもあったのだ。

『勤王史』は本文だけで全百五十回、千三百ページの大作である。そこにどのように瑞山会の作業が落とし込まれているかを具体的に確認するのは困難であるが、例えば、其四十三「掛橋和泉養母に疑はれ屠服す」には瑞山会諸士伝の掛橋和泉伝、其四十四「金見役の尾崎幸之進、奇行異相」には尾崎幸之進伝の内容がほぼそのまま使用されている。また全体の三分の一にあたる第五十回までに引用された一次史料だけで、書簡・和歌・建白書・沙汰書・日記など計百四十六点にのぼっており、坂崎が瑞山会の修史事業の成果を十分に利用し『勤王史』を執筆したことが窺える。ただごく一部の史料を除いては、その出典は記されておらず、また引用史料もその一部分が切り取られて引用されており、現在と違っては原史料を確認することが出来ないものも多い。また前述のように、本文の記述の中には坂崎の創作も含まれているとの逸話も伝わっており、『勤王史』の史書としての限界を露わにしている。

第三項 瑞山会採集史料と日本史籍協会叢書

東京大学史料編纂所には「瑞山会採集史料」というタイトルの全八冊の簿冊が所蔵されており¹⁰⁷、その名称の通り、瑞山会が採集したと思われる土佐殉難志士の書簡や日記、贈位内申書の写しなどが雑多に収録されている。その中には「龍馬遺事由利公正覚書」「河田小龍覚書」など瑞山会の依頼で作成された文書や¹⁰⁸、「桜島約定書並附記」や「龍馬長嶺内蔵太二贈ル書」など「毛利家文庫」を書写したと思われる史料など、坂本関係の史料が、計十七点収録されている。これらの史料は前述のように瑞山会によって採集され、「坂本龍馬傳舛稿」の史料として使用されたものであるが、この十七点は日本史籍協会叢書の『坂本龍馬関係文書』全二冊に全て収録されている。またこの「瑞山会採集史料」という簿冊以外にも、「瑞山会所蔵写本」との但し書きがある簿冊が数点あるが、例えば「坂本龍馬謀殺一件書抜」¹⁰⁹は「龍馬暗殺二関シテ今井信郎等口供書」というタイトルで『坂本龍馬関係文書 第一』に、同様に「土佐藩士・武市瑞山日記（文久二年）」¹¹⁰は「武市瑞山在京日記」として、やはり日本史籍協会叢書の『武市瑞山関係文書 第二』に収録されている。

日本史籍協会は、大正四年（一九一五）、早川純三郎・岩崎英重が幹事となり創立した文部省・維新史料編纂会の外郭団体であり¹¹¹、田中

光頭・土方久元が顧問として参加している。幹事の岩崎英重は前述のように佐佐木の秘書を務めたこともあり、当時は維新史料編纂会の編纂官であった。岩崎は明治四十四年（一九一一）の『桜田義挙録』刊行を機に田中光頭の知遇を得、田中は「従来の維新史がどうも薩長二藩を中心にして書かれているのに対し、土佐藩関係の資料を正確豊富ならしめる気持ちを持って」岩崎を維新史編纂官の一人として奉職させたという¹¹²。高田祐介氏は「日本史籍協会叢書」自体、「薩長中心に編まれる明治維新正史の枠組みへ、叙述の中核から遺漏してゆく人物や事象を厚い史料面で補完し位置付けようとする」「土佐派の歴史意識に支えられた史料編纂活動」の成果という側面を持つことを指摘しているが¹¹³、それはこの田中の意図からも明らかであろう。実際、『坂本龍馬関係文書』『武市瑞山関係文書』は、ともに岩崎英重が編纂者である¹¹⁴。論者は序章で、土佐明治維新史の語りの系譜を、坂崎紫瀾↓平尾道雄↓司馬遼太郎としたが、あるいは坂崎と平尾の間に岩崎英重を加え、坂崎↓岩崎↓平尾↓司馬とするのが、より正確なのかもしれない。

別表④をみると、『坂本龍馬関係文書 第一』に掲載された史料の出典は、木戸家文書、三吉家文書、中嶋久万吉蔵（海援隊士・中島信行息）といった、来歴や所蔵先が明確なものもあるが、その一方で海援隊文書、海援隊記事、瑞山会文書といったその実態が判然としないものも多い。瑞山会文書などは文字通り瑞山会採集史料のことだと思われるが、瑞山会がその史料を入手した先は記されておらず、『勤王史』同様、現在となつては原史料を辿ることが出来ない史料も少なくない。日本史籍協会叢書の校正を担当した藤井貞文や小西四郎は、「あれ（引用者注…日本史籍協会叢書）はすであつたものから取つたんですよ。できたものからつぎつぎとやっていましたよ」「原本から直接とつたのではないものもある」「非常に拙速で、校正のミスの多いのもありますし、非常に丹念のもあります」「毎月一冊だから大変ですよ」¹¹⁵などと述べている。この証言からも窺えるように、おそらく日本史籍協会に収められた瑞山会採集史料は、収録に当たつて、もう一度原点と照合することのないまま、瑞山会が採集したそのままのテキスト、形式で掲載されたと思われる。

例えば、前述の『坂本龍馬関係文書 第一』に収録された「龍馬暗殺二関シテ今井信郎等口供書」である。この稿は、坂本・中岡を殺害した今井信郎の兵部省、刑部省口書を書き写した瑞山会所蔵写本の「坂本龍馬謀殺一件書抜」を採録したものであるが¹¹⁶、この簿冊は「書抜」というタイトル通り、前後を略した形で今井の口書を書き写している。ところが『坂本龍馬関係文書 第一』でもこの省略部分を補足するでもなく、

「坂本龍馬謀殺一件書抜」そのままの形で収録しているのである。日本史籍協会叢書の刊本に原史料を改竄、省略した箇所が散見されることは周知の事実であるが、そもそも瑞山会では、殉難者の史料採集に当たって「尤も肝要之部分丈ケ抜抄之上御差遣し被下度奉願候」¹¹⁷と重要部分のみの抜き書きを指示していた。ここが一次史料として扱う場合の瑞山会採集史料の限界であり、それはそのまま日本史籍協会叢書の限界にもなっていると言えよう。ちなみにこの刑部省口供書の原本は戦前まで司法省に保管されていたが戦災で焼失したと言い¹¹⁸、省略の個所や改変の有無を再確認することは不可能である。

『殉難録稿』が宮内省刊ということで「正伝」と見做されたのと同様、文部省の外郭団体である日本史籍協会の編纂物に収録されたことで、これらの瑞山会採集史料は「史料」として確定し、無批判に利用され続けることとなる。しかし青山忠正氏は、『坂本龍馬関係文書』について、「残念ながら、現代の史料学の水準に照らせば、史料集と言えるような書物ではない」「史料としての伝来の経緯を明確にしないままで、ある文書を収録されても、利用者（読者）がその背景を検証できないようでは困るのである」¹¹⁹と指摘している。そもそも瑞山会は殉難諸士の顕彰を目的とした会であり、『勤王史』や日本史籍協会叢書は、中央政府土佐グループのアイデンティティを充足するための編纂物でもあった。瑞山会の修史事業が、明治政府の月下氷人―維新史の主役の一人としての土佐の物語―歴史意識を形成するためのものであるならば、その歴史意識に基づく主観が、瑞山会が史料を収集する時点で既に混入している可能性も考えられなければならない。その揺らぎが瑞山会文書とそれに基づく諸書を脆弱なものにしていると言うことが出来よう。

小括

本稿では、これまで唯一の土佐明治維新史の通史として用いられてきた『維新土佐勤王史』の編纂母体である瑞山会について、まずその構成メンバーから会の性格を考察し、次いで断片的ながら、瑞山会の行った二つの事業―建碑事業と修史事業―の活動の経緯を辿ることで、瑞山会が形成した土佐明治維新史の歴史意識についての考察を行った。また併せて、瑞山会諸士伝と宮内省が刊行した『殉難録稿』との関係を検証し、瑞山会諸士伝が国家の歴史の中に混入する過程を考察した。

瑞山会とは、旧武市グループの同志であった中央政府の土佐出身官僚たちによって、高知県大島岬神社への武市グループ殉難者の記念碑建立運動を契機に結成された組織であり、その中心となったのは田中光頭であった。瑞山会の目的は武市グループ殉難者の顕彰であり、その手段として二つの事業を行った。最初に行った大島岬神社への建碑事業は、武市グループの殉難者を靖国合祀者⇨明治国家誕生に殉じた国家功労者として明治国家に包摂し、それと同時に、殉難者の旧藩時代の弾圧の名誉回復を意図したものであった。次に行った武市グループ殉難者の伝記編纂事業は、殉難者への贈位を目的としたものであり、高知県をも巻き込んだ大掛かりな史料収集や関係者への聞き取りが行われ、明治二十九年までに、武市グループ八十六名の伝記が完成した。明治三十一年に所期の目的であった殉難者への贈位はほぼ達成されるが、更に勤王志士の顕彰を通して土佐の正当性を国家歴史像の中に位置づけることを目論んだ宮内大臣・田中光頭の意図から、宮内省刊行の『殉難録稿』での土佐殉難者伝の編纂が進められ、瑞山会諸士伝はその種本として使用されることとなる。『殉難録稿』の種本となったことで、瑞山会諸士伝が描いた殉難者の事績は明治国家の正史の中に混入し、土佐殉難志士のイメージは『殉難録稿』という形をとって広く一般に流布することになった。

一方で、この諸士伝編纂は、薩長藩閥に従属的にならざるを得なかった中央政府土佐グループが、維新史の主役の一人としての土佐の「歴史物語」を武市グループの殉難者の履歴の中に見出し、改めて自らのアイデンティティーを確認するためのものでもあった。瑞山会はそれを薩長盟約と政権奉還に関与した坂本龍馬の経歴の中に発見する。坂崎紫瀾によって自由民権運動の先駆者とされた坂本は、瑞山会によって今度は薩長盟約と政権奉還の立役者、すなわち明治政府誕生の功績が土佐のものであることを示す存在として評価されることとなる。ちなみにこの瑞

山会編纂の「坂本龍馬傳艸稿」には、現在流通している坂本龍馬に関する史実と解釈がほぼ出揃っており、未刊ながら現在に至る坂本伝がほぼここで完成している。

瑞山会が採集した史料や諸士伝は、最終的に『維新土佐勤王史』や『日本史籍協会叢書』の一巻として結実する。『維新土佐勤王史』は、中央政府土佐グループの組織である瑞山会の編纂物ということで土佐明治維新史の正史と見做され、その後の土佐明治維新史の歴史意識を決定付けることとなる。また瑞山会採集史料は、文部省の外郭団体である日本史籍協会の叢書に収録されたことで史料としての正当性を獲得し、瑞山会の作り上げた歴史意識を史料面で裏付ける。その一方で、『維新土佐勤王史』は土佐明治維新史を、武市グループの軽格たち（土佐勤王党）の階級闘争の成果として描き、「日本史籍協会叢書」は薩長中心の明治維新正史に対して、叙述の核から遺漏してゆく土佐の史料を正確豊富ならしめることを目的とした、ともに中央政府土佐グループのアイデンティティを充足するための編纂物でもあった。またこれらの諸書の編纂にあたって、瑞山会が採集した史料は、おそらく原点と再度照合されることのないまま利用されたと思われる、原史料の所蔵先も明示されず、史書としての限界を露わにしている。

これまで瑞山会の修史事業や瑞山会編纂の諸士伝については、まとまった先行研究もなく、その詳細は殆どが不明であったが、今回、新出の小西四郎旧蔵文書をきっかけに、本章で初めてまとまった検討に付した。不十分な検討ながらも、瑞山会に関する事実の一端を明らかにしたことで、今後の研究の足場になるという点に本章の一番の存在意義があるだろう。しかし瑞山会に関する直接的な史料はなお決定的に不足しており、逆に間接的史料は多岐に渡るため、本節は断片的かつ推測の多い、統一感に欠けるものになってしまった。今後さらに瑞山会に関する史料を収集することで論の精度を高めてゆくことを目指したい。また、日本史籍協会の『武市瑞山関係文書』や『坂本龍馬関係文書』の編纂については、中城直正や武市佐一郎を中心とする土佐史談会の協力が厚かったことも知られている。地方からの史実の発掘が、土佐明治維新史の歴史認識の形成にどのような影響を与えたのかという視点から、岩崎らとこれら郷土史研究者との協働作業の検証も必要であろう。論者の今後の課題としたい。

- 1 「瑞山会来歴」(瑞山会編纂『維新土佐勤王史』、富山房、一九二二年)
- 2 例えば、『維新土佐勤王史』の記述に不審を感じた元公爵毛利家編纂主任の妻木忠太が、坂崎にその出典を尋ねたところ、坂崎は「ああ、あれは僕の即興じゃったよ」と受け流したというエピソードが残っている。(平尾道雄『維新土佐勤王史』について、『土佐史談・第百五十号』、土佐史談会、一九七四年、一四四頁)
- 3 「維新土佐勤王史」項。(國史大辞典編集委員会編『國史大辞典』第一卷、吉川弘文館、一九七九年)
- 4 前掲平尾『維新土佐勤王史』について、一四四頁
- 5 同右、一四三〜一四七頁
- 6 唯一高知県の郷土史家である横田達雄氏(元高知県佐川町立青山文庫館長)が、『維新土佐勤王史』のウソ・マコト(私家版、二〇〇〇年)、『武市半平太と土佐勤王党』(私家版、二〇〇七年)などで、『勤王史』の記述の誤りや創作を数多く指摘しているが、個々の記述についての指摘であり、『勤王史』全体の史料収集や編纂過程を論じたものではない。
- 7 高田祐介「国家と地域の歴史意識形成過程―維新殉難者顕彰をめぐる―」(『歴史学研究八六五号』、二〇一〇年、三頁)
- 8 この点に関しては高田氏も、「(田中が)宮中顧問官へ任せられ本格的に宮中に依拠した形で政治活動を展開するのは、明治二十四年以降である。このように当該期以前に彼らは人的には連携しつつも「宮中」のみに立脚して活動を展開していたわけではない。そのため、これ以前の土佐派の活動については「中央の土佐派」という語を用いることにする」と注記している。(前掲高田「国家と地域の歴史意識形成過程―維新殉難者顕彰をめぐる―」、三頁)
- 9 明治八年一月二五日内務省達「嘉永己丑以来殉難死節ノ者東京招魂社へ合祀ニ付詳細取調差出」(国立国会図書館調査及び立法考査局編『新編 靖国神社問題資料集』、国立国会図書館、二〇〇七年、二〇頁)
- 10 高田祐介氏によれば、これらの殉難者の履歴は、藩政の功臣、勤王党(武市グループ)関係者、堺事件関係者、戊辰戦争戦死者の四通りに大別されるという。(前掲高田「国家と地域の歴史意識形成過程―維新殉難者顕彰をめぐる―」、三頁)
- 11 国立公文書館蔵、「公文録・明治十年・第百二十一卷・明治十年一月〜二月・府県伺 高知県故武市半平太外三十五名族祿復旧并祭祀料ノ儀伺二条」(公〇二二三八一〇〇)
- 12 前掲高田「国家と地域の歴史意識形成過程―維新殉難者顕彰をめぐる―」、九頁
- 13 国立公文書館蔵、「高知県土族故武市半平太外八名へ祭料下賜」(太〇〇二五五一〇〇)
- 14 「保古飛呂比・明治九年十月条」(『保古飛呂比・佐々木高行日記七』、東京大学出版会、一九七五年、六三頁)。
- 15 なおこの土方の進言は十月三十一日項の後に、「参考」として記されており、正確な進言の日付や口頭だったのか書簡だったのか等は不明である。
- 16 西川誠氏は、この「参考」という注記について、「(参考)」「(前略)」は編纂者の注記と考えればいいと思われる」としている。(西川誠『保古飛呂比 佐々木高行日記』の注記と成立、『日本歴史』六八五号、二〇〇五年、八七頁)
- 17 西川誠「明治一〇年代前半の佐々木高行グループ」(『日本歴史』四八四号、一九八八年、七一〜七二頁)
- 18 前掲国立公文書館蔵「高知県故武市半平太外三十五名族祿復旧并祭祀料ノ儀伺二条」

- 17 「招魂社内エ合祭ノ儀願」（国立公文書館蔵「旧高知藩士故武市半平太以下八十名靖国神社へ合祀ノ件」（公〇二九七一〇〇））
- 18 「正本斃難者履歴書 共五 高知県」（国立公文書館蔵「贈位内申書」（贈位〇〇二〇六一〇〇））
- 19 橋詰延寿・森下臣一『高知県護国神社百年史』（高知県護国神社、一九七二年、八頁）
- 20 国立公文書館蔵「旧高知藩士故武市半平太外七十九名靖国神社へ合祀」（太〇〇八〇五一〇〇）
- 21 前掲橋詰・森下『高知県護国神社百年史』八頁
- 22 佐川町立青山文庫蔵「高知藩斃難士調」。明治十五年一月二十八日付で内務省社寺局長・桜井能監に対して、高知県令の田辺輝実が送付したものの写しと思われ、各殉難者の姓名、身分、住所、没年令、死亡事由がまとめられたものである。
- 23 賀茂百樹編『靖国神社誌』、靖国神社、一九一一年、二〇九丁。
- 24 明治十六年五月十五日付、佐佐木高行宛松垣直枝書簡。（「保古飛呂比・明治十六年五月条」『保古飛呂比・佐々木高行日記十二』、東京大学出版会、一九七九年、八一〜八二頁）
- 25 国立公文書館蔵「国難ニ殉セシ旧高知藩士武市半平太等八十名ノ為メ祭祀永続及記念碑建設ニ付宮内省ヨリ金円ヲ下賜ス」（類〇〇一四四一〇〇）
- 26 彦根正三編『改正官員録 明治十六年五月』（博公書院、一八八三年）
- 27 河野・島本も維新後、政府入りするが、河野は明治十四年政変で下野（農商務卿）。島本は明治六年の征韓論政変で下野している。
- 28 『保古飛呂比』には、文久元年に佐佐木が長患いをした際に、武市が「二度見舞ニ来リ」（文久元年十一月二十日条）という記述や、武市グループの小畑孫三郎を「同志者」（文久二年七月一日条）とする記述があるが、一方で、文久三年に藩当局から武市グループの同志であるとの「嫌疑」を受けた際の日記には、「可笑也」（文久三年二月三日条）とも記されており、佐佐木のスタンスは判然としない。（いずれも『保古飛呂比・佐々木高行日記一』、東京大学出版会、一九七〇年）
- 29 前掲西川「明治一〇年代前半の佐々木高行グループ」、七九頁。笠原英彦『天皇親政』（中公新書、一九九五年、一二三頁）
- 30 「保古飛呂比・明治十四年十月条」（『保古飛呂比・佐々木高行日記十』、東京大学出版会、一九七八年、四三四、四八四頁）
- 31 「保古飛呂比・明治十四年十一月条」（前掲『保古飛呂比・佐々木高行日記十』、五四三頁）
- 32 大日方純夫「一八八一年の政変をめぐる中正派の軌跡」（『日本史研究』二〇五号、一九七九年、九頁）
- 33 宮内庁宮内公文書館蔵「保古飛呂比・明治十七年十月条」（識別番号三六八八五）
- 34 前掲「瑞山会来歴」
- 35 前掲高田「国家と地域の歴史意識形成過程―維新殉難者顕彰をめぐる―」、一二頁
- 36 「瑞山会来歴」に「今や会員の検閲已に了りて、之を公けにするに至れり」という文章があることから、瑞山会自体は『勤王史』の刊行年である、明治四十五年まで存続していた事がわかる。ただし没年がわかる会員三十一人のうち、佐佐木を含む十九人が『勤王史』刊行以前に既に没しており、「瑞山会員名簿」には、明治十七年から四十五年までのいずれかの時期に、瑞山会会員として名を連ねた人物が記されていると考えられる。「瑞山会来歴」には、「毎月一回富士見軒に会して傳記材料に関する調査会を開くこと、二十余年一日の如くに継続せり」とあるが、瑞山会の例会は毎月第三月曜日に行われ、「第三月曜会」とも呼ばれていた。（明治十九年七月十九日付、伊藤修宛田中光顕書簡。オーテピア高知図書館蔵、宮

地美彦資料)。なお論者が調査した土方久元の明治十九年～二十五年の日記にも、毎年断続的に第三月曜日の瑞山会への出席が記録されていた(東京都立大学図書館蔵「土方久元日記」)。

37 『明治十七年七月三十一日改正 勅奏任官職員録』に拠れば、掲載された高知県出身者七十六名のうち、瑞山会の会員が二十二名であるのに対して、非会員は福岡孝弟、谷干城の二人の華族を含む五十四名であり、瑞山会会員は寧ろ少数派であった。

38 当時長崎県令であった石田英吉は三月一日～十四日で管内の巡視を行っており、三月三日に東京での会合に石田が参加したとする「瑞山会来歴」の記述と矛盾している。『石田英吉年譜―勤王の志士から明治政府の官僚へ』安田町教育委員会、二〇一八年、一六頁)

39 高知県佐川町立青山文庫蔵。

40 一方で一般の参会者欄に記載している松島隆成、豊永高義、島村岬の三名は瑞山会会員として名簿に記載されている。

41 明治十七年七月に叙爵された旧土佐山内家関係者は、山内豊範(侯爵)、佐佐木(伯爵)、福岡孝弟、土方久元、谷干城(子爵)、山内豊尹(男爵)の六名である。『現代華族譜要』

42 澤本健三『伯爵田中青山』(田中伯伝記刊行会、一九一九年、四二二頁)

43 同右、一一二頁。この九名の他に、平川光伸、井出正章、吉井源馬の三名が写っている。

44 同右、五〇〇頁

45 両方の名簿に名前のないのは島村岬、山崎慎三、池上重清の三人であるが、島村は昭和四年の土佐勤王志士慰霊祭に遺族として参加しており、また山崎は武市の甥であり慶応元年の武市死亡時に数えて十五歳であることから、盟約の当事者ではないと考えられる。

46 「土佐勤王党血盟者姓名簿之写・参考」。(前掲『維新土佐勤王史』、八頁)。原本は容堂の閲覧後、その命令で武市が焼却したとされる。(推定慶応元年正月十五日付、島村寿之助宛武市半平太書簡。『武市瑞山関係文書 第二』、日本史籍協会、一九一六年、六一～六二頁)

47 同右「土佐勤王党血盟者姓名簿之写・参考」

48 平川光伸(旧名・小川保馬)は、文久三年に岡田以蔵らと共に、土佐山内家目付の井上佐一郎を暗殺する。その後、勤王党の獄を逃れて脱走し、五

49 卿の元に身を寄せ、戊辰戦争にも参加するなどして「血盟簿以外の勤王党同志人名録」にも記載されている。また明治後は官途に就き、岡山始審裁判所所長等を務めているが、『明治十九年職員録(甲)』、瑞山会会員ではない。ちなみに井出、平川共に、前述した「旧盟相会す」というキヤプションの附いた明治八年の集合写真に収まっている。注43参照。

50 論者蔵。瑞山会編纂(古沢滋筆)の「瑞山武市半平太先生傳」に加筆、印刷したものと思われる、表紙には「原稿刷」とある。関係者のチェックの為に印刷されたものと思われ、朱字の訂正が複数箇所に行われているが、結局未刊行だったと思われる。印刷年は不明。

51 この人名録には「(同志の姓名を) 諸書ニ徴シ同志存スル者ト相勘査シテ旧高知藩勤王人名録ヲ作ル」と記されている。ちなみにこの人名録には死没者の下に●が附してあるが、明治二十八年に死去した河野敏鎌には●があり、三十一年に死去した坂本直にはないことから、明治三十年前後の作成と思われる。なお名簿には「大正拾五年寄贈于青山文庫田中光頭」の押印がある。

52 のち高知市議会議員、高知市長、土佐郵船会社取締役。

建碑の経緯は断片的ながら、「明治十八年十月二日付、島村笑児・伊藤修宛田中光頭書簡」「明治十九年五月二十四日付、伊藤修宛田中光頭書簡」「明

治十九年七月十九日付、伊藤修宛田中光頭書簡」「明治二十二年七月二十七日付、島村笑児、伊藤修宛田中光頭書簡」などに記されている。(全てオーテピア高知図書館蔵、宮地美彦資料)

53 この八十五名とは、明治十四年七月二十七日に大島岬神社へ合祀された武市以下八十名と、明治二十二年七月二十七日に追加で合祀された田所騰次郎以下五名である。なお現在は岡田以蔵の名前も刻まれているが、岡田は大島岬神社には合祀されておらず、二〇一九年一月二十日に、岡田以蔵顕彰会の働きかけにより刻まれたものである。

54 明治十九年五月二十四日付、伊藤修宛田中光頭書簡。(オーテピア高知図書館蔵、宮地美彦資料)

55 例えば、高知県佐川町立青山文庫には「土佐勤王家殉難者八十六名略傳」というタイトルの簿冊が所蔵されている。ちなみにこの簿冊には吉田東洋を暗殺した大石団蔵も含む八十七人の傳記が掲載されているが、大石はこの八十六名からは除くとされている。

56 岡田の合祀見送りの理由は「六名之内岡田以蔵者事蹟判明セサル廉有之、右者急速取調整頓難致候条先ツ差除置クヘク存候」というものであった。(「高知藩殉難士合祀の件」、防衛省防衛研究所「壹大日記・明治二十一年四月」、レファレンスコード・C0303035500)

57 前掲橋詰・森下、『高知県護国神社百年史』、八頁

58 これまで南海忠烈碑の建立日は定かではなく、碑表面の土方久元の撰文の日付が「明治十八年秋 八月」であることから、明治十八年八月落成とされることが多かった。しかしこの明治十九年五月二十四日付の田中書簡からも、明治十八年の時点ではまだ南海忠烈碑が建立されていなかったことは明らかである。本稿では、明治十九年十一月三十日付の「土陽新聞」に、「二十七日に大島岬招魂社で行われた臨時祭で、海南学校の生徒が奉納相撲を行い、「忠烈」の文字が入った箱入の盃と扇子が賞品として渡された」との記事があることから、明治十九年十一月二十七日に、南海忠烈碑が落成したと判断した。

59 国立公文書館蔵「武市小権位階追贈ノ件ニ付建議」(雑〇一三七七四一〇〇)。なおこの武市らの贈位の経緯に関しては、前掲高田「国家と地域の歴史過程形成」に詳細である。

60 明治二十二年八月二十日付、山田顕義宛土方久元書簡。(日本大学大学史編纂室編『山田伯爵家文書』巻一、日本大学、一九九一年、一一二頁)

61 「瑞山会来歴」では「明治十八年十月二十八日、会員十名、偕行社に会し、建碑の事及び傳記編纂の件を議決」と記している。

62 秋沢繁氏は、佐川勤王党として、浜田辰也(田中光頭)、井原心輔、岩神圭一郎(井原昂)、鳥羽謙三郎、下方弥三郎、中山刺撃、古澤迂郎(滋)、橋本鉄猪、土方左平(直行)、那須盛馬(片岡利和)、堀見久庵、西田可蔵、古澤八左衛門、池大六の十四名を挙げる。(佐川町史編纂員会編『佐川町史・上』、佐川町役場、一九八二年、六四七頁)。なおこの十四名のうち、明治十七年時点で存命なのは、田中、岩神、古澤、土方、那須、堀見、下方の七名であり、堀見、下方を除く五名が瑞山会の会員である。

ちなみに土方直行は、明治十一年に元老院を免官になって以来、在野の期間が長いが、古澤が奈良県知事であった明治二十七年〜二十九年には奈良県知事官房を務め、二人が親密な関係にあったことを窺わせる。

63 「史談会記事」第二輯、史談会編。発行年不明。十六頁

64 「過日出高中一日武市ニ到リ、愚叔常ニ相用居候懷中物ヲ改メ見ルニ、律詩一首ト表書シテ最厳ニ奉書ノ紙モテ包ミシ物有之。披テ之ヲ見ルニ詩ハナクテ別紙写ノ如キ短簡有之。又同シ紙ノ包ニ覚ト表書セシモノ有之。之ヲ見ニ別紙写ノ如キ書類ナリ。此分ハ黄色ノ紙ニ認有之。即当時ノ御用

紙ナリ。依テ思ヘハ之モ亦同公ノ許ヨリ發セシ候モノ歟。右二片ノ文面ニテ十分彼公子豫知セシハ明瞭ナランカト相考申候」（明治十八年八月五日付、田中光頭宛山崎慎三書簡。『武市瑞山関係文書 第一』、日本史籍協会、一九一六年、七三〜七四頁）

①②③ともに、オーテピア高知図書館蔵、宮地美彦資料。

この履歷書（贈位内申書）は計四回に分けて計百三名分が提出されているが（前掲高田「国家と地域の歴史過程形成」、坂本直が写したという「武市始凡四十人計の略履歷書」とは、このうち明治八年十月に提出された、武市、坂本、平井、吉村などの履歷を含む四十四名分のことと思われる。なお論者が所蔵する小西旧蔵文書に「高知艱難士履歷書」というタイトルの簿冊があり、表紙に「坂本」という押印があることから、坂本直が書写した二冊のうちの一冊と考えられる。平井収二郎の姓名、身分・住居、生没年、父母姓名、簡単な履歷が記された後、文久三年の平井の建白書と平井の日記「隈山春秋」「帰南日記」が収録されている。

「干茲旧土州藩坂本龍馬君之履歷編纂ノ挙アリ。岡内君ヲ介シテ予カ龍馬君ト交際上ノ事実ヲ詳ニセンヲ請ハル。然ルニ余当時ノ手記并往復書簡類等曾テ罹災ノ際總テ烏有ニ属シ一モ証明スルニ足るモノナシ。今其記憶ノ儘ノ一二ヲ記シテ事実ノ一斑ヲ表ス。（中略）明治二十二年六月 公正謹」。（龍馬ト由利公正関係）『坂本龍馬関係文書 第一』、日本史籍協会、一九二六年、六二〜六五頁）。

明治十九年三月十六日付、島村笑兒宛古澤滋・田中光頭書簡。（オーテピア高知図書館蔵、宮地美彦資料）
この時、調査の取り纏めに当たったのは松野尾章行である。松野尾は土佐に関する旧記を蒐集編纂した『皆山集』の編者として知られるが、明治七年に高知県庁に地誌篇集係として勤務し高知藩史等の編纂に従事した。前述の「高知艱難士履歷書」（贈位内申書）作成に際して「艱難者取調」に当たった経歴も持つ。

松野尾は、履歷調査がそろそろ終わる頃には、伊藤修や島村笑兒に瑞山会員に履歷の提出の漏れがないかを内々に確認するなど、瑞山会との密接な関係が窺える。瑞山会高知支部編纂と記された「高知藩勤王始末」なる稿本（未刊・論者蔵）は、松野尾が執筆した「高知藩維新形勢始末史料稿」（『皆山集』・第九十三卷）を整理し、まとめたものであり、松野尾は瑞山会の実質的な調査を担当していたと考えられる。

瑞山会員のうち、安岡忠綱、土方直行、中村真來男、曾和慎八郎、丁野遠影、井原昂、桧垣直枝の七名も記載されている（安岡以外は存命）。

高田祐介氏は、この三名が漏れた理由として、坂本瀬平が武市グループ内部での殺害、真田四郎（窪田真吉）は民間人殺害の上の自害という死亡理由が憚られたため。また上田宗虎は長州の士籍を取り、長州遊撃隊に参加し戊辰戦争で戦死したことから、長州側でも履歷の取り纏めがされたためと推定している。

（前掲高田「明治維新「志士」像の形成と歴史意識——明治二五・二六年靖国合祀・贈位・叙位遺漏者問題をめぐって」）
推定明治二十九年十一月二十五日付、石田英吉宛土方直行書簡。（オーテピア高知図書館蔵、松野尾家資料）。この書簡には差出年は記されていないが、論者は以下の理由から明治二十九年のものとして推定した。①青山文庫蔵の「吉村虎太郎、前田繁馬、森下茂馬、葛目清馬、鍋島米之助各伝」は瑞山会諸士伝の初稿だと推定されるが、この稿本には明治二十八年に奈良県知事・古澤滋によって三十三年忌が行われ、翌二十九年吉村の遺体の原瘞地の建碑を行ったことが記されている。②封筒に書かれた土方の住所は奈良県であるが、土方は明治二十七年〜二十九年に奈良県知事官房を務めている。

箕輪は旧会津藩士であり、明治十年六月・陸軍會計軍吏、明治十五年六月・参事院御用掛、十六年五月・内閣書記官御用掛兼務といった経歴を辿っている。ちなみに田中は明治十八年七月に内閣書記官長兼任に就任している。

7 4 例えば「平井収二郎伝」では、「(青蓮院宮の) 令旨ヲ賜フ事容堂ノ忌諱ニ触ル。適マ反対党機ニ乗シテ之ヲ構陷ス」の「適マ」以下の部分が抹消されている。他の間崎や那須の伝でも家中の内紛を記した部分の抹消が多い。

7 5 国立公文書館蔵「旧高知藩士平井牧二郎外八名事蹟調査書」(雑〇四四四一〇〇〇)

7 6 現在オーテピア高知図書館が所蔵している「坂本龍馬傳 全」(オーテピア高知図書館・田岡文庫蔵、請求記号・KK/289/キキ/田岡)が、「艸稿」を整理し清書した完成稿であると思われる。ちなみに表紙には「伯爵佐佐木家蔵書印」という蔵書印が押されている。

7 7 これまで刊行された書籍の中で、「瑞山会編纂・坂本龍馬傳」からの引用を行っているのが、『坂本龍馬関係文書第二』に収録された、坂崎紫瀾編の「坂本龍馬海援隊始末」である。この稿の慶応三年九月十一日項では、「瑞山会編纂坂本龍馬傳に曰ク」として、

龍馬三四郎ト謀テ曰ク英國水夫被害事件今僅ニ一段落ヲ告ケ未タ全局ヲ結ハセルモ本藩ノ嫌疑稍々解ルニ際シ若シ二人ヲ避ケシメ他日発覚セハ或ハ前日ノ事ニ牽連シ如何ナル葛藤ヲ生スルヤ測ルヘカラス。

という文章を引用している(『坂本龍馬海援隊始末』『坂本龍馬関係文書 第二』、日本史籍協会、一九二六年、二六四頁)。

一方で「艸稿」(朱漢数字・二〇)の同部分を見てみると、
龍馬三四郎ト謀テ曰ク英國水夫被害事件今僅ニ一段落ヲ告ケ未タ全局ヲ結ハセルモ本藩ノ嫌疑稍々解ルニ際シ若シ密ニ二人ヲ避ケシメ他日発覚セハ或ハ前日ノ事ニ牽連シ如何ナル葛藤ヲ生スルヤ測ルヘカラス

とあり、「若シ二人ヲ避ケシメ」が「若シ密ニ二人ヲ避ケシメ」となっている以外、文章が一致していることがわかる。また「艸稿」には、「海援隊始末」で引用された部分にカギ括弧がつけられており、これらのことから「海援隊始末」が引用した「瑞山会編纂坂本龍馬傳」は、小西伝記稿本の「艸稿」であることが推定される。「海援隊始末」では同様に「瑞山会編纂池内蔵太傳」からの引用がなされているが、これも小西伝記稿本の一冊である『池内蔵太傳』(朱漢数字・十一)と同一の文章であり、これらのことから一連の朱漢数字で管理される小西伝記稿本は、瑞山会編纂の諸士伝であると判断した。

7 8 例えば、大久保利謙が作成した「明治維新史研究の発展系統図」(大久保利謙「王政復古史観と旧幕史観・藩閥史観」『大久保利謙歴史著作集七 日本近代史学の成立』、吉川弘文館、一九八八年、三七三〜三七五頁)には、『殉難録稿』は含まれておらず、『殉難録稿』は、維新人物の伝記として、ほかに宮内省版の『殉難録稿』、『孝明天皇紀』、『岩倉公実記』など大部なものがある。これらは古来の実録形式で史料集的編纂として明治伝記史を飾るものである(大久保利謙「明治時代における伝記の発達」、『大久保利謙歴史著作集七 日本近代史学の成立』、吉川弘文館、一九八八年、四三三頁)とコメントされている程度である。

7 9 宮内庁宮内公文書館蔵「殉難録稿出版録明治26〜40年」所収(識別番号九九〇三九九)

8 0 宮内庁宮内公文書館蔵「殉難録稿編纂参考資料七」所収(識別番号七二一九〇)

8 1 宮内庁宮内公文書館蔵「殉難録稿編纂参考資料九」所収(識別番号七二一九二)

8 2 前掲高田「国家と地域の歴史意識形成過程―維新殉難者顕彰をめぐって」、一九頁

8 3 『殉難録稿』全五十五巻のうち、一人で一巻を与えられているのは、四十四巻の武市、四十五巻の平井、五十三巻の清河八郎、五十四巻の坂本、五十五巻の中岡の五名のみであるが、そのうちの四名が土佐人である。

8 4 「前二岡内男爵江約束致し置候、土州藩殉難諸士の傳ハ既ニ印刷出来ニ成候へ共、約束事ニ有之候通り承諾を得ざる以上ハ配賦不相成旨、段々同人
へ配賦方ニ付相談致し候處、田中大臣ト相談ヲ遂げ稿本の事ニ付配賦差支無之旨返答有之ニ付、廿一日方配賦の手續ニ取掛申候」(前掲「殉難録編
輯掛日記」明治三十六年十一月十九日条)

8 5 「引用書目録」(宮内庁宮内公文書館蔵「殉難録稿編纂参考資料八」所収、識別枝番七二一九一)。なお同目録には「坂本龍馬傳 瑞山会」「中岡慎
太郎傳 同」も記されているが、「土州殉難諸士履歴 八冊」とは別に記されていること、また「殉難録編纂掛日記」の明治三十八年四月十四日条
に、「岡内男爵より坂本龍馬の傳借用相成候」とあることから、この二冊は別途貸し出されたものと考えられる。

8 6 前掲「殉難録編纂掛日記」、明治三十八年四月十四日条

8 7 「殉難録稿・凡例」(「殉難録稿編纂参考資料九」所収、識別番号・七二一九二)

8 8 瑞山会諸士伝八十六名の中では、鍋島米之助、田所騰二郎、島村省吾、山本忠亮、上田宗児、近藤長次郎、沢村惣之丞、真田四郎の八名が『殉難録
稿』に掲載されていない。

8 9 国立公文書館蔵、贈位内申書「岡田泰宜振(高知県)」(贈位〇〇二〇六一〇〇)

9 0 土方直行は、明治二十七年に四條巖神社主事に就任し、明治三十五年には宮司に昇格している。ただ土方は、『維新土佐勤王史』に自分も関係した
と述べており(土方直行談「佐川の勤王家」、熊澤一衛『青山余影』、青山書院、一九二四年。六四四頁)、岡内に諸士伝の管理が移行した後も何ら
かの形で瑞山会の修史作業に関わっていたと思われる。

9 1 「保古飛呂比・明治二年三月二十一日条」(『保古飛呂比・佐々木高行日記四』、東京大学出版会、一九七三年、二六頁)

9 2 佐佐木は「保古飛呂比」成立の事情を、「若かりし時より手扣の爲とて留め置きたる書類ども」を明治二十三年にいったん整理し、他にも書生に清
書させものなどがたまっていたが、丸橋金次郎に旧藩のことを話す時それを出したところ、丸橋が編纂させてくれと言うので、明治三十五年五月
に、全部委ねることにしたと語っている。(『保古飛呂比』巻頭言。前掲『保古飛呂比 佐佐木高行日記一』、一頁)。

また『勤王秘史 佐佐木老侯昔日談』には、佐佐木の談話が行われたのは「明治三十六年春頃より同四十二年冬頃に至る」と記されている。(『佐
佐木老侯昔日談』序、津田茂麿『勤王秘史佐佐木老侯昔日談』 國見館、一九一五年)

9 3 岩崎自身の回顧に拠れば「新聞や雑誌の切抜、書面の立案や代筆、(中略)洋燈の掃除、其他種々雑多の用事に使はれました」という(岩崎英重「逸
話」、『佐佐木高美大人』、非売品、一九一九年、一七頁)。

また岩崎の息子の田中英光も、「佐々木高行伯の秘書と履歴書には書いてあるが、実は玄関番になって学費を稼いだ」と記している。(田中英光「土
佐」『田中英光全集八』、芳賀書店、一九六五年、三一頁)

9 4 広田暢久「毛利家編纂事業史(其の一)」(『山口県文書館研究紀要』三号、山口県文書館、一九七三年、四四頁)

9 5 「艸稿」の簿冊三冊のうち、第二分冊に当たる簿冊は、いろは丸事件一件を独立して記した簿冊であるが、その巻末に「蜻洲居士」なる人物の史料
考察コメントが記されている。この簿冊の編纂者と思われるが詳細不明である。広田暢久氏の「毛利家編纂事業史其の一」には、明治二十一年に
毛利家の編纂所の編輯員として長沼蜻洲なる人物が採用されたとの記述があり(前掲広田「毛利家編纂事業史其の一」、三三二頁)、毛利家の編纂員
であった長沼が「艸稿」に関わっていたとすれば、「艸稿」が毛利家文庫を使用した経緯もわかりやすい。

96 岸本覚「明治期の史学と『殉難録稿』」(『修補殉難録稿』復刻版、マツノ書店、二〇〇五年、六頁)

97 外崎覚「阪本龍馬殺害の真相並殺害者に就て」(『史談会速記録』第二五八輯)、史談会、一九一四年、二四～二五頁)

98 実現はしていないが、明治十九年六月には、「京都に在留する高知県人が申し合わせ、武市・坂本両氏の為に記念碑を京都霊山に建築する計画を協議中」という新聞記事が見られる(明治十九年六月十日付「京都日出新聞」)。「高陽新報」に掲載された南海忠烈碑建立の為の寄付を求める記事でも、武市と坂本が見出しになっており、この二人が武市グループ頭彰の二枚看板として喧伝されていたことを窺わせる。

明治十九年十二月十一日には、毎月瑞山会の例会が行われている東京の富士見軒で坂本・中岡の没後二十年祭が行われるが、この二十年祭の発起人は、佐佐木高行、土方久元、田中光頭、清岡公張、尾崎忠治、小畑美稻、岡内重俊、野村維章と全員が瑞山会の会員であり、坂本の二十年祭が瑞山会の主催で行われたことが窺える(明治十九年十二月十二日付「東京日日新聞」)。ちなみに明治十四年十二月に行われた坂本の十五年忌は、坂本家の私祭として、坂本龍馬家の後嗣となった坂本直の主催で行われたもので、佐佐木、土方、菅野覚兵衛、三吉慎蔵らが出席している。(今井章博「坂本龍馬十五年忌祭をめぐる元海援隊士の動向」『土佐史談』二六八号、土佐史談会、二〇一八年)

この二十年祭以後、坂本の法要は、瑞山会として高知県人会の重要な頭彰イベントとして、三十年祭、四十年祭、五十年祭と継続されてゆくことになる。特に国母陛下の瑞夢の後、明治三十九年に行われた四十年祭は大山巖、野村靖、谷干城などが出席し、坂本と中岡慎太郎の遺墨展も開催される一大イベントとなった。

99 前掲「引用書目録」

100 「明治四十年九月 殉難録稿配賦人名簿」(前掲宮内庁宮内公文書館蔵「殉難録稿編纂参考資料七」所収)

101 ①②③④ともに「殉難録編纂掛日記」所収。

102 岩崎鏡川(英重)「青山仰景」(前掲澤本『伯爵田中青山』、七二〇頁)

103 「維新の功労第一級者として、薩摩藩主島津忠義同久光、及び長州藩主毛利元徳は、公爵に叙せられた。而るに土佐藩主山内豊範は侯爵を授けられた。(中略)而るに薩、長藩主を公爵とし、土佐藩主を侯爵に叙するは、すでに両者の間に功績の差等を設けたるものと云ふべきである。(中略)明治四十二、三年頃、時の宮内大臣、田中光頭伯が一度これ(引用者注：土佐昇爵論)を提案された事があった。然し、時の元老松方正義の反対にあひ、殆ど調印するまでになつてゐて、そのまゝ葬られ、その後この関係文書は宮内省の宗秩寮に保存されたときく。(沼田頼輔「薩摩長州土佐三藩功績比較論」『歴史公論』第三巻四号、雄山閣、一九三四年、二八四～二九四頁)

104 注68に記したように、この「高知藩勤王始末」は松野尾章行が執筆した「高知藩維新形勢始末史料稿」(『皆山集』・第九十三卷)を整理し、清書した未完の稿本であり、瑞山会高知支部編纂と記されている。

105 『維新土佐勤王史』凡例。(前掲『維新土佐勤王史』)

106 そもそも「土佐勤王党」なる名称は同時代史料には一切登場せず、武市グループは自らを「同盟」と自称していたと思われる(古沢滋『瑞山武市半平太先生傳』)。坂崎は、明治十三年の「南の海血しほの曙」では武市グループをただの「勤王党」と記し、明治十七年の「南山皇旗之魁」で初めて「土佐勤王党」という名称を使用する(「南山皇旗之魁」を書き継いだ佐々木甲象は武市グループを「海南勤王党」と記している)。しかしその後、坂崎は「土佐の勤王党」「勤王党」と記することが多く、「土佐勤王党」という名称もしばしば用いられるが、使用にパターンがあるわけ

もなく、おそらく「土佐の勤王党」を略する形で適当に使用していたものと思われる。

坂崎が武市グループを「土佐勤王党」という名称で確定するのは、『維新土佐勤王史』からである。

107 維新史料引継本・Ⅱを、7。元は十三冊あったと思われる。

108 注66に記したように、「龍馬遺事由利公正覚書」は、坂本の履歴編纂のために、坂本と由利の交際を問い合わせたものであり（前掲『坂本龍馬関係文書 第一』、六二～六六頁）、「河田小龍覚書」は同様に、高知から近藤長次郎の履歴を問い合わせたために記されたものである（前掲『坂本龍馬関係文書 第二』、三八～四九頁）。

109 東京大学史料編纂所所蔵史料目録データベース、維新史料引継本Ⅱに178。

110 東京大学史料編纂所所蔵史料目録データベース、維新史料引継本Ⅱは355

111 日本史籍協会に關しては、『國史大辞典』第十一卷（吉川弘文館、一九九〇年）、高田祐介『日本史籍協会叢書』稿本の伝存と構成』、『明治維新と史料学』、吉川弘文館、二〇一〇年）を参照した。

112 前掲田中英光「土佐」。一方、高知県立坂本龍馬記念館図録『坂本龍馬と岩崎鏡川展』（二〇〇四年）では、岩崎は明治四十年、横浜に井伊直弼の銅像が建立されることに反対の論陣を張ったことで、古澤滋と知りあい、古澤から田中光頭を紹介されたとする。

113 前掲高田『日本史籍協会叢書』稿本の伝存と構成、一六六頁

114 なお小西旧蔵文書四十二点の中には、『武市瑞山関係文書 第二』に収録されている「田内衛吉入獄日記」の簿冊が含まれている。簿冊には朱字の校正の跡があるが、『武市瑞山関係文書』のテキストはその校正を反映しており、また表紙に「校了」という文字があることから、小西旧蔵文書の簿冊は『武市瑞山関係文書』の稿本であると考えられる。同様に文書中の「坂本龍馬関係男爵尾崎三良手控写」や「海援隊日史」は『坂本龍馬関係文書』の稿本であろう。

高田祐介氏は、高知県佐川町の青山文庫と佐川文庫に、田中が寄贈した計五百二十四冊の日本史籍協会叢書の稿本が保存されていることを確認し、それらを「おそらく叢書が刊行される前に田中の目を通して、事実関係や歴史に対する認識面での助言を得るために、岩崎（引用者注・岩崎英重）が彼に収めたのであろう」と推定しているが（前掲高田『日本史籍協会叢書』稿本の伝存と構成、一四五頁）、高田氏が調査したこの両文庫蔵の稿本の一覧と小西旧蔵文書を照合したところ、両文庫の稿本の中に、小西旧蔵文書に含まれる『武市瑞山関係文書』『坂本龍馬関係文書』の稿本は含まれていなかった。これらのことから、小西旧蔵文書は、岩崎英重の手許にあった、田中に収めなかった（収め忘れた）日本史籍協会の稿本とその編纂の参考に使用した瑞山会文書、及び瑞山会諸士伝だと考えられる。

115 「座談会 維新史研究の歩み 第一回―維新史料編纂会の果たした役割―」（『日本歴史』第二四六号、吉川弘文館、一九六八年、二六頁）

116 『坂本龍馬関係文書 第一』の「龍馬暗殺二関シテ今井信郎等口供書」には、「元朱」という注記が複数ある。これらの注記部分は「坂本龍馬謀殺一件書抜」では全て朱で記されており、その箇所は完全に一致している。また「書抜」には、維新史料編纂会の校定の際に記されたと思われる、瑞山会採集史料そもその誤記を指摘する朱註が附されているが、『関係文書一』にはこの朱註もそのまま記されている。当然維新史料編纂会が附した朱註は「坂本龍馬謀殺一件書抜」にしかないものであり、「謀殺一件」の口書他が『関係文書』の典拠になったとの傍証と考えられる。

117

明治十九年三月二十三日付、島村笑児宛田中光頭書簡（オーテピア高知図書館蔵、宮地美彦資料）

1 1 8
赤田照成 「龍馬殺害と京都見廻組」 『鴨の流れ』 第一四号、京都維新を語る会、二〇〇六年、一五一頁）
1 1 9
青山忠正 「龍馬は「暗殺」されたのか」 『明治維新史という冒険』、思文閣出版、二〇〇八年、一三七頁）

第三章 坂本龍馬伝に於ける伝説形成の過程―「船中八策」を中心に―

第一章、第二章で論じてきたように、坂本龍馬は、まず坂崎紫瀾によって、明治十年代の自由民権運動の中で、自由党の板垣退助・後藤象二郎に自由民権運動の正嫡の地位を与えるために、自由民権の先駆者として設定される。しかし激化事件が相次ぐ中、自由党は明治十七年（一八八四）に解党、自由民権運動は終焉を迎え、坂本は今度は中央政府土佐グループの「瑞山会」の顕彰活動によって、殉難志士として明治国家に包摂されることとなる。さらに明治三十年代になって坂本の政権奉還への関与が発見されると、中央政府土佐グループは、坂本を薩長盟約と政権奉還劇の立役者―すなわち薩長閥を軸とする明治政府の生みの親として喧伝し、さらにそこに日本海軍の祖として日露戦争を勝利に導いたという国母陛下の瑞夢のエピソードが加わることで、現在の明治政府は偏に土佐人坂本の尽力で作られたという土佐グループの「物語」歴史意識¹が坂本伝に託されることとなった。

特に坂本の事績のイメージとして広く共有されるいわゆる「船中八策」には、序章で述べた平尾道雄によって「土藩大政奉還建白の基案」となり、明治新政府の綱領ともなったもので、維新史上、最も注目すべき文献¹という最高級の評価が与えられており、

坂本竜馬が起草させた公議政体論にもとづく国家構想。慶応三年（一八六七）六月九日、土佐藩の後藤象二郎は、京都にある山内容堂に大政奉還を説くために長崎を出発したが、その上京の途次藩船夕顔にて、坂本竜馬が後藤に示した時務策を同乗の海援隊書記長岡謙吉に起草させたとされるもの。その内容は、幕政返上・議會開設・官制改革・外交刷新・法典制定・海軍拡張・親兵設置・幣制整備の八カ条であつて、朝廷のもとで公議政体を構想するものであつた。²

と、『國史大辞典』にも立項されている（執筆・池田敬正）。その八箇条は別表⑤の通りである。

ところがこの「いわゆる「船中八策」には龍馬自筆本はもちろん、長岡謙吉の自筆本も、長岡本を直接に写したとの保証がある写本も、存在しない³。し、管見の範囲では、同時代の記録にも「船中八策」は一切登場することがないのである。加えて「船中八策」のテキスト

そのものも「てにをは」レベルで見れば諸書に微妙な異同があり、例えば平尾が昭和四年（一九二九）に刊行した『坂本龍馬 海援隊始末』は、昭和十六年（一九四一）、四十三年（一九六八）にそれぞれ改訂版が出されているが⁴、その全てで引用された「船中八策」のテキストが異なっている。そもそも「船中八策」という名称が初めて使われたと言われる日本史籍協会の『坂本龍馬関係文書』ですら、その第一巻と第二巻で、収録されている八策のテキストが異なっているのである。

このように「船中八策」には自筆原本も写本も存在しない、しかもテキストも曖昧であるとなれば、当然「船中八策は本当に存在したのか」という疑問が生じることになる。しかし政権奉還を建白した土佐山内家の動向に関しては多くの研究成果がありつつも、「国家体制の構想立案と坂本との関わりについては、伝説化された部分が多く、史料のうえからは明らかでない。坂本が後藤に「政権奉還」建白構想の原案を示した（「船中八策」と言われるが、その事実が史料に基づいて論証されたことは一度もない⁵。という状況なのである。では土佐山内家の政権奉還建白書のベースとなったはずの「船中八策」がなぜ研究史の中で論証されてこなかったのだろうか。例えば井上勲氏は「坂本は大政奉還のアイデアを披歴し、後藤がこれを土佐藩論に定着させ、自から運動の第一の担い手となった」とし、坂本の政治統合構想として「船中八策」に触れ⁶、また高橋秀直氏も「大政奉還運動の原型である坂本龍馬の船中八策が長崎より京都に向かう船の中で考案された」⁷とするが、両氏ともその後の政権奉還運動の展開過程の中で、坂本の周旋については触れるところがなく、坂本は後藤に「船中八策」というアイデアを提言した存在としてのみ扱われている。また佐々木克氏や家近良樹氏に至っては、政権奉還に至る一連の政治過程の中に、「船中八策」はおろか坂本自体を一切登場させていない⁸。すなわち研究史の中では、仮に「船中八策」が存在したとしても、それは土佐山内家の政権奉還運動のきっかけ程度に過ぎず、以降の土佐山内家の政権奉還運動は坂本抜きで説明することが十分に可能であった。そのため、坂本を研究対象とすることや「船中八策」を史料として扱うこともなく、その史料批判自体必要なかったのだ⁹。

では自筆原本も写本も存在せず、加えてその史料批判すら行われていない「船中八策」が今なお「史実」とされるのは何故であろうか。結論から言えば「船中八策」は、坂本を顕彰する物語の中で語られた「建議案十一箇条」という「回顧談」が複数の著作の「引用」の中

で研磨され、現在の「文書」という形に至ったものである。そして稗史の中で登場した「船中八策」という「物語」は、諸書に引用される中で、最終的に『維新史』という国家の物語の中に回収され、国家の正史の一部となる。以下本章では、明治から大正期の活字メディアに発表された複数の「八策」を時系列に整理し、「八策」の登場とテキストの成立、「船中八策」という名称の成立過程、「船中八策」が「国史」に昇格する過程などを確認する。そしてこの確認作業から、自筆原本も写本も存在しないはずの「船中八策」が、どの時点で登場し、どのような意図で受け継がれ、利用されてきたかを検証する。

繰り返しになるが、アカデミズムの中で、これまで坂本や「船中八策」が研究対象とされることはなく、従って「船中八策」が実在したのか否かという設題自体必要とされてこなかった。一方でアカデミズムに属さない民間研究者や郷土史家によって行われてきた坂本の「研究」では、歴史学の手続きを踏んだ史料批判が行われることもなく「船中八策」は所与の前提として盲信され続けてきた¹⁰。そして「船中八策」という「物語」は、マスメディアの中で絶えず再生産と消費を繰り返されることで、ますます人々の記憶に定着し、物語と史実の乖離は広がっていく一方である。

本章では、改めて歴史学の手続きで「船中八策」の史料批判を行うことで「船中八策」という「物語」を解体すると同時に、「船中八策」伝説の成立過程を確認することで、土佐明治維新史——特に「坂本龍馬」という物語」に描かれる具体的な「史実」と「歴史意識」が、どのようなプロセスで成立したかを検証することを目的とする。

第二節 「船中八策」論の前提

第一項 政権奉還論を巡る坂本の言説

政権奉還論そのものは、既に文久二年（一八六二）に、幕臣の大久保忠寛（一翁）によって、「徳川家の傾覆近年ニあり、上洛あつて可然、其時幕府にて掌握する天下之政治を、朝廷ニ返還し奉りて、徳川家ハ諸侯の列ニ加リ、駿遠参の旧地を領し、居城を駿府に占メ候儀、當時の上策なり」¹¹と幕議の席で提唱されている。この大久保の提言は「衆役人満座大笑し、とても出来ナイ相談なりといへり」と一笑に付されたが、その後天皇から將軍への大政委任と表裏一体をなす形で政権奉還論は政局表面に浮上し、「慶応三年時点の政治社会ではすでに共通了解事項となつていたと見る方が自然」¹²という状況になる。例えば中岡慎太郎は慶応二年（一八六六）十月二十六日の「窃ニ示ニ知己一論」で「今日助徳川ノ策ハ無他、政権ヲ朝廷ニ返上シ、自ラ退テ道ヲ治メ臣子ノ分ヲ尽スニアリ」¹³と政権奉還策を提案しているし、西郷吉之助も慶応三年五月、將軍慶喜との謁見に臨む島津久光への建言書に「いつれ天下之政柄ハ天朝江奉歸、幕府ハ一大諸侯ニ下リ、諸侯と共に朝廷を補佐し、天下之公議を以所置を立、外国之定約ニおひても朝廷之御所置ニ相成候而、万国普通之定約を以御扱相成候」¹⁴と政権奉還策を記している。

文久三年（一八六三）四月六日付の大久保忠寛の横井小楠宛書簡に拠ると、屋敷を訪ねてきた坂本らに大久保が刺される覚悟で持論を語ったところ、坂本と同行の沢村惣之丞は手を打ち「解得」し、その実現に死力を尽くしたいと語ったという¹⁵。大久保はこの時「徳川家は御職御辞の御事御実意より被仰上、駿、遠、三御旧国丈にても御願、一方の御武備御勤可被遊外有之間敷奉存候」¹⁶と政権奉還策を記した松平春嶽宛書簡を認め、坂本に託していることから、おそらくこの書簡同様の政権返上論が坂本にも語られ、坂本はそれに「解得」したと思われる。坂本は自らの書簡等では政権奉還論については一切触れておらず、これは坂本が政権奉還論を志向していたと思われる数少ない同時代史料である。ちなみに京で政事総裁職にあつた春嶽も、將軍への大政委任か政権奉還かのいずれかに決めなければ天下は

治まらないと論じ、それを天皇の簾前で評議しようとしたが果たせず、既に三月二十一日に政事総裁職辞職を届け捨てにして福井に帰国しており、この大久保の書簡も無駄に終わる。

その後松平春嶽は、再度慶応二年八月（十四日）にも一橋慶喜に七ヶ条の提言を建白し、その第六条で「天下之大政一切朝廷へ御返上相成候事」¹⁷と政権奉還策を建白する。ところがまさにこの八月、坂本は長崎で、越前松平家の下山尚に「政権奉還ノ策ヲ速カニ春岳公ニ告ゲ、公一身之レニ当ラバ幸ヒニ済スベキアラン」と説いたという。結局春嶽の政権奉還の提言は慶喜にはぐらかされたままに終わり、春嶽は十月に福井に戻るのだが、そこで下山が春嶽に謁見し政権奉還策について建言するのである。春嶽は下山に対し「襟ヲ正フシ」¹⁸「然ルカ余モ亦思フ所アリ、汝ジ宜シク執政ニ告グベシ」と答えたという¹⁸。

また木戸準一郎は慶応三年一月十五日付で坂本に書簡を送り、その中で「別紙ハ昨秋越春岳公之建白と申事に御座候、サスガ春岳公実に奉感銘候、一々公平至正之御主意、幕へも只管正江かへり候事を御進め有之申候」と春嶽の建白に触れ「弟実に感服仕候に付、老兄へ差上げ申候」¹⁹とわざわざ坂本にその写しを送っている。その春嶽の建白とは、長州再征を強行した幕府を諫め、「広く天下之侯伯ニ御議し、私政を去り、公議ニ御従被成候儀、大御急務と奉存候」²⁰としたものである。木戸は「容堂公とは格別御交之由、何卒此等之御志を御助被遊候は、実には天下尤結構なる御事と奉存候」²¹と、坂本が土佐を周旋し、春嶽と容堂が力を併せてこの春嶽の提言を実現することを希望している。既に坂本は慶応二年十二月、土佐山内家の溝淵廣之丞を同行して木戸と会談しており、この時木戸は、「溝口君には御承知被下候得共貴国之弊國を御疑惑被成候事は中々容易に無御座候間氷解など申事は万々六ツケ敷事と元より奉存候乍然溝口君に態々御出候儀は難有奉存候事に御座候」²²と土佐との連携を断っているが、「公議ニ御従被成候」と提言する春嶽の建白を支援するという形で、土佐に対する「氷解」の方法を示唆したものと見える。前述のように春嶽はこの建白と同時期に一橋慶喜に政権奉還策を含む七ヶ条の提言を建白しており、あるいはこの提言も木戸を通じて坂本に告げられたとも考えられる。既に「政権奉還と、それを建白という手段によって実現させようという考え方は、当時の京都政界で、かなり広まっていた」²³状況であり、過去に二度春嶽に政権奉還を働きかけた坂本が、土佐山内家という足場を獲得し、「公議ニ御従被成候」方法として、今度は土佐による政権奉還策を企図

するというのは考えられない話ではないだろう。

佐佐木高行は、明治三十六年（一九〇三）から四十二年（一九〇九）頃にかけて語った『勤王秘史 佐佐木老侯昔日談』という談話に於いて、政權奉還の建白を「高知の漢方医の今井順清といふ男の発案なのだ」とし、

西洋医を研究する為に長崎に出で、坂本と往来し、段々話し合つて見ると、頗る名説がある。坂本も大に感心して、その説を基礎として、かの八策を作つた。すると後藤が長崎に出て坂本と懇意になり、坂本からこれを話込むと、後藤も目が醒めて来て居る頃であるから、夫は面白いといふ様な工合で、共に上京して大に奔走して居る次第²⁴

と証言している。今井順清（純正）とは、坂本から八策の提言を聞き「船中八策」を起草したとされる長岡謙吉のことである。

同時期にまとめられた佐佐木の日記『保古飛呂比』の慶応三年九月二十九日条にも、土佐山内家の政權奉還建白書の後に、「参考」として日記本文とは別に「坂本龍馬ノ八策」が引用され、「右ハ坂本ノ持論ニテ、毎々右ノ相談アリタル事也」とのコメントが付されている

²⁵。西川誠氏はこの「参考」という注記について、「（参考）」「（前略）」は編纂者の注記と考えればいいと思われる²⁶、この「坂本龍馬ノ八策」も同時代の日記に記されたものではなく、編纂時の明治三十年代後半に挿入されたものと考えられる。しかし後世になって初めて八策を見たはずの佐佐木が、「長岡の説を基礎として八策を作つた」「毎々右ノ相談アリタル」と証言するほど、「長岡の説」と「坂本の持論」そして「坂本龍馬の八策」は違和感がなかったのだろう。すなわち佐佐木にとって、「坂本龍馬の八策」そのものは明治後に初めて見たものであつても、その内容自体は既知のことであり、十分に坂本及びその周辺（海援隊）の構想として受け入れるだけの蓋然性のあるものだったと思われる。

第二項 政權奉還に至る坂本の動向

慶応三年六月九日、土佐藩船の夕顔丸が後藤象二郎と坂本を乗せて長崎を出港する。この航海の中で「船中八策」が起草されたとされ

るが、この航海の様子は、海援隊書記・長岡謙吉が筆記したとされる「海援隊日史」に記述されている。前述のように長岡は「船中八策」を起草したとされる人物であり、まさに「船中八策」の当事者である。

六月九日本藩ノ運送船水蓮長崎港ヲ発ス。由井桂三郎船長タリ。参政後藤象次郎、附属官松井周助、高橋勝右衛門、隊長才谷梅太郎、文官臣謙吉等同乗タリ。翌十日馬関ニ達ス。十一日晴天曉霧岩見島ノ辺ヲ過ルトキ少シク暗礁ニ触ル。破傷大ナラズ十二日朝兵庫ニ達ス。午後大坂長堀ノ邸ニ入ル。同日後藤、松井等、上京。十四日京師ニ到ル。邸外に宿ス²⁷

このように「海援隊日史」には、「船中八策」はおろか船中で協議したことすら書かれていない。その後「日史」は「六月九日より七月七日ニ到ルマデ廿八日ノ間、種々ノ記載スベキ事アリ、今省文に従フ」というコメントに続けて、「幕府暴逆失体ニ因テ、相議シテ檄文ヲ作ル」と二種類の文書を記すが、この檄文は「船中八策」ではなく、薩土盟約に際しての「約定の大綱」と「盟約書」であり、これは長岡ではなく土佐山内家重臣の寺村左膳が執筆したものである²⁸。この薩土盟約の盟約書は「船中八策」を参考にして作成されたものとも言われているが²⁹、寺村の日記には「(後藤)今後之御処置ニ至而、頗存寄有之よし、議論最大、間然スル処ナシ」(慶応三年六月十七日条)³⁰、「此度後藤氏之議論ニ至リ、京師詰三人とも同意に至る迄ノ手続書老通、外三人より之勸メニ仍而左膳執筆致し、夕方出来セリ」(同六月十九日条)³¹と、後藤から政権奉還策の提案があったことを記すだけで、「船中八策」の存在を窺わせる記述はない。もし長岡が「船中八策」を起草しており、それが薩土盟約の盟約書に引き継がれているのであれば、なぜ長岡がそれらの原点であり、自らが関わった「船中八策」を記していないのか疑問が残る。

また「船中八策」を坂本から授けられたとされる一方の当事者の後藤も、

(長崎で) 予ノ研学セシハ福沢諭吉著西洋事情・清訳聯邦政略・英国議院論等ノ書物ヲ読ミテ粗ボ西洋ノ事情ヲ察シ、又天下ノ大勢ヲ考案スルニ至リテ始メテ徳川ノ政権ヲ取りテ更ニ政府ヲ設クルノ可ナルニ若カスト思ヘリ。(中略)最早徳川家ノ政権ヲ去リテ更ニ一新セサレハ国家ノ治平望ムベカラストハ決心セリ。因テ此ノ旨意ヲ以テ上京セシ。(明治二十一年六月二十一日談話)³²

と、同様に坂本の提言及び「船中八策」については一切触れていない³³。

ここで注目したのは、後藤も書名を挙げている『西洋事情』の影響である。福澤諭吉の『西洋事情・初編』は、慶応二年に出版され「著者の手より発売したる部数も十五万部に下らず、之に加ふるに当時上方辺流行の偽版を以てすれば二十万乃至二十五万部は間違ひなかる可し」³⁴という破格のベストセラーになっている。福澤自身が「是れこそ文明の計画に好材料なれと、一人これを語れば万人これに応じ、朝に野に苟も西洋の文明を談じて開国の必要を説く者は一部の西洋事情を座右に置かざるはなし」³⁵と自負するように、『西洋事情』は多くの読者の目に触れ新政体の指針の一つと見做された。つまり二院制の政体案などは、その気になれば誰でも知ることが出来る情報だったのである。

慶応三年の時点で政権奉還や『西洋事情』が、すでに政治社会での共通了解事項となっていたのであるならば、坂本の建策の有無に関わらず、後藤が自力で政権奉還や二院制といった「船中八策」同様の内容にたどりついたとしても何の不思議もない。加えて夕顔丸には、薩摩島津家家士であるが亡命し後藤の援助で渡英した中井弘や、薩摩英国留学生の一人であった町田民部ら、実際に英国に渡った人間も乗船しており、実際「薩土盟約」の盟約書などは中井弘の知見を借りて起草されたと考えられる³⁶。

六月二十二日、薩摩の小松帯刀、西郷吉之助、大久保一蔵、土佐の後藤、福岡、真辺栄三郎、寺村の薩土重役会合に、「浪士之巨魁」³⁷として中岡慎太郎と共に参加した坂本は、政権奉還策（「約定の大綱・第四条」）を軸とした土佐と薩摩との連携を定めた薩土盟約に賛同する。そもそも政権奉還と武力行使は対立する概念ではなく、どのようにして徳川家から政権を奪取するか（幕府を廃止するか）という方法論の問題である。実際薩摩側は「渡りに船を得候心地」で、政権奉還策に「直様同意」³⁸している。一方で、「此度ノ事ハ吾藩（引用者注・土佐）ヲ主人ト成シ、一本打タセ、後ニ大ニ成サン目的ナリ、是レ吾藩二十分ノ荷ヲ負セタル」³⁹と土佐側も感じたように、建白が拒否された場合、薩摩の運命共同体として土佐を武力行使に立ち上げさせ、その兵力を自軍に加えることが薩摩のもう一つの目的であり、武力行使に備えた、土佐兵の上京は盟約の必須条件だった。実際この会合に同席した坂本も、「（坂本||才谷曰ク）何ニテモ宜敷一ト芝居興業スレバ、夫ヨリ事始ルベシ云々、才谷・石川兩人ノ考ニモ、大政返上等ノ事ヲ吾ガ藩主張シ、其ノ主人ト相成候ハズ、薩藩モ必ズ信用スベシ、薩長人モ土佐ヨリ何カ主人ニ成ル事ヲ出シ候事ヲ望ムナラン、是ハ引ニ引レヌ場合ニ立チ至ラシムルノ心算アラント思フ

ナリ」⁴⁰と同様の見解を示しており、坂本、中岡共に、土佐が主導権を取って政権奉還運動を展開することで、薩摩との連携が可能だと考えていたことがわかる。前述した慶応三年正月十五日付の坂本宛書簡で、木戸は「薩州と何卒御合一に被為成候辺尤至急務と奉存候」⁴¹と土佐と薩摩の連携を希望しており、この薩土盟約は長州の意向にも叶うものであった。

しかし管見の範囲では、この盟約の成立後、坂本が政権奉還の実現に向けて具体的にを行った行動の記録は見当たらない。坂本の伝記では六月二十五日に中岡と共に岩倉具視を訪れ政権奉還策を説いたと言われるが、岩倉訪問の事実はあるものの具体的な会談の内容は不明である。加えて七月には海援隊士に英国水兵殺害の嫌疑がかけられ（イカルス号事件）、坂本はその解決に忙殺され、政権奉還どころではなくなってしまう。

一方『伊達宗城日記』慶応三年七月朔日条には、「薩之西郷八目下戦候意気有之、象方重々止メ置候」⁴²と、盟約締結直後ながらも既に薩摩（狭義には西郷）の武力行使の意図が記されている。また後藤は容堂の了承を取り付けるため七月八日に一旦土佐に帰国するが、その帰京を待つことなく、八月十四日には薩摩との協議の為に京に派遣された、長州毛利家の品川弥二郎、柏村数馬らと小松、西郷、大久保が会談し、「於幣藩最早人事は尽候此上は兵力を以て模様を付替候はゞ又々手段も可有敷と存候」⁴³と武力行使の考えを伝えている。坂本も同日の長府毛利家三吉慎蔵宛書簡で「薩此頃大島吉之助等決心、幕と一戦相心得候得ども、土佐後藤 庄次郎⁴⁴が今一度上京をまら居申候」⁴⁴と西郷の決戦の決意を伝え、「幕と戦争致し候時ハ御本藩御藩薩州土佐の軍艦をあつめ一組と致し、海上の戦仕候ハザバ、幕府とハとても対戦は出来申すまじく、御うち合も仕度候」⁴⁵「近日京師の戦ニ出候人ニハ少々御出し被成、地利など御見合可然と奉存候」⁴⁵と続ける。これは薩摩や坂本が政権奉還の建白↓拒絶↓武力行使というシナリオを念頭に置いていたことを表すものである。

坂本は翌八月十五日に長崎に到着するが、長崎にはちょうど木戸が滞在しており、坂本は八月二十日に佐佐木高行を木戸に引き合わせている。おそらくこの時、政権奉還の建白から武力行使に至る薩土盟約のシナリオが改めて木戸にも説明されたと考えられる。木戸は「大政返上ノ事モ六ツ敷力」「十段目ハ砲撃芝居ヨリ致方ナシ」⁴⁶と語り、翌日認めた礼状にも「後藤君御上京に相成候はゞ不日大御公論天下に相立可申、其末乾君之御上京誠以御都合之次第と奉感伏候」⁴⁷と、結局最後には主戦派の乾退助の出番になるだろうと記している。

この年の五月には四侯会議が開かれ、四侯側は、將軍・徳川慶喜に完全に敗北している。長州にしてみれば、もはや賢侯による言論―「建白」という手段には何の期待も出来ず「砲撃芝居ヨリ致方ナシ」という状況なのである。ところが八月二十日、長州処分伝達の件で「吉川氏と毛利家の老臣一人を大坂に召致する」旨の幕命が届く。これを京坂に兵を出す絶好の機会と捉えた長州は、「我藩は幕府の召あるを機とし之れに応じて一老臣に上坂を命じ付するに兵を以てし薩藩と呼応して非常に備ふる」と、護衛の兵を連れた家老・毛利内匠の上坂計画を立てる。『修訂防長回天史』に拠れば、この方針が定まったのが、木戸が長崎より帰国した九月四日のことである⁴⁸。この日書かれた木戸の坂本宛書簡では、武力行使を「芝居」に見立て「乾頭取」（乾退助）と「西吉座元」（西郷吉之助）が「得と打合に相成居手筈きまり居候事尤急務歟と奉存候」⁴⁹と薩土の武力連携を訴える。長州は自らが率兵上京出来る方策を見つけたことで、もはや迂遠な政權奉還の建白から拒絶を待つことなく、薩摩、土佐も即時武力行使へ方針転換し、長州と行動を共にすることを訴えているのである。

イカルス号事件が解決したのは九月十日。同じ頃坂本はオランダ商人ハットマンからライフル銃千三百挺を購入し、うち千挺を山内家⁵⁰に買い取らせる為に自ら土佐に運搬する。このライフル銃の代金は薩摩より借用した金を内金にして購入したものであり、坂本が薩長の武力行使勢力と足並みを揃えて、着々と拳兵準備を整えていたことが窺える。一方後藤は容堂から藩兵の上京を禁じられ、単身再度上洛する。この違約に加えて土佐の建白書から將軍職辞職の条項が削除されていたことから薩土盟約が破綻（九月九日）し、薩長芸の三家による武力行使による政変が具体化されてゆく。購入した銃を長崎から土佐へ運搬する途中、九月二十日に下関に寄港した坂本は、伊藤俊輔から「薩土及云云且大久保が使者ニ来りし事迄承り申候」⁵¹、すなわち薩土盟約の破棄と、大久保利通が長州を訪れ、薩長芸三藩出兵協定の約定書が取り交わされたこと（九月十九日）を聞く。そして同日の木戸への書簡で、坂本は「急々本国をすくわん事を欲し」、遂に「後藤庄次郎を国にかへすか、又は長崎へ出すかに可仕と存申候」⁵²と、後藤と乾との交代案――すなわち政權奉還建白から武力行使への方針変更を告げるのである。薩摩が即時武力行使に路線変更してしまった今、土佐が政權奉還策に固執し薩長陣営から脱落してしまふことを坂本は一番危惧していたと思われる。ライフル銃千挺を土佐に持ち込んだ坂本は、土佐山内家仕置役・渡辺弥久馬へ薩長の武力行使の情報を伝え、銃を購入させる。

京師の急報在之候所中々さしせまり候勢、一變動在之候も今月末より来月初のよふ相聞へ申候。二十六日頃は薩州の兵は二大隊上京、其節長州人数も上坂是も三大隊斗かとも被存候との約定相成申候。(中略) 御国の勢はいかに御座候や。又後藤参政はいかに候や。

京師の周旋くち下開にてうけ
たまわり実に苦心に御座候 乾氏はいかに候や。早々拝顔の上、万情申述度、一刻を争て奉急報候⁵³。

渡辺宛のこの書簡が書かれたのは九月二十四日、「一變動」があるのは「今月末より来月初」である。坂本は京での後藤の周旋を「実に苦心に御座候」と記す。実現出来ない政権奉還策ならさつさと放棄し、薩長芸と歩調を合わせ武力行使による政変に参加すべきなのである。「一刻を争て」と坂本は焦りを隠そうとしない。

坂本が京に着いたのは十月九日である。出兵の段取りが整った薩摩は、土佐が政権奉還の建白書を提出する事に同意し、既に土佐は十月三日、単独で幕府に建白書を提出していた。しかし薩摩の国元で反対論が根強く出兵が遅れたことから、長州は十月三日に出兵の延期を決定。これを伝える長州の使者・福田侠平が京に到着し、十月十日夜、今後の対策について薩長芸在京首脳部の間で協議がもたれている⁵⁴。同じ十日頃に坂本は後藤に宛てて「江戸の銀座を京師ニうつし候」という書簡を書き、「けして破談とはならざるうち御国より兵をめし御自身は早々御引取老侯様に御報じ可然奉存候。破談とならざる内ニ云云は、兵を用るの術にて御座候」⁵⁵と続ける。松浦玲氏はこの書簡を「(坂本は) 政権奉還建白を幕府がすんなりと採用するとは思っていない。まだ交渉が継続すると思っている。そこへ銀座を京都に移すという新しい難題を挿込んでさらに交渉を長引かせ、兵を用いるための時間稼ぎとせよという」「時間稼ぎが後藤の役割、軍隊を呼んで「兵を用る」段階になれば、もう後藤の出る幕ではないのだ」とする⁵⁶。坂本が薩長芸の出兵計画の延期を知っていたかどうかは不明だが、この時点でも、坂本はまだ土佐が出兵計画に参加する方策を探していたのである。土佐山内家の仕置役・神山左多衛の十月十日の日記にも、土佐から到着した小目付の野本平吉や梅太郎(坂本の変名、才谷梅太郎)らが「此度之御献白筋二付、御人数不出テハ決而不可然」⁵⁷と土佐藩兵の上京を訴えたという記事がある。

十月十三日、將軍慶喜は二条城に在京十萬石以上の諸家の重役を集め、大政返上の意思を告げる。土佐ではこれ以前に政権奉還が受諾されることを内聞しており⁵⁸、坂本もある程度この情報は入手していたと思われるが、それでも坂本は二条城に向かう後藤に「万一先生

一身失策の為に天下の大機会を失せば、其罪天地ニ容るべからず。果して然らば小弟亦薩長二藩の督責を免れず。豈徒二天地の間に立べけんや」⁵⁹という書簡を送る。既に武力行使に舵を切った薩長を土佐が制するには、この政權奉還を成立させるしかない。もはや坂本にとって政權奉還の成否は、土佐が薩長に先んじるか面目を失すかの問題であり、「小弟亦薩長二藩の督責を免れず」というフレーズが坂本の立ち位置を如実に示している。

このように坂本の該期の言説は、薩摩・長州の武力行使派の動きと密接にリンクしており、逆に政權奉還実現に向けての坂本の政治的行動は殆ど確認出来ない。もちろん坂本が政權奉還策を後藤に建言したという可能性を完全には否定できず、寧ろ佐佐木高行の証言などから考えれば、坂本が後藤に政權奉還策を建言した可能性は高い。ただ繰り返しになるが、坂本が政權奉還策を後藤に建言したとしても、それはあくまでも土佐を薩長と並ぶ政治勢力に押し上げるための手段の一つに過ぎず、坂本にとってはむしろ拒絶後の武力展開こそが想定されるシナリオであった。坂本が内戦回避の平和革命を意図して政權奉還策を提案した、という巷間流布しているイメージは、あくまでも後世（特に戦後）の価値観に基づき読み替えに過ぎず、坂本は明らかに土佐の武力行使勢力の一翼を担う存在だったのである。

第二節 「船中八策」の成立

第一項 「建議案十一箇条」の登場

活字メディア上で発表された坂本に関する初めてのまとまった伝記は、明治十一年（一八七八）に刊行された土居香國編纂の『海南義烈傳』であると思われる。ただこの伝記はわずか数丁のもので、内容も坂本の事績には殆ど触れておらず、坂本が政権奉還策を建言したことにも一切触れていない。また明治十三年（一八八二）の『海南愛国民権家列伝』にも坂本は取り上げられているが、「後藤象次郎トウ厚ク龍馬ノ事業ヲ賛成シ之ト深く交ヲ結ベリ」⁶⁰という文章があるだけで政権奉還についてはやはり一切記述がない。

続いて明治十六年（一八八三）坂崎紫瀾によつて、『土陽新聞』に坂本を主人公とした政治小説「天下無双人傑海南第一伝奇 汗血千里の駒」が連載される。この小説で土佐の政権奉還建白は「後藤は又乾氏と少しく其意見を異にし、国家の大権を一途に帰せしむるには之を干戈に訴へんより寧ろ言論を以てするの穩当なるに如かずと主張したる」⁶¹と、後藤象二郎の主張とされる。坂本が主人公である小説であるにも関わらず、「船中八策」はおろか坂本が政権奉還策を建言したことにも触れない一方で、さすがに政権奉還に坂本を絡めないわけにもいかなかったようで、二条城で政権奉還を表明する徳川慶喜の前に坂本が登場し、真つ先に賛意を述べるといふ架空のエピソードが記されている。第一章で述べたように、この「汗血千里の駒」は土佐の倒幕運動を天賦人権説に基づく自由主義革命の母胎として位置付けると共に、坂本と中岡慎太郎の後継者に板垣退助、後藤を置くことで、二人に自由民権運動に於ける正嫡性を賦与しようとした小説である。本来なら公議による議會政治を建白する「船中八策」とその実現に向けた坂本・後藤の連携は、この物語に最も相応しい題材であるはずだが、坂崎が「船中八策」どころか坂本の政権奉還建言にも触れることがないのは、「汗血」執筆当時の坂崎が、坂本が政権奉還建言に関係していたことを知らなかったからであろう。

坂本が土佐の政権奉還策の作者として「発見」されるのは、明治二十九年（一八九六）に刊行された『阪本龍馬』に於いてである。こ

の『阪本龍馬』は、坂本家に伝わる家族宛ての坂本書簡などの一次史料を豊富に引用した坂本の初めての史伝であり、著者の弘松宣枝は坂本の長姉・千鶴の孫で、坂本龍馬家の跡を継いだ元海援隊士坂本直（高松太郎／小野淳輔）とその弟である海南自由党の坂本南海男（直寛）の甥に当る。家族宛ての坂本書簡を豊富に引用できたのも、坂本の縁者だからであり、当然坂本家周辺からの取材も行われたであろう。大久保利謙によれば、明治二十年以降、すぐれた人物に理想像をさぐる文明批評的な人物評論と人物再検討の要求に応じて、一種の伝記ブームが起こったというが⁶²、その伝記ブームの中心となったのが民友社と博文館であり、この『阪本龍馬』も民友社の伝記の一冊として刊行されたものである。西郷を坂本が一喝し薩長盟約が締結されるエピソードや、勝海舟を暗殺するつもりだった坂本が勝の説に感じ入り勝に弟子入りするなどの龍馬伝の有名なエピソードは「汗血千里の駒」ではなくこの『阪本龍馬』で初めて登場するが、土佐の政権奉還策の作者としての坂本の姿も、この『阪本龍馬』で初めて描かれる。

後藤は高知城下に帰着し、密かに容堂公に面し、王政復古の議を奉りければ、老公もかねて政権二途に出るはよろしからずと思ひければ、大に之を喜び、曰く、象二郎よくも心づきたりと。実は象二郎にあらすして龍馬也。⁶³（傍丸原著）

そして坂本が「満腹の経綸を吐露し、長岡謙吉をして（中略）草せしめたり」⁶⁴として紹介されるのが、「建議案十一箇条」である（別表⑤参照）。

管見の範囲で坂本の政権奉還策が具体的に紹介されたのはこの「建議案十一箇条」が初めてである。「船中八策」が「一・くべき事」という一つ書き形式であるのに対して、「建議案十一箇条」は「曰くくすべし」という口語体形式という違いこそあるものの、この「建議案十一箇条」が「船中八策」の初出原型だと断定しても差し支えないだろう。提言される項目の並び順も両者同じであり、大きな相違点とえば、「建議案十一箇条」の第六項が「曰く、海陸軍宜ろしく拡張すべし」であるのに対して、「船中八策」が「海軍宜シク拡張スベキ事」と陸軍が抜けているくらいである。「其略に曰く」「九、十、十一條は不詳」といった表現から、「建議案十一箇条」が文書を引用したものでなく、「伝聞情報」をまとめたものであることがわかる。つまり「船中八策」はその当初から文書が実在しない「回顧談」の中の内容であり、弘松の意識の中では「建議案十一箇条」は坂本の経綸の「復元」だったと思われる。

では坂本の没後三十年になって、なぜ突然「建議案十一箇条」が登場したのであるうか。

其公生涯の余りに短きを以て伝ふべきなしとするか。否な大に伝ふべきものあり。(中略)世人唯だ『薩長連合』のみを知りて其他あるを知らず。若し今にして伝ふるものなければ終に湮滅して知られざるに到らん⁶⁵。

この文章からわかるように、そもそも弘松の起稿の目的は、知られざる坂本の業績をアピールし顕彰することにあつた。弘松は「坂本が大政返上の立案十一ヶ條を草し、容堂公の名を借りて將軍に献す」⁶⁶と、坂本の建言と土佐山内家の政權奉還建白書の因果関係を直線的に結び付けたストーリーを描く。「実は象二郎にあらずして龍馬也」とわざわざ傍丸をつけて強調した部分が弘松の主眼である。維新後没落した坂本家では、坂本を亡くした無念さと身内贖罪、何より現状への不満から「龍馬の功績」がより肥大して伝わり、縁者である弘松はそれを記録したのだろう。すなわち「大政返上の立案十一ヶ條」は、「坂本の顕彰」という文脈に添った「回顧談」の中から登場したのである。

弘松が坂本家の縁者であることから、論者は弘松に「大政返上の立案十一ヶ條」という「回顧談」を語った談話者の一人が、坂本の甥であり同時に弘松の叔父でもあつた、元海援隊士の坂本直だと推定している。坂本直は明治四年(一八七二)に坂本龍馬家の家督を継ぎ、東京府典事、宮内雑嘗などを歴任したが、明治二十二年(一八八九)健康上の理由で職を辞し、その後高知に戻り弟の直寛と同居している⁶⁷。直寛の子孫である土居晴夫氏は、直が弘松宣枝の父である義兄の弘松宣晴と共に高知教会の熱心な信者であつたと記している⁶⁸。

小野惇輔(引用者注…坂本直)などは、坂本が死ねば海援隊の隊長になるくらゐの位置であるから勢力を有つて居て、我々の言ふことは到底齒牙にも掛けぬくらゐであつた。(中略)後に宮内省あたりに出て居つたが、えらい者でないと云ふやうになつて居る⁶⁹。

陸援隊に所属した大江卓は直をこう語っている。以下推測になるが、坂本という後ろ盾を失い、明治政府でも重用されることのなかつた直には随分と屈折した思いがあつたかと思われる。革命の果実を食したのは坂本から政權奉還の建言を「受けた」側の後藤や佐佐木高行、福岡孝弟といった人間たちであり、彼らには爵位まで授けられている。しかし本来ならばその榮譽は建言を「与えた」側の坂本に与えられるべきものであつたのだ。直には坂本の縁故ということで封爵の内示もあつたが実現しなかつたという⁷⁰。それ故に土佐山内家

の政権奉還策が、「実は象二郎にあらずして龍馬」ということは、直にとって絶対に語られなくてはならない「真実」だったのである。ただ勿論、直は根も葉もない坂本の政権奉還策を語ったわけではない。山口県立文書館の「毛利家文庫他藩人履歴」の中に「土藩坂本龍馬傳 附近藤昶次郎池内蔵太之事」という伝記稿本が伝存するが⁷¹、本文中の注記に「此原書ハ直柔方籍嗣小野淳輔（初名高松太郎）ガ、維新ノ際官ニ上スル所ノ直柔ガ履歴書」とあることから、小野淳輔（坂本直）の原筆を補訂したものであることがわかる⁷²。注目されるのはその中にある「同年（慶応三年・引用者注）夏直柔又京師ニ到リ、在京ノ日西郷後藤等ト会議を尽シ、幕府大権返上ノ事又藩主容堂公へ数ヶ条建言ス。同年秋ニ至リ大権返上ト議決セシ」という記述である。

弘松は、『阪本龍馬』の中で、土佐の政権奉還建白書は「蓋し彼（引用者注・坂本）が草案十一ヶ條を點鼠塗抹せるに外なく、之か主眼とする所は悉く存して遺漏なし」⁷³とし、建白書に至る流れを、①「建議案十一箇条」②後藤への提案 ③西郷・大久保の説得 ④容堂説得 ⑤土佐の政権奉還建白書と叙述する。これは「西郷後藤等ト会議を尽シ、幕府大権返上ノ事又藩主容堂公へ数ヶ条建言ス」とする「土藩坂本龍馬傳」と同様の流れである。ただ実際に容堂へ建言されたのは、薩土盟約の正本たる「約定書」（あるいは「約定の大綱」を含む）であったが、「土藩坂本龍馬傳」も『阪本龍馬』も、薩土盟約の盟約書については触れることがない。ここから「土藩坂本龍馬傳」「西郷後藤等ト会議を尽シ」の会議が薩土盟約の会議であり、容堂に提案した「数ヶ条」も実は薩土盟約の盟約書のことであり、直は薩土盟約の盟約書のことを「十一箇条の建言」として弘松に語った——すなわち、弘松が行った「建議案十一箇条」の復元作業とは、実際は薩土盟約の盟約書の復元作業ではなかったのかという推測が可能である。

また雑な憶測にはなるが、「約定の大綱」四箇条と「約定書」七箇条の項目を併せると十一箇条になり、あるいは後藤が容堂に提案した文書は全部で十一箇条あったという直の曖昧な知識が「建議案十一箇条」の十一箇条を規定したとも考えられる。そもそも青山忠正氏が指摘したように、「約定の大綱」は薩土盟約に関する土佐側原案、「約定書」はそれに加筆添削をした薩土盟約の正本、という時系列をもった二点の別個の文書であり、足して十一箇条になるといった性質のものではない。⁷⁴しかし同時代文書である、長岡謙吉筆とされる「海援隊日史」にも「約定の大綱」「約定書」は連続して記されており、「約定の大綱」には「綱」、「約定書」には「目」と朱字で記入されて

いる。朱字は後世の加筆とも考えられるが、明らかに「約定の大綱」と「約定書」を二通一組のセットの文書と見做している。他にも例えば明治二十七年（一八九四）の『西郷隆盛伝』（勝田孫彌）でも「二藩の間に左の盟約を結びたり」と「約定の大綱」と「約定書」を二点セットの文書として掲載しており⁷⁵、明治の早い時期から「約定の大綱」と「約定書」がセットの文書と見做されていたことが窺われる。ちなみに「船中八策」は、長崎から上洛する夕顔丸の「船中」で書かれたから「船中八策」と呼ばれるのだが、弘松はこの「建議案十一箇条」を、坂本が長崎から上洛した後、京で時勢を分析し構想したものとしており、船中の協議は一切登場しない。

第二項 坂崎紫瀾と「建議八策の草案」

この「建議案十一箇条」を坂崎紫瀾が早速自著に用いる。明治三十年（一八九七）八月五日、後藤象二郎が死去すると、坂崎はその日から『東京新聞』紙上に「後藤伯の小伝」という連載を開始するが、その第四回（明治三十年八月八日付）に、坂本が後藤に「建議八策の草案」を示すシーンが描かれる。この「後藤伯の小伝」が『阪本龍馬』刊行の翌年ということから見ても、「建議八策の草案」は、「建議案十一箇条」から不詳とされる三箇条を除き全八箇条とし、それを一つ書き形式に整理したものだと思われる⁷⁶。（別表⑤参照）

「建議案十一箇条」の「曰くくすべし」という口語体形式が「一・くべき事」という一つ書き形式に改められたことで、より一層「船中八策」の形に近付いてきていることがわかる。坂崎は後述する『少年読本第十九編 坂本龍馬』で「海援隊約規」を紹介する際も、「凡く」から始まる原文書を、「一・く」と全て一つ書き形式に書き改めて紹介している。あるいはこのような箇条形式に史料をアレンジするのは坂崎の癖だったのかもしれない。また「建議案十一箇条」と「建議八策の草案」を比較してみると、殆どの字句が同一であるが、第二条と七条で、「くし」という主体的表現が「くせしめ」と使役形に改められ、第六条の「海陸軍」が「船中八策」と同様の「海軍」のみに変更されていることがわかる。また「建議案十一箇条」にある「方今の急務く」以下の建白体の文章が「建議八策の草案」には滑落している。ちなみに坂崎が別途「建議八策の草案」なる文書を入手し、それを引用したとは考えにくい。坂崎はこの後も自著で何度か八策

を記すが、それぞれのテキストにブレがあり、もし坂崎が何らかの文書を引用したのであればこの時点でテキストは確定しているはずだからである。坂崎からすれば、そもそも三箇条は不明なのだから実際は八箇条ではないか、程度の改変だったのかもしれないが、この坂崎の作業で「建議案十一箇条」という「記憶」が、「建議案八策の草案」という「文書」に変換されることになったのである。

なお坂崎は「建議案八策の草案」が起草された時期を明示していないが、この案を得た後藤が当時長崎に滞在していた西郷と大久保を訪ね討幕挙兵延期を依頼したとして、後藤が長崎を発つ以前を起草のタイミングとして想定していたと思われる、ここでも船中の協議は登場しない。ちなみに慶応三年には西郷も大久保も長崎に滞在したことはない。

坂崎は続いて明治三十三年に『少年読本第十九編 坂本龍馬』を刊行するが、坂崎ここでは「後藤伯の小伝」とは異なり、京に入った坂本がそこで「八策」を長岡に起草させたとする。その後、坂本は後藤の寓居に行き八策に賛同を得ると、

後藤と共に相謀りて薩邸に至り、侃々諤々として幕府は自ら進んで政権を朝廷に奉還すべきものなりとの大義を唱へ、無論兵力を用ひても之を断行せしむべき旨をも誓言したれば、薩にても案外の味方を得て、頗る満足したるものゝ如く、先づ両藩の間に於て、約定の大綱なるものを起草せり。継で当時上京中なる福岡は薩藩の書生中井弘三等と共に、前日長岡の草したる龍馬の八策を布演して約定書を薩藩と取りかはせたり⁷⁷

と叙述し、「龍馬の八策」を薩土盟約の原本の位置に置く。その上で坂崎は、土佐の政権奉還建白書は「議論正大、事理明晰、所謂八策の要領は十分に之を發揮して得て」⁷⁸と述べており、ここで初めて坂本の八策↓薩土盟約↓土佐政権奉還建白書、という流れが成立することになる⁷⁹。

そして、明治四十年八月『殉難録稿卷之五十四 坂本直柔』が刊行される。「直柔乃ち満腹の経綸を吐露し、長岡謙吉をして、建議案八條を草せしめたり」⁸⁰として紹介される「建議案八條」の条文は坂崎の『少年読本』と同一のものだが、「後藤伯の小伝」と『少年読本』で脱落していた「建議案十一箇条」の建白体の文章が、この『殉難録稿』から復活している。建白文が付け加えられたこの「建議案八條」が「船中八策」テキストのほぼ完成形と考えて良いだろう（別表⑤参照）。第二章で述べたように、この『殉難録稿』は瑞山会編纂の「坂

本龍馬傳艸稿」が種本になっているが、その「坂本龍馬傳艸稿」の種本は坂崎の『少年読本』であり、おそらく『少年読本』の「八策」が「建議案八條」という名称で「坂本龍馬傳艸稿」に引用され、更にそれが『殉難録稿』に孫引きされたと考えられる。また『殉難録稿』の編纂に際しては、「坂本龍馬傳艸稿」と弘松の『坂本龍馬』の双方が参考にされ、それを一冊にまとめ上げるといふ作業が行われたと思われるが、「建議案八條」での建白文の復活はこの作業の成果であろう。坂崎が地の文と解釈した「建議案十一箇条」の建白体の文章を、『殉難録稿』の編纂者は八策に付随する建白文だと判断したのだろう。

第二章でも述べたように、武市グループ殉難者の顕彰と贈位活動の為に作成された「私史」である瑞山会諸士伝は、その内容について精査されることもなく、宮内省刊行の『殉難録稿』へ転用されることで、国家の歴史像の中に位置づけられ、国家公認の「正史」へと昇格することとなる。「建議案十一箇条」といふ坂本の親族によるプライベートな「回顧談Ⅱ顕彰談」は、坂崎のリライトを経て瑞山会諸士伝に引用され、最終的に宮内省の編纂物に掲載されることで、「建議案八條」という「史実」に変容したのである。

一方でその名称が依然「建議案八條」であることからわかる通り、未だ夕顔丸の船中のエピソードは登場せず、「建議案八條」は坂本が上洛後、京で長岡謙吉に起草させたものとされている。

第三項 「新政府綱領八策」の登場

明治三十七年（一九〇四）の「国母陛下の御瑞夢」をきっかけに一種の坂本龍馬ブームが起こる。それを受けて、坂本・中岡没後四十年に当たる明治三十九年（一九〇六）には、京都で大々的に「坂本・中岡没後四十年祭」が行われ、併せて坂本・中岡の遺墨展が開催される。⁸¹ この遺墨展に出展されたのが、いわゆる「新政府綱領八策」と呼ばれる坂本自筆の八策である。⁸² この「新政府綱領八策」と「建議案八條」の建白内容にはかなりの共通性が見られるものの、「新政府綱領八策」には政権奉還を建白する条文が存在せず、建白書としての性格は明らかに異なっている。「新政府綱領八策」には、政権奉還後の「慶応丁卯十一月」という年月が記してあるので、政権奉還

の建白がないこと自体に矛盾はないが、「上下議政局」や「海陸軍局」と要点だけを記した条文もあり、建白書としての完成度は逆に六月に書かれたとされる「建議案八條」の方が高い。以降、坂本の八策論は「建議案八條」（『現「船中八策」』以下「八策A」と「新政府綱領八策」（以下「八策B」）の二つの八策の整合性をどう考えるかを中心に展開されることになる。

大正元年（一九一二年）坂崎が執筆した瑞山会『維新土佐勤王史』が刊行されるが、坂崎は同書で「世に所謂坂本の八策なるもの、即ち是れなり、或は云ふ。当時長岡の草せる簡条は、拾壹までありしと。而して其の第九、第十、第十一の文字は世に伝らず」（傍線部・引用者）^{8.3}と「八策B」を「坂本の八策」として紹介する。その一方で「八策A」は、「別に世に伝はりし八策の稿は、頗る其の字句を修飾せるのみならず、末尾に建白体の文字を加へあり。併せて之を左に録して参考に供す」^{8.4}（傍線部・引用者）と参考扱いで併記されている。つまり坂崎は、坂本自身の署名がある「八策B」の登場に、これこそが「建議案十一箇条」のオリジナルだと考え、「八策B」をオリジナル正本、「八策A」をその異本と見做したのである。「或は云ふ。当時長岡の草せる簡条は、拾壹までありしと。而して其の第九、第十、第十一の文字は世に伝らず」という但し書きは、明らかに「建議案十一箇条」を意識したものである。ただ前述のように「八策B」には「慶応丁卯十一月」という年月が記してあり、これが政権奉還後の文書であることは一目瞭然である。そのため坂崎は、「八策B」に書かれた「慶応丁卯十一月」という日付は単にこの文書が書かれた日と解釈し、その構想自体は六月の時点で既に存在し、その構想が別に伝わったものが「八策A」としたのである。この坂崎の考えはおおよそ正しく、そもそも坂本が書いた八策は「八策B」しかなく、「建議案十一箇条」も、それを簡条書きに整理した「八策A」も、坂本の構想に関する不確かな記憶を成文化したものに過ぎなかったのである。

ところが坂崎によって、『維新土佐勤王史』の後に書かれたと思われる「坂本龍馬海援隊始末」（『坂本龍馬関係文書第二』所収）^{8.5}では、坂崎のスタンスが変わる。この稿で坂崎は「八策B」を、文書に書かれた「慶応丁卯十一月」という日付に忠実に、「十一月上旬（日不詳）龍馬ハ諸侯会議ノ為メ八個條ノ覚書ヲ草シ土藩重役等ニ示ス」^{8.6}と、「十一月に書かれた諸侯会議用の覚書」とする。その一方で「八策A」は「慶応三年丁卯六月十五日後藤初テ大政返上建白ヲ藩論トスルニ決ス龍馬為メニ長岡謙吉ヲシテ八策ヲ草セシム」^{8.7}と、異

本扱いから、「六月に書かれた政権奉還を目的とする建白書」と比定し直したのである。つまり坂崎は「八策A」を政権奉還を提言する建白書、「八策B」を政権奉還後に行われる諸侯会議用の覚書として、この二つの八策を、異なる目的の為に書かれた似て非なる文書として位置付けたのである。

またここで初めて「八策A」が起草された日が「六月十五日」と特定される。坂崎はその論拠として中岡慎太郎の日記、『行行筆記』の「同（引用者注・六月）十五日晴 後藤面会、聞昨夜政府議論決ス云々○才谷面会云々」という記述を挙げている。中岡の日記には「八策」のことは全く書かれていないが、「政府議論決ス云々」は土佐の藩論が政権奉還に決まったことであり、そのことを受けて「才谷面会」の際に八策が起草されたとしたのである⁸⁸。ところが実際の中岡の日記の原文は「才谷面会、土州いろは丸一件、紀州償金出す云々」⁸⁹であり、坂本の用件はいろは丸事件の報告だったのである。坂崎は『維新土佐勤王史』では中岡の日記を正しく引用しているから、この省略は坂本を「政府議論」に絡め、「八策A」を坂本の年譜の中に矛盾なく収めるための、坂崎の意図的な史料操作だと思われる。この坂崎の考え方が、その後、『坂本龍馬関係文書』編纂にあたって、岩崎英重に継承されることになるのである。

第四項 「船中八策」の登場

大正三年（一九一四）に刊行された大町桂月著『伯爵後藤象二郎』の稿本が、東京都世田谷区の静嘉堂文庫に伝わる。そもそもこの後藤伝は、坂崎紫瀾が明治三十年十月に後藤の女婿である岩崎家から依頼を受け起稿したものであるが⁹⁰、「事実直書が禍いをなして、そのままでは出版が出来ず」⁹¹、数次の校訂を経て大町桂月が完成させたというものである⁹²。静嘉堂文庫にはこの後藤伝の稿本が以下の通り第六稿まで伝わっている⁹³。

第一稿 「暘谷実録稿本」（明治三十年十一月〜三十三年四月）…坂崎紫瀾著

第二稿 「暘谷実録稿本」（明治三十三年〜三十四年頃か）…安岡雄吉校訂

第三稿 「後藤暘谷伯傳稿」(明治三十九年一月)・福地源一郎著。但し作者の死で中絶

第四稿 「後藤伯詳傳」(明治四十一年〜四十三年頃か)・久保田辰彦著

第五稿 「伯爵後藤象二郎」(大正三年)・大町桂月著

第六稿 「伯爵後藤象二郎」(大正三年)・大町桂月著。第五稿を清書し印刷に付したものと
そしてこの第四稿(「後藤伯詳傳」)に「船中八策」という名称が登場する。

一 伯の上京(船中八策)

(後藤は)慶応三年六月上旬阪本とシユリン艦に塔じ長崎を発し瀬戸海を航して十三日京都に着せり。中岡先ず龍馬に告げて曰く『時
来れり、薩長両藩盟約既に成り不日討幕の挙あるべしと。坂本曰く(中略)思ふに干戈を用ゆるの時機尚早し。寧ろ正々堂々の議論
により、先づ政権を朝廷に奉還すべきを勧告し、彼れ若し聴かざれば、其時之を討ぜんのみ(中略)(中岡は)之に応ぜず。茲に於て
阪本は嘗て其航海の途上、海援隊書記長岡謙吉をして草せしめし、所謂船中八策なるものを出し、伯に示して曰く

管見の範囲では、未刊の稿本ながら、これが「船中八策」という名称の初出である(ただし建白文は記されず)。この第四稿に先行する
第一稿・第二稿では八策は「建議八策」と呼ばれており(第三稿は八策の記述に至らず未完)、「船中八策」という名称は第四稿になって
突然登場している。長崎から京に入った坂本が中岡の短兵急な武力行使を抑えるために後藤に八策を提言する、というストーリーは坂崎
の第一稿から文章に至るまでほぼ同じのだが、第一稿・第二稿では「是より先き、坂本は窃に海援隊の書記長岡謙吉をして左の建議八
策を草せしむ。乃ち龍馬は右の草案を以て伯に示して曰く」とされていた部分のみが、四稿では「阪本は嘗て其航海の途上、海援隊書記
長岡謙吉をして草せしめし、所謂船中八策なるものを出し、伯に示して曰く」と書き換えられているのである。ちなみに「所謂船中八策」
と称されるテキストは「八策A」である。

久保田は天誅組を題材とした『いはゆる天誅組の大和義拳の研究』の著者として知られているが、明治四十年(一九〇七)八月に東
京日日新聞に入社し、同郷である東京日日新聞社の社長・千頭清臣の差配で、千頭が岩崎小弥太から依頼された「後藤伝」の補訂を担

当することになったという⁹⁴。後藤伝に関しては「岩崎家から阪崎紫瀾君に委嘱して材料の蒐集をやっていたが、その集まったものを整理し、更に補足することを私が担任することになり」「私の仕事は約一ヶ年位で終って、草稿を桂月氏に廻した」⁹⁵と述べている。今井章博氏に拠れば、明治四十四年（一九一一）五月には大町が後藤伝を起稿したとの書簡があることから⁹⁶、これ以前に久保田の第四稿は完成していたことになる。

前述のように、坂崎は明治三十年の「後藤伯の小伝」で、八策を「建議八策の草案」という名称で紹介しており、坂崎が執筆した第一稿・第二稿で、八策が「建議八策」とされているのは、これを踏襲したのであろう。一方で第四稿の「所謂船中八策」という表現からすると、「船中八策」は久保田の造語ではなく、この時期には久保田の周辺で既に普通に使用されていた名称であり、それ故に久保田はわざわざ第一稿・第二稿のストーリーはそのままに「建議八策」だけを「船中八策」に置き換える作業を行ったと考えられる⁹⁷。つまり明治四十年前後には「船中八策」という名称が市民権を得ていたことになるが、管見の範囲では同時代に「船中八策」という名称を使った事例は見当たらず、現在のところ、どこから久保田が「船中八策」という名称を仕入れたのか不明としか言いようがない。ちなみに第五稿、第六稿では、八策は「伯の建白案」の初稿という位置付けになり「船中八策」という名称は使用されない。『伯爵後藤象二郎』はその形で刊行されるので、「船中八策」という言葉はしばらく久保田の未完稿本の中だけに留まることになる。

大正五年（一九一六）十一月十五日、京都で行われた坂本中岡両先生五十年祭記念講演会で、維新史料編纂会事務局の常置編纂員・岡部精一が「坂本先生と大政奉還運動」という講演を行っているが、ここで再び「船中八策」という名称が登場する。

坂本先生は平生懐抱して居らるゝ所の意見を明に示され長岡謙吉が筆を執つて草案が出来ました。それが即ち所謂八策といふのである。（中略）所がこの八策なるものが今日に伝つて居るのは二様ある。（中略）思ふに前の分（引用者注・「八策B」）は最初の草案で、多分長崎から上京の途次船中で仮りに案を立てゝ見たものではありますまいか。此の八策を船中八策とも申しますことを併せ考へると如何にもさうであらうかと思はれます。それで後の分（引用者注・「八策A」）が京都で先生と後藤と相談の成り立つたとき長岡謙吉をして書かせたものではないかと思はれます。（傍丸原著）⁹⁸

岡部は「此の八策を船中八策とも申しますことを併せ考えると」（傍線部・引用者）と、「船中八策」という名前なのだから「船中で仮りに案を立て、見たものではありませんまいか」と、名称から逆算する形で船中の協議を導き出し、その上で、「八策B」を船中で書かれた坂本の仮の案、「八策A」を京で後藤と協議した修正版としている。ここからも「船中八策」という名称は、岡部の造語ではなく、久保田同様、岡部の周囲で既に使用されていた名称ということが窺える。一方で久保田の稿が「八策A」を「所謂船中八策」としていたのに対して、岡部は「八策B」を「此の八策を船中八策とも申します」と述べており、「船中八策」という名称が指し示すテキストは曖昧である。

また岡部と岩崎英重によって大正六年（一九一七）に行われたと思われる「子爵福岡孝弟談話」でも、「坂本と後藤が船の中で拵へた船中八策と云ふものがあります」という質問が岩崎からなされている。岡部と岩崎は維新史料編纂会の同僚であり、このことから、維新史料編纂会では既に「船中八策」という名称が使用されていたようにも思われるが、やはりこの時点でも一般の書籍等に「船中八策」という表現は見当たらず、人口に膾炙した表現であるように思われる。

第五項 「船中八策」の完成

大正十五年（一九二六）に、日本史籍協会叢書『坂本龍馬関係文書』第一、第二の二冊が刊行され、二つの八策はこの書籍に収録されることになる。何度も述べたように、編纂者は岩崎英重である。ちなみに『関係文書第一』は坂本関係の書簡を中心に一次文書を編年的にまとめたものであり、『関係文書第二』は手録・関係記録類や回顧談等を収録したものであるが、前述した坂崎紫瀾の「坂本龍馬海援隊始末」は第二に収録されている。この稿を執筆した当時の坂崎は維新史料編纂会事務局の常置編纂員に就任していたが、刊行以前の大正二年（一九一三）に既に死去している。坂崎の没後、その後を襲う形で維新史料編纂会事務局の編纂員に就任した岩崎は¹⁰⁰、この「坂本龍馬海援隊始末」を参考に『坂本龍馬関係文書』を編纂したと思われる。

前述のように「坂本龍馬海援隊始末」で坂崎は「八策A」を慶応三年六月十五日に書かれた政権奉還を目的とした建白書とし、「八策B」

を十一月に書かれた諸侯会議用の覚書としている。岩崎はこれを踏襲し、『関係文書第一』で、まず「慶応三年六月十五日」の項に「八策A」を置く¹⁰¹。ところが「八策A」に附された名称は「新政府綱領八策」なのである。

○慶応三年六月十五日（新政府綱領八策）

此綱領ヲ俗ニ『船中八策』ト云フ、是月龍馬後藤象二郎ト同船長崎ヨリ上京ノ際船中ニ於テ協定シ海援隊書記長岡謙吉ヲシテ起草セシメシヨリ此名アリト云フ、然トモ此綱領ノ確定セルハ是日ナリシコトハ次ニ掲グル中岡ノ日記ニヨリテ証スヘシ。想フニ船中ノモノハコノ粉本ナランカ」（傍線・引用者）¹⁰²

これは岩崎が「八策A」に附した「編集者識」である。岩崎は「八策A」が六月十五日に京で確定されたものであるなら、本当に「船中八策」と呼ばれるべき船中で定められたものは別であり（「船中ノモノハコノ粉本」）、「八策A」はその改訂稿のはずだと厳密に定義し直す。その上で俗に『船中八策』と呼ばれていた「八策A」の名称を、船中のものにあらずとして「新政府綱領八策」に付け替える作業を行ったのである。また岩崎は「八策B」をやはり坂崎の「海援隊始末」同様十一月の文書とし、「十一月上旬」の項に「八策B」を「龍馬自筆新政府綱領八策（傍線・引用者）」という名称で掲載している。つまり岩崎は、漠然と「船中八策」と呼ばれていた二つの八策を「六月十五日に書かれた「新政府綱領八策」と「十一月上旬に書かれた「龍馬自筆新政府綱領八策」に整理し、名称変更をしたのである。この名称から、岩崎は「八策B」を、坂本が政権奉還後に「八策A」を修正し自書したものと考えていたことが窺える。すなわち、粉本（船中）↓八策A（「新政府綱領八策」六月十五日京）↓八策B（「龍馬自筆新政府綱領八策」十一月上旬）という順番になり、厳密には『坂本龍馬関係文書』に夕顔丸の中で起草された「船中八策」は収録されていないことになる。その一方で、「船中ノモノハコノ粉本ナランカ」という記述から、岩崎が後藤と坂本の「船中の協議」を確たる「事実」として考えていたことがわかる。「船中八策」という言葉が既に存在していたからこそ、岩崎もその言葉に符合させる形で二つの八策の位置付けを考察しているのである。

文部省の外郭団体である日本史籍協会の編纂物に掲載されたことから、「船中八策」は間違いのない「史料」としてのお墨付きを得ることになる。青山忠正氏は、「そのような権威ある史料集（引用者注・『坂本龍馬関係文書』）に掲載されるくらいなら、「船中八策」は、当

然ながら立派な史料ではないか。そう思われて当然だが、それは全く逆である。岩崎英重が、『坂本龍馬関係文書』第一に収録したからこそ、「船中八策」はまともな史料だと思われるようになり、岩崎はそれを狙って、あるいは願って、「船中八策」といわれる文章を、『坂本龍馬関係文書』第一に収録した¹⁰³と述べ、また岩崎英重についても「文部省維新史料編纂官といっても、史料の扱いにかけては、とても厳密とはいえない。現代の水準では、アマチュアのそれである」¹⁰⁴と評価している

最終的に「八策A」を「船中八策」という名称で確定させるのは、昭和四年に刊行された平尾道雄の『坂本龍馬海援隊始末』である。平尾は「長崎からの船中で、龍馬は後藤と相談して時勢救済策として八箇條を議定した。所謂船中八策と称せられる」と記し、岩崎が船中で書かれたものではないとして「新政府綱領八策」と名称を付け替えた「八策A」を、「後日多少の修正を加へられたもの」¹⁰⁵としつつも、その内容自体は夕顔丸の「船中」で議定されたものとして、「船中八策」と再度名称を改めたのである。『坂本龍馬関係文書』は日本史籍協会の会員だけに配布された非売品の書物であり、一般の目に触れる機会は少なかったが¹⁰⁶、この平尾の『海援隊始末記』は昭和十六年、四十三年に改訂版が出され、昭和五十一年（一九七六）には文庫化もされるロングセラーとなり、坂本龍馬研究の決定版として一般の坂本に対する歴史意識を教導することになる。戦後の土佐明治維新史研究に於ける平尾の圧倒的な存在感は序章に述べた通りであり、『海援隊始末記』も坂本の基礎文献として利用され続ける。それらの引用の中で、いつの間にか「後日修正を加えられたもの」という注記が抜け落ち（平尾自身の著作も含めて）、「船中八策」というキャッチーな名称も相俟って、「坂本龍馬が長崎からの船中で議定した船中八策」が史実となり、「八策A」が「船中八策」そのものとして世間一般に流布されることになったのである。

昭和十四年（一九三九）から十六年にかけて、文部省維新史料編纂会の編纂で『維新史』計六巻が刊行される。その第四巻で（後藤）象二郎が龍馬と共に上京の途中立案したものが所謂船中八策である。而して其の綱領は上京後の六月十五日に至って決定した¹⁰⁷として「八策A」が紹介される。出典は『坂本龍馬関係文書 第一』と記されてはいるものの、既に名称は「新政府綱領八策」ではなく「船中八策」に改められている¹⁰⁸。

最後にここまでの考察を、別表⑥にフローチャートとしてまとめたのでご確認いただきたい。

小括 「船中八策」とは何だったのか

本章の行論で論者は「船中八策」は、これまで言われてきたように慶応三年に起草されたものではなく、明治以降に成立した文書であったと結論付けた。その成立の経緯は、

① 弘松宣枝が提示した「建議案十一箇条」という坂本の顕彰の為の回顧談を、坂崎紫瀾が一つ書き八箇条にリライトし、さらにそれが瑞山会諸士伝に採用される

② 瑞山会諸士伝が宮内省の編纂物『殉難録稿』の種本とされることで、八策が「建議案八条」という「史実」に変容する

③ 「船中の協議」という新たな視点が発見された「建議案八条」が「船中八策」と名前を変え、日本史籍協会の『坂本龍馬関係文書』に収録されたことで、更に史料としての正当性を獲得する

④ 最終的に『維新史』に収録されることで「正史」として確定され、また平尾道雄の著作などによっても広く一般にも認知されるようになる

というものであった。別の言い方をすると、土佐の坂本の親族が提示した坂本顕彰の回顧談を、土佐の新聞記者がリライトし、それが中央政府の土佐閥の編纂した伝記稿本に採用され、土佐出身者が大臣を務める宮内省の編纂物に転載されることで史実に変容し、更に土佐閥の息がかかった文部省の外郭団体で土佐出身者が編纂した史料集に収録されたことで史料としての正当性を得、土佐の地方史研究者の著作によって人口に膾炙するようになる、と言うことが出来よう。つまり「船中八策」は土佐人の手によって作り上げられ、土佐人の手によって正史に織り込まれ、世間に広まった文書なのである。

第一節で述べたように、坂本にとっては政権奉還建白拒絶後の武力展開こそが想定されるシナリオであり、坂本は明らかに土佐の武力行使勢力の一翼を担う存在であった。しかし「船中八策」という極めて印象度が高い文書が登場したことで、維新後、坂本は政権奉還派の代表になってしまう。第二章でも記したように、土佐の政権奉還運動を主導した後藤象二郎は、第二次伊藤内閣の農商務相時代、取引

所設置につき業者から饗応を受けたことで非難を受け、明治二十七年一月に農商務相を辞任、名誉回復することのないまま明治三十年に死去している。弘松が提示した「実は象二郎にあらすして龍馬也」という「建議案十一箇条」の物語は、この不名誉な後藤から政権奉還の功績を剥奪し、政権奉還の名誉を土佐の手に取り戻すことが出来る物語であり、また軽格層の出身者が中心であった中央政府土佐グループにとって、武市グループの坂本が政権奉還の真の立案者であり、土格の後藤はその構想に従って動いていただけとする八策の物語は、感情的にも格好の物語でもあったのだ。第二章でも述べたように、明治三十年代、薩長藩閥に従属的にならざるを得なかった中央政府土佐グループは、明治政府の核となる薩長の連携を成立させたのは坂本、政権奉還を主張し廃幕に導いたのも坂本という「物語」を描き、「明治国家を作ったのは実は土佐である」という歴史意識を坂本伝の中に託すことで、自らのアイデンティティの再確認を図る。「船中八策」はその証拠として選択されたのであり、第一節で引用した佐佐木の「八策」の回顧談も、この文脈で理解されるべきものである。

加えて、明治三十年代後半から「八策」を「五箇条の御誓文」のルーツとする言説が始め、坂本は明治国家のプランナーとしても評価され始める¹⁰⁹。第二章で記したように、この時期田中光頭は土佐山内家の昇爵運動を行っており、「国母陛下の御瑞夢」で国民的ヒーローになった土佐人の坂本の構想が、実は明治政府の基本方針である「五箇条の御誓文」にまでつながっていたという物語が、その手段として利用された可能性も考えられる。『西洋事情』を始め、「赤松小三郎建白書」や「薩土盟約」、「五箇条の御誓文」など様々な史料を元に、「慶応三年時点で考えられる最高の政体構想を、竜馬に仮託して創作」¹¹⁰された「船中八策」という文書が慶応三年六月の時点に置かれた時、「船中八策」はこれら同時代の政体構想を全て呑み込むハイレベルな建白書として登場することになる。「船中八策」はいわば結果から逆算して創作されたテキストであるから完成度が高いのは当然なのである。「親族による顕彰」という極めてプライベートルな目的で誕生した「船中八策」という物語は、後藤の功績だけではなく同時代の政治思想のエッセンスを集約し、「五箇条の御誓文」までつながる「近代国民国家の成立」という物語の設計図になったのだ。

その中央土佐グループの歴史意識の成立を下支えしたのが維新史料編纂会と日本史籍協会である。第二章で述べたように、田中光頭ら

は「従来の維新史がどうも薩長二藩を中心にして書かれているのに対し、土佐藩関係の資料を正確豊富ならしめる気持ちを持って」岩崎を維新史編纂官の一人として奉職させているが¹¹¹、「船中八策」を様々に解釈し、坂本の年譜の中に位置付けようとした坂崎紫瀾、岡部精一、岩崎英重はいずれも維新史料編纂会の編纂員¹¹²であった。また大正五年の坂本中岡五十年祭に際しては、高知人脈を通じた維新史料編纂会との結びつきにより祭典が挙行されたことが指摘されており¹¹³、実際、祭典委員長の島田正章の依頼で、記念講演会及び祭典陳列史料蒐集の為、岡部・岩崎の両人が維新史料編纂事務局から出張を命じられ、祭典での講演にも、岩崎、岡部、中原邦平（維新史料編纂会常任委員）の三人の維新史料編纂会関係者が登壇している。一方の日本史籍協会は、大正四年（一九一五）に岩崎英重・早川純三郎が創立した文部省・維新史料編纂会の外郭団体であり、田中光顕・土方久元が顧問として参加している¹¹⁴。瑞山会が諸士伝編纂のため採集した史料は、最終的に日本史籍協会の『武市瑞山関係文書』や『坂本龍馬関係文書』に流れ込むが、それらに混入した、中央政府土佐グループの歴史意識の代表とも言えるのがこの「船中八策」であろう。

なお本章は、あくまでも現在の時点で知り得る明治から大正にかけての坂本龍馬の伝記の一部を整理し、その相関関係をテキストの文面のみから考察したものである。当然論者が未見の文献の存在も多数あるはずであり、また現在のような全国流通網や図書館が整備されておらず、発行部数も判然としない明治期の書籍を対象に、奥付の日付のみを参照し、前後関係、影響の有無を論じることの危うさは十分に理解している積りである。また本章では検討しきれなかった、いつ頃から一般に「船中八策」という用語が使われ始めたかという問題は「船中八策」の歴史意識形成の大きなポイントである。久保田や岡部の書き振りから、明治四十年代には必ず他にも「船中八策」の使用例があるはずである。些細なことではあるが、「船中八策」の歴史意識形成の過程に於いては重要な論点であり、論者の今後の研究課題の一つとしたい。

1 平尾道雄『坂本龍馬 海援隊始末』（萬里閣書房、一九二九年、二三三頁）

2 國史大辞典編集委員会『國史大辞典』第八卷（吉川弘文館、一九八七年、四六〇頁）

3 松浦玲『坂本龍馬』（岩波新書、二〇〇八年、一八九頁）

- 4 タイトルはそれぞれ『海援隊始末記』、『坂本龍馬海援隊始末記』に変更されている。
- 5 青山忠正「文体と言語―坂本龍馬書簡を素材に」、『明治維新の言語と史料』、清文堂出版、二〇〇六年、一六二頁）
- 6 井上勲「大政奉還運動の形成過程（一）」、『史學雜誌』八一編一―一〇号、一九七二年、二〇〇―二五五頁）、なお井上氏はのちに、王政復古政変に至る慶応三年の政治状況を詳細に分析した『王政復古』（中公新書、一九九一年）を上梓するが、「船中八策」には一切触れていない。
- 7 高橋秀直『幕末維新の政治と天皇』（吉川弘文館、二〇〇七年、三四六―三四七頁）
- 8 佐々木克『幕末政治と薩摩藩』（吉川弘文館、二〇〇四年）。坂本は「後藤は四侯会議のため上京していた山内容堂に献策しようと、坂本龍馬とともに上京してきた」（六月二十二日の薩士会談に）坂本龍馬と中岡慎太郎も同席した（三六六頁）とのみ記される。
- 9 例外的に飛鳥井雅道は維新政治思想史の再検討に供するという目的で「船中八策」を細密に分析しているが、やはり「船中八策」の存在を所与の前提としており、「船中八策」の実在そのものに遡及した検討は行っていない。（飛鳥井雅道「奉還」と「討幕」―坂本龍馬の三つの文書―（上）、『京都大学人文科学報』四一号、一九七六年）
- 10 ただ近年では、民間研究者の中から「船中八策」の実在を疑う声も複数上がっている。主なものに、菊地明『坂本龍馬進化論』（新人物往来社、二〇〇二年）。桐野作人「徹底検証 龍馬の三大争点」、『坂本龍馬伝―幕末を駆け抜けた英傑の生涯』、新人物往来社、二〇〇九年）、山本栄一郎『実伝 坂本龍馬』（本の泉社、二〇一〇年）、『坂本龍馬』の誕生―船中八策と坂崎紫瀾』（知野文哉、人文書院、二〇一三年）などがある。
- 11 松平春嶽「逸事史補」（松平春嶽全集編纂刊行委員会『松平春嶽全集（一）』、原書房、一九七三年、三〇四頁）
- 12 前掲青山「文体と言語―坂本龍馬書簡を素材に」、一六二頁
- 13 宮地佐一郎編『中岡慎太郎全集』（勁草書房、一九九一年、二〇三頁）
- 14 慶応三年五月「西郷吉之助ヨリ久光公へノ建言書」（鹿児島歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料 玉里島津家史料五』、一九九六年、一九九頁）
- 15 文久三年四月六日付、横井小楠宛久保忠寛書簡。（平尾道雄監修、宮地佐一郎編集解説『坂本龍馬全集 増補四訂版』、光風社出版、一九八八年、五六九―五七〇頁）
- 16 同右『坂本龍馬全集 増補四訂版』、五六八頁
- 17 『続再夢紀事五』（日本史籍協会、一九二二年、三三五頁）
- 18 下山尚述記「西南紀行」（前掲『坂本龍馬全集 増補四訂版』、六六五―六六六頁）。
- ただし『続再夢紀事』には春嶽の謁見の記事は見当たらない。この「西南紀行」は『坂本龍馬関係文書第一』に引用された抜粋が諸書で引用されているだけで、原史料の所在や内容、成立年代は判然としない。東京大学史料編纂所蔵の「瑞山会採集史料」（維新史料引継本Ⅱを17）には「越前藩土下山尚坂本二関スル履歴書抜」というタイトルで、『関係文書第二』と全く同じ部分が採録されており、おそらくこの瑞山会採集史料が『関係文書第一』の原本になったと思われる。
- ちなみに下山は明治二十四年に行われた武市瑞山・龍馬らの贈位記念祭に出席しており（佐川町立青山文庫蔵「武市瑞山先生外諸士贈位祭記録」）、瑞山会とも接点があったと思われることから、あるいはこの「西南紀行」も瑞山会の依頼でまとめられたものとも考えられる。
- 19 慶応三年正月十五日付、坂本龍馬宛木戸準一郎書簡。（福井県立博物館図録『幕末維新の激動と福井』、福井県立歴史博物館、二〇一八年、

- 一二二～一二三頁)
 同右。この春嶽の建白は、『続再夢紀事』慶応二年八月二日条に記載されている。
 慶応二年十二月十九日付、坂本龍馬宛木戸準一郎書簡。(『木戸孝允遺文集』、日本史籍協会、一九四二年、三五頁)
 青山忠正「慶応三年一月九日の政変」(明治維新史学会編『講座明治維新史 第二巻 幕末政治と社会変動』、有志舎、二〇一一年、二三三頁)
 津田茂麿『勤王秘史佐佐木老侯昔日談』(國晃館、一九一五年、四一八～四一九頁)
 東京大学史料編纂所編『保古飛呂比 佐佐木高行日記二』(東京大学出版会、一九七二年、五一七頁)
 西川誠『保古飛呂比 佐佐木高行日記』の注記と成立』(『日本歴史』六八五号、二〇〇五年、八七頁)
 前掲『坂本龍馬全集 増補四訂版』、四七〇頁
 その成立過程は、青山忠正「土佐山内家重臣・寺村左膳―薩土盟約と政権奉還建白」(佐々木克編『それぞれの明治維新―変革期の生き方』、吉川弘文館、二〇〇〇年)に詳しい。
 例えば平尾道雄の『坂本龍馬海援隊始末記』では、「この「船中八策」はやがて薩土両藩盟約の主要条項となり、ひいては土佐藩が建白した「大政奉還建白」の基案となり、明治新政府の綱領となったもの」と述べられている。(平尾道雄『坂本龍馬海援隊始末記』、中公文庫、一九七六年、一七八頁)
 横田達雄編『寺村左膳道成日記三』(県立青山文庫後援会、一九八〇年、一八頁)
 同右、一八頁
 後藤象二郎談話「大政返上ノ議ヲ起シタル原因及ヒ二條城ニ於テ談論ノ情況」(国立国会図書館・憲政資料室所蔵、『石室秘稿』)
 ただ組織的には、海援隊は出崎官である後藤の配下に属する組織であり、仮に政権奉還策が坂本の示唆だったとしても、それは通常の部下の上司に対する進言に過ぎず、わざわざ触れるまでもないものとも言える。
 福沢諭吉「福澤諭吉全集緒言」(『福沢諭吉全集』第一巻、岩波書店、一九五八年、二六頁)
 同右、一九頁
 『保古飛呂比』の慶応三年六月二十四日条には、「薩ノ脱生田中幸助(中井弘)来会、建白書ヲ修正ス」という記述がある。(前掲『保古飛呂比 佐佐木高行日記二』、四〇四頁)
 『寺村左膳道成日記』慶応三年六月二十二日条。(前掲横田『寺村左膳道成日記三』、二〇頁)
 慶応三年七月七日付、山県狂介・品川弥二郎宛西郷吉之助書簡。(『西郷隆盛全集』第二巻、大和書房、一九七七年、二一七～二二六頁)
 『保古飛呂比』慶応三年七月一日条。(前掲『保古飛呂比 佐佐木高行日記二』、四〇五頁)
 同右、二〇頁
 慶応三年正月十五日付、坂本龍馬宛木戸準一郎書簡。(前掲『幕末維新の激動と福井』、一二二～一二三頁)
 『伊達宗城在京日記』(日本史籍協会、一九一六年、五四二頁)
 末松謙澄『修訂防長回天史・第五篇下』(末松春彦発行、一九二二年、三四七頁)

- 4 慶応三年八月十四日付、三吉慎蔵宛坂本龍馬書簡。(前掲『坂本龍馬全集 増補四訂版』、二六九頁)
- 4 同右
- 4 『保古飛呂比』慶応三年八月二〇日条。(前掲『保古飛呂比 佐佐木高行日記二』、四五二頁)
- 4 慶応三年八月二一日付、坂本龍馬宛木戸準一郎書簡。(『木戸孝允文書二』、日本史籍協会、一九三〇年、三〇八頁)
- 4 前掲『修訂防長回天史・第五篇下』、三五五～三五六頁
- 4 慶応三年九月四日付、坂本龍馬宛木戸準一郎書簡。(前掲『木戸孝允文書二』、三一四～三一六ページ)
- 5 坂本が借主で、薩摩の藤安喜右衛門より五千兩を借用し、うち四千兩を小銃の内金としてハットマンに支払っている。(『海援隊商事秘記』、前掲『坂本龍馬全集 増補四訂版』、五二六頁)
- 5 慶応三年九月二十日付、木戸準一郎宛坂本龍馬書簡。(前掲『坂本龍馬全集 増補四訂版』、三〇四頁)
- 5 同右、三〇五頁。
- 5 慶応三年九月二十四日付、渡辺弥久馬宛坂本龍馬書簡。(前掲『坂本龍馬全集 増補四訂版』、三一〇頁)
- 5 前掲末松『修訂防長回天史 第五編下』、四六三頁
- 5 慶応三年十月十日頃、後藤象二郎宛坂本龍馬書簡。(前掲『坂本龍馬全集 増補四訂版』、三一七～三一九頁)
- 5 前掲松浦『坂本龍馬』、一六四～一六七頁
- 5 高知県佐川町立青山文庫蔵『神山左多衛日記』、慶応三年十月十日条
- 5 「神山左多衛日記」の十月十二日条に「今朝も象二郎永井へ出ル弥以御建白御採用ト決定」と記されており、また九日条にも「御採用ノ所へ弥運」という永井書簡が後藤に届いたことが記されている。
- 5 慶応三年十月十三日付、後藤象二郎宛坂本龍馬書簡。(前掲『坂本龍馬全集 増補四訂版』、三二〇～三二三頁)
- 6 莊司晋太郎編『海南愛国民権家列伝』(文英閣、一八八〇年、五丁)
- 6 坂崎紫瀾著・林原純生校注「汗血千里の駒」(『新日本古典文学大系明治編一六 政治小説集一』、岩波書店、二〇〇三年、二五八頁)
- 6 大久保利謙「明治時代における伝記の発達」(『大久保利謙著作集七 日本近代史学の発達』、吉川弘文館、一九八八年、四二七頁)
- 6 弘松宣枝『阪本龍馬』(民友社、一八九六年、九七頁)
- 6 同右、九七頁
- 6 同右、二頁
- 6 同右、年譜三頁
- 6 寺石正路『土佐偉人傳』(歴史図書社、一九七六年、二四二～二四三頁)
- 6 「坂本直の『退職願』発見」(『北海道新聞』、二〇一〇年四月二七日付記事)
- 6 土居晴夫『坂本龍馬の系譜』(新人物往来社、二〇〇六年、一九八～一九九頁)
- 6 東京大学史料編纂所HP所蔵史料目録データベース「大江天也氏談話筆記」(『維新史料引継本』は、31)。
- 7 土居晴夫『坂本龍馬とその一族』(新人物往来社、一九八五年、一八八頁)
- 7 毛利家文庫・他藩人履歴一三。本文には「土州藩土坂本龍馬直柔本傳」というタイトルが付けられている。

7 2 『土藩坂本龍馬傳』の本文では、龍馬の同志の名を記した後、割注で維新後の消息を記しているが、明治五年に亡くなった長岡謙吉を「今尚存ス」としている。一方高松太郎（坂本直）には「坂本直柔ノ跡ヲ継グ」と明治四年の消息を記しており、直の原筆は狭く考えれば、明治四年～五年の間に書かれたと考えることも出来る。ただもろん直が長岡謙吉の死を知らなかった可能性も高い。

ちなみに補訂者は、『元治夢物語』や『七卿西竄始末』の著者・馬場文英と思われるが、巻末には「欄外ニ朱書シタハ島津編輯員市木四郎氏ノ筆ニ係ル録シテ参照トス 明治二十四年七月十一日」という、毛利家編輯所の中村弼の注記があることから、馬場の補訂も明治二十四年までには終わっていたと思われる。

7 3 前掲弘松『坂本龍馬』、九八頁

7 4 前掲青山「土佐山内家重臣・寺村左膳―薩土盟約と政權奉還建白」、九八～一〇四頁

7 5 勝田孫彌『西郷隆盛傳三』（西郷隆盛傳發行所、一八九四年、一二五～一二九頁）

7 6 坂崎紫瀾は『東京新聞』の別冊附録として、明治三十一年六月三日（一三三〇号）から同年十月二日（一四一三号）まで、『汗血千里駒著者編述 坂本龍馬實傳』なる小冊子を計十三冊刊行している。この『坂本龍馬實傳』は結局中絶されたものと思われるが、その文章のほとんどは『少年読本』と同一であり、『少年読本』が『坂本龍馬實傳』を一冊にまとめ、中絶以降を書き加えた形で刊行されたことが窺える。ちなみに、その『坂本龍馬實傳』で坂崎は、おりようを紹介する姉・乙女宛の坂本書簡や、坂本宛の寺田屋お登勢書簡などを「弘松宣枝氏の『坂本龍馬』より転載」と注記して引用しているが、『少年読本』では同様の引用を行いながら、「弘松宣枝氏の…」という注記はカットされている。

7 7 坂崎紫瀾『少年読本第十九編 坂本龍馬』（博文館、一九〇〇年、一四五～一五〇頁）

7 8 同右、一六九頁

7 9 坂崎は、同書を『汗血千里の駒』の許多の誤謬を正したものとし、「其の薩長両藩の連盟と幕府大政返上に関する秘密の如きは、則ち龍馬の親愛せし中島長城及び後藤伯に就て聞けるもの多き」（緒言）と、元海援隊士の中島信行と後藤象二郎をこの『少年読本』のネタ元と記している。

8 0 『殉難録稿 卷之五十四 坂本直柔』（宮内省、一九〇七年、四六丁～四七丁）

8 1 『坂本中岡両氏遺墨紀念帖』（一九〇六年、一二～一三頁）

8 2 「読売新聞」明治二十四年五月十一日付紙面によれば、「新政府綱領八策」は同年五月八日に開催された「武市瑞山先生外諸士贈位祭」でも一日だけ展示されている。

8 3 瑞山会編『維新土佐勤王史』（富山房、一九二二年、一〇八五頁）

8 4 同右、一〇八七頁。

8 5 東京大学史料編纂所HP所蔵史料目録データベース・維新史料引継本1111312。

この稿の正確な執筆年代は不明であるが、東京大学史料編纂所の「坂本龍馬海援隊始末・初稿」稿本には、謄写完了日として明治四十四年十一月四日という日時が記されている。維新史料編纂事務局の用箋に記され、また「土佐勤王史二日ク」という引用が見られることから、『維新土佐勤王史』の執筆が終わり、維新史料編纂会に奉職した後書かれたものと思われる。

8 6 岩崎英重編『坂本龍馬関係文書第二』（日本史籍協会、一九二六年、二九三頁）

87 同右、二五四〜二五五頁。

88 ただ中岡の日記では土佐の藩論が決まったのは「昨夜」であり、「六月十五日後藤初テ大政返上建白ヲ藩論トスルニ決ス」という紫瀾の綱文自体がそもそもおかしい。ちなみに『維新土佐勤王史』では、「政府議論決ス」を土佐が薩摩と行動を共にすることを決したものとし、「八策」はその後、六月十五日〜十九日に起草されたものとしている。

89 前掲宮地『中岡慎太郎全集』、二四六頁。

90 坂崎紫瀾「紫瀾年譜」(オーテピア高知図書館蔵、坂崎文庫)

91 柳田泉「坂崎紫瀾について」(『政治小説研究(上)』所収、春秋社、一九六七年、二六五頁)

92 静嘉堂文庫蔵の後藤象二郎伝稿本とその校訂の経緯に関しては、今井章博「大町桂月の『伯爵後藤象二郎』成立まで 静嘉堂文庫所蔵の稿本及び北村東紅宛書簡から」(『土佐史談』二六一号、土佐史談会、二〇一六年)に詳しい。

93 松尾章一氏に拠れば、坂崎の第一稿と大町の第六稿には内容に甚だしい違いがあるが、大町の伝記の原型は久保田の第四稿で既に出来上っており、大町は第四稿を元に文章を作ったに過ぎないという。(松尾章一「静嘉堂文庫と後藤象二郎伝」『日本近代史研究』第五号、法政大学近代史研究会、一九六〇年)

94 『大町桂月翁の思い出』(非売品、一九二九年)。久保田は明治十五年、高知県香美郡生まれ。明治四十年に東京日日新聞社に入り、秘書課長、通信部長などを歴任し、その後大阪毎日新聞社に転じている。(『新版・高知県人名事典』高知新聞社、一九九九年)。また久保田はやはり同郷の馬場孤蝶や岩崎英重、田岡正枝(山内家家史編纂所所員)とも親しかつたという。ちなみに田岡は、大正三年に千頭のゴーストライターとして、『偉人伝叢書 坂本龍馬』を執筆しているが、八策Bを坂本が長岡に起草させたものとし、それを薩土盟約後に後藤が修正したものを八策Aとしている。なお名称は共にただの「八策」である。

95 前掲久保田『大町桂月翁の思い出』、二頁

96 前掲今井「大町桂月の『伯爵後藤象二郎』成立まで 静嘉堂文庫所蔵の稿本及び北村東紅宛書簡から」、三〇頁

97 久保田は自著、『いはゆる天誅組の大和義拳の研究』(大阪毎日新聞社、一九三二年)の「はしがき」の中で、「天誅組」の上に「いはゆる」の文字を関したるは、この挙元来天誅組と銘打って行動を起こしたるにあらず、誰れいふとなく呼び慣はされ、遂に通称となりしものゆゑ、斯く冠せるなり」と記しており、この久保田の言に従えば、「船中八策」も当時すでに通称となっていたことになる。

98 『坂本中岡両先生五十年祭記念講演集』所収。(坂本中岡両先生遭難五十年記念祭典会、一九一七年、六一〜六三頁)

99 東京大学史料編纂所HP所蔵史料目録データベース「子爵福岡孝弟談話」(維新史料引継本口は四・七)

100 岩崎が土方久元の推薦によって維新史料編纂会に採用されたのは大正二年十月のことで、坂崎の死で空いた土佐系の編纂官のポストの補充だったと思われる。また岩崎は坂崎の葬儀では世話人の一人を務めている(『図録・坂本龍馬と岩崎鏡川展』、高知県立坂本龍馬記念館、二〇〇四年)

101 『坂本龍馬関係文書 第一』で岩崎はこの中岡の「政府議論決ス云々」に「政府議論云々ハ新政府綱領八ヶ条及薩土協約ノ要綱ヲ云フ」と注釈を付けている。(岩崎英重編『坂本龍馬関係文書 第一』、日本史籍協会、一九二六年、二九九頁)

102 同右、二九七頁

103 青山忠正「龍馬」を史料学の視点から見てみよう」(『明治維新を読みなおす』、清文堂、二〇一七年、一〇二頁)

104 同右、一一〇頁

105 前掲平尾『坂本龍馬 海援隊始末』、一三二頁。また同書では、本文ではなく巻頭の写真口絵で「八策B」を、「所謂船中八策に基き、慶応三年十一月、京都で認めたもの」として、「龍馬の八策」というタイトルで紹介している。

106 岩崎英重の息子・岩崎英恭は、『坂本龍馬関係文書』について「会員以外には頒布されず、旧友知己の方々すら此の書を欲しつゝも手に入られぬ有様であり、父もまたこの点を遺憾として、協会より僅に三十部増刷の許可を得て、一部の人々に購入の便宜を計った程でありました」（岩崎英恭『坂本龍馬関係文書・序』、『坂本龍馬関係文書（岩崎英重五十日祭記念版）』、岩崎英恭刊行、一九二六年、二頁）と述べている。

107 維新史料編纂会『維新史』第四卷（明治書院、一九四一年、七一六頁）

108 『維新史』の「船中八策」部分の執筆者は不明であるが、昭和十六年十月一日の、維新史料編纂会事務局の名簿に拠れば、「維新史刊行部」という部署があり、第一部は維新史料編纂官の藤井甚太郎以下、小西四郎、遠山茂樹、篠原英任、第二部は維新史料編纂官の森谷秀亮、時野谷勝以下、吉田常吉、信太たか、小山賢作の名が記されている。ただ第一部と第二部の執筆分担は不明である（大久保利謙、小西四郎『「維新史」と維新史料編纂会』、吉川弘文館、一九八三年、八八〜八九頁）

109 例えば、坂崎紫瀾は明治四十二年に「維新五ヶ條御誓文發布草案の由来」、岡部精一は大正二年に「五箇條御誓文の發表に就きて」という講演を行い、ともに坂本の八策を五箇條の御誓文の源流に位置付けている。

110 前掲青山『竜馬』を史料学の点から見てみよう、一〇七頁

111 田中英光「土佐」（『田中英光全集8』、芳賀書店、一九六五年、三九頁）

112 前掲大久保・小西『「維新史」と維新史料編纂会』、七六〜七八頁

113 高田祐介「近代日本における維新「志士」記念祭の展開―坂本龍馬・中岡慎太郎没後記念祭を中心に―」（『明治維新史研究』第十六号、明治維新史学会、二〇一九年）

114 高田祐介氏は、「日本史籍協会叢書」自体が「薩長中心に編まれる明治維新正史の枠組みへ、叙述の中核から遺漏してゆく人物や事象を厚い史料面で補完し位置づけようとする」「土佐派の歴史意識に支えられた史料編纂活動」の成果という側面を持つことを指摘している。

（高田祐介『日本史籍協会叢書』稿本の伝存と構成、明治維新史学会編『明治維新と史料学』、吉川弘文館、二〇一〇年、一六六頁）

終章

本稿は、明治以降の出版メディアの中での土佐明治維新史の語りを分析し、土佐明治維新史の歴史意識が、どのような勢力のどのような意図によって創出され、それがどのように一般へと伝播し、その歴史意識の中に定着していったかを、「坂本龍馬」を事例に検証することを目的としたものである。本稿ではその流れを、明治十年代の自由民権運動の中での、自由民権運動の先駆者としての坂本像の創出、明治二十年～三十年代の瑞山会の顕彰活動の中での、国事殉難志士としての坂本像の創出という形で確認し、そして坂本に対する歴史意識形成の象徴的な事例として、いわゆる「船中八策」伝説の形成過程を検証した。

序章でも述べたように、高知藩では明治初年度に土佐山内家から継承した藩庁史料について売却及び焼捨の徹底を命じており、この大量の公文書破棄はその後の高知県や土佐山内家に於ける修史事業に際して、当初からのウィークポイントとなった。またこのような藩庁史料の乏しさから、土佐明治維新史は個人所蔵の史料や個人の記憶に頼ったものとなり、結果土佐明治維新史は、そのような史料発掘が可能であった山内家中の維新での勝者である瑞山会の修史作業——『維新土佐勤王史』に傾斜したものとなった。更に、アジア・太平洋戦争でも多くの史料が焼失したことで、戦前の修史作業の実証的再検討も不可能な状況が生じ、明治期に形成された土佐明治維新史の歴史認識が、百年以上経った今でも更新されることなく再生産され続けている。そもそも坂本龍馬に関する言説自体、新聞小説という、必ずしも史実に拠らないフィクショナルな言説を含んだ形でスタートしているのである。このような前提を踏まえた上で、本稿では以下について論証した。

第一章「坂崎紫瀾と土佐明治維新史の形成——「汗血千里の駒」を中心に——」では、土佐明治維新史の語りの嚆矢となった、高知のジャーナリストで自由民権家である坂崎紫瀾の「武市グループ三部作」とも言える新聞小説、「南の海血しほの曙」「汗血千里の駒」「南山皇旗之魁」を、特に坂本龍馬を主人公とする「汗血千里の駒」を中心に、坂崎が土佐明治維新史をどのような意図で解釈し、どのような枠組みで読者にそれを提示したかを検証した。

坂崎は自由民権運動の思想に基づき、土佐明治維新史を、武士階級内部での身分差別を契機とした軽格たちの封建制度への反抗だと定義する。そして藩閥政府への人権闘争を行う自由民権運動を土佐の倒幕運動の再現と見做すことで、武市グループの軽格たちを自由民権の先駆者として解釈する。また「汗血千里の駒」では、自由党―特に板垣退助・後藤象二郎への共感から、板垣・後藤が武市の跡を襲い旧武市グループのリーダーに立つ図式を描き、天賦人権の権利獲得のために亡くなった軽格たちの遺志を、武市、坂本、中岡らから後継者として指名された板垣、後藤が、自由党という形で継承していることをアピールする。このアピールは板垣と後藤の二人に自由民権運動の正嫡性を賦与することを目的とし、当時洋行批判の渦中にあつた板垣、後藤を救済しようとするものでもあつた。しかし単行本化の際に、補綴者の雑賀柳香が「汗血千里の駒」をストレートな坂本の伝記として再構成してしまったことで、この継承を描いた部分がカットされ、軽格たちの遺志を板垣・後藤が継承するという図式が成立しなくなる。一方で「汗血千里の駒」は坂本の伝記として多くの読者を獲得し、軽格たちの遺志を板垣・後藤が継承するという目的こそ逸したものの、土佐の明治維新史の契機を土格と軽格の身分差別に求める、坂崎が作り上げた枠組みが土佐明治維新史の枠組みとして広く一般に定着し、その歴史意識を方向付けることになる。

続く第二章「瑞山会と土佐明治維新史の形成―瑞山会諸士伝を中心に―」では、現在の土佐明治維新史の言説のベースとなっている『維新土佐勤王史』の編纂母体である「瑞山会」の修史事業について主に考察した。瑞山会とは、旧武市グループの同志であつた中央政府の土佐出身官僚たちが、武市グループの殉難志士を顕彰する記念碑の建碑活動を契機に結集した組織であり、その中心となつたのは田中光頭であつた。瑞山会は武市グループの顕彰を目的に、大島岬神社への建碑と武市グループ殉難志士の伝記編纂を推進する。前者は殉難志士を、靖国合祀者⇨明治国家誕生に殉じた国家功労者として明治国家に包摂すると同時に、土佐山内家の建立した大島岬神社で祭祀すること、旧藩時代の名誉回復を行うことを目的とし、後者は武市グループの贈位を目的にしたものであつた。

加えてこの諸士伝編纂は、「薩長土」と並び称されながら現実には薩長藩閥に従属的にならざるを得なかつた中央政府土佐グループが、維新史の主役の一人としての土佐の「歴史⇨物語」を武市グループの殉難者の履歴の中に見出し、改めて自らのアイデンティティを確認しようとしたものでもあつた。瑞山会はそれを薩長盟約と政権奉還に関与した坂本の経歴の中に発見する。坂崎紫瀾によって自由民権運

動の先駆者とされた坂本は、瑞山会によって、今度は薩長盟約と政権奉還の立役者、すなわち明治政府誕生の功績が土佐のものであることを示す存在として評価されることとなる。その後瑞山会が編纂した殉難者諸士伝は、宮内省によって刊行された『殉難録稿』の種本となり、国家の正史の中に組み込まれることとなる。また坂崎が瑞山会の史料をもとに編纂した『維新土佐勤王史』は事実上唯一の土佐山内家の明治維新通史と見做されることで、土佐明治維新史の歴史意識を決定付けることとなる。加えて瑞山会がその修史作業のため採集した史料は、日本史籍協会叢書に収録されることで、史料としての正当性を獲得し、瑞山会が形成した歴史認識を史料面から裏付けた。ただしその中には、省略や改変されたものや現在原文書を確認することの出来ない史料も多く、史書としての評価に疑問も付されている。一方で、坂本龍馬の代表的事績として『殉難録稿』や日本史籍協会叢書にも収録されているいわゆる「船中八策」であるが、坂本自筆本はもちろん、起草者とされる長岡謙吉の自筆本やそれらの写本、さらには同時代の記録すら存在しない。第三章「坂本龍馬伝に於ける伝説形成の過程―「船中八策」を中心に―」では、なぜ一次史料で確認できない「船中八策」が「史実」とされているのか、明治と大正期の坂本やその周辺の伝記を時系列的に整理し、そこに登場する様々な名称・テキストの「八策」を確認することから、「八策」の登場とテキストの成立過程、「船中八策」という名称の成立過程を確認した。

その成立の経緯は、①坂本の縁戚・弘松宣枝が提示した「建議案十一箇条」という「坂本の顕彰の為の回顧談」を、坂崎紫瀾が一つ書き八箇条にリライトし、さらにそれが瑞山会諸士伝に採用される。②瑞山会諸士伝が『殉難録稿』の種本とされることで、八策が「建議案八条」という「史実」に変容する。③「船中の協議」という新たな視点が発見された「建議案八条」が「船中八策」と名前を変え、日本史籍協会の『坂本龍馬関係文書』に収録されたことで、更に史料としての正当性を獲得する。④最終的に『維新史』に収録されることで「正史」として確定され、また平尾道雄の著作などによっても広く一般にも認知されるようになる、というものであった。これらの経緯から、「船中八策」は明治以降の「坂本が政権奉還策を後藤に建言した」という坂本の親族による顕彰談が、数度の引用を繰り返すうちに「文書」の形に整えられたものであり、また政権奉還の功を土佐のものとする中央政府土佐グループの思惑によって国家の修史作業の中に位置付けられた、後世の創作文書であることがほぼ推定できることを指摘した。

井上勲氏が、

歴史の変動の総体には、その結果を越える内容がある。変動をうながした理想や願望にせよ、変動の過程に生じた理想や願望にせよ、そのすべてが実現されることはない。ここに、変動が孕んでいた可能性と現実の結果との間に落差が生じることになる。可能性のままにおかれた理想や願望は、変動の結果に対する異議申立ての母体となる。可能性のままに実現されることのなかった理想や願望は、変動の過程に挫折した個人に仮託されることがある。その行動の軌跡が卓絶していて、そして挫折が突然であれば、それほど、仮託される人格として彫琢されるのである。このようにして、その個人にまつわる伝説のさまざまが生まれる¹⁾。

と指摘するように、当初坂本を利用した「変動の結果に対する異議申立て」は、自由民権運動のシンボルという形で明治国家に対して行われた。ところがその後中央政府土佐グループが薩長閥への異議申し立てのシンボルとして坂本を利用し、明治政府の核となる薩長の連携を成立させたのは坂本、政権奉還を主張し廢幕に導き明治政府の誕生をプロデュースしたのも坂本という明治国家の作者としての坂本の物語を強調したことから、坂本は次第に明治国家の物語の中に包摂されてゆく。まさに坂本龍馬伝説は「可能性のままに実現されることのなかった理想や願望」を仮託する形で誕生し、変容していったのである。

昭和二十一年（一九四六）一月一日に發布された、いわゆる天皇の人間宣言は「五箇条の御誓文」の引用から始まっている。この引用は昭和天皇の意思によるもので、後に昭和天皇は、「それ（五箇条の御誓文）が実はあの時の詔勅の一番の目的で、（中略）民主主義は決して輸入のものではない。そのことを示す必要があったと思います。（中略）日本の国民に日本の誇りを忘れさせまいと思つて、それを目的として宣言を考えました」と語っている²⁾。戦前から「船中八策」は「五箇条の御誓文」の先駆的存在である、と言われてきたが、「船中八策」伝説がこれまで語り継がれてきた理由がまさにここにある。「日本史に「船中八策」を構想した坂本龍馬という人物がいたことで、日本は幕末の時点で既に自力で民主主義国家へ辿りつく可能性を持っていた。もし「船中八策」の理念が実現していれば、戊辰戦争や西南戦争はおろか、日清日露、果てはアジア・太平洋戦争まで起こらず、明治維新がそのまま戦後の民主主義国家に直結したかもしれない。実際に坂本は政権奉還という「無血革命」を成し遂げたではないか」——坂本と「船中八策」が持つこのような可能性の物語は、敗戦で

失った日本人の自国への誇りの回復に効く物語であり、不戦を誓う憲法九条を歓迎する戦後の価値観にも合致するものでもあった。そして実際は武力行使も辞せずと考えていたにも関わらず、坂本は「平和主義者」と読み替えられ、また司馬遼太郎の『竜馬がゆく』によって、高度経済成長期の価値観である、経済感覚、国際感覚、人権感覚を余すことなく持ち合わせた近代的価値観の持ち主として描かれることで、奈良勝司氏の表現を借りれば、坂本の物語は現代人の日常を断ち切ったつかの間の逃避のためのエピソードの集積として消費されてきたのである。

本稿では、瑞山会の修史事業が、宮中土佐派が明治政府の月下氷人、維新史の主役の一人としての土佐の物語を形成するためのものであることを繰り返して述べてきた。ならばその歴史意識に基づく主観が、坂本を語る回顧談の中に既に混入している可能性も当然考えられなければならない。小関隆氏は記憶について以下のように述べている。

（記憶の営みとは）数知れぬ過去の出来事の中から、現在の想像力に基づいて特定の出来事を選択し呼び起こす行為、表象を媒介とした再構成の行為である。記憶とは過去の出来事の単なる貯蔵としてではなく、現在の状況に合わせて特定の出来事を想起し意味を与える行為として理解されねばならない。それゆえ、記憶はその担い手である現在に生きる人間、そしてその人間が所属する様々な集団のアイデンティティと本質的に絡み合っている。（中略）個人や集団のアイデンティティが固定されたものではなく、不断に変容を遂げることに対応して、記憶も絶え間なくつくり直されてゆく。

すなわち「回顧談」とは談話者やその属する集団の利益の為になされるものであり、その目的のもと、「事実の選択」と「物語化」という主観的作業が行われる。回顧談の語りの中には「談話者が事実にしたこと」あるいは「談話者が事実と思いついでいること」が混入しており、そこに語られた事実が客観的に正確なものであるとは限らない。瑞山会の修史事業の為に語られ、まとめられた一次史料が、中央政府土佐グループの利益に沿う形に変容している可能性を排除することは出来ないのである。

加えて本稿で見てきた土佐の修史作業は、明治期の修史作業が、先行する稗史が記した事実の真偽判定を行わないまま、その記述を安易に採用している実態を浮かび上がらせている。弘松宣枝の『阪本龍馬』や坂崎紫瀾の『少年読本第十九編 坂本龍馬』などの稗史が、

どのような史料や証言を典拠にして坂本の史実を発掘したのか、その典拠はほとんど不明であり、またこれらの書籍では恣意的な史料操作が見られる。例えば『阪本龍馬』には、妻おりょうの身の上を紹介する慶応元年九月九日付の坂本書簡が引用されているが、原文のままではなく内容をダイジェストにし、坂本の書簡風の文体にアレンジした上で「引用」されている。「船中八策」が、坂崎が弘松の「建議案十一箇条」を一つ書きの文書の形に書き換えたことを契機に誕生したものであることは、第三章で述べた通りである。同様に『保古飛呂比』に収録された慶応三年十月四日付の佐佐木高行宛岡内俊太郎書簡などは、「明治卅六七年ノ頃、岡内男爵ガ佐々木侯爵（当時伯）ノ需ニヨリ、長崎分袖後土佐ヲ経テ上京スル迄ノ経過ヲ、当年ノ追憶ヲ辿リテ此ノ日附トナシ、認メテ侯爵ノ手許マデ差出セルモノナルヲ以テ多少ノ記憶違ヒアルヲ免レザル」⁴という「二次史料」である。当時の日記でも手許にない限り、四十年前の正確な事実の再現は不可能であろうし、事実の錯誤の可能性は勿論、佐佐木の要請によって書かれた文書だけに、佐佐木に都合の悪い事実は記さないという付度も行われたかもしれない。

このように史料そのものが恣意的に改変、創作された可能性まであるにも関わらず、第二章で述べたように、日本史籍協会に収められた瑞山会採集史料は、瑞山会が採集したそのままのテキスト、形式で掲載されたと思われる。同様に『阪本龍馬』に引用された坂本書簡も、誤読部分もそのままに『坂本龍馬関係文書 第一』に転用されている⁵。青山忠正氏は、

『坂本龍馬関係文書』なのだが、残念ながら、現代の史料学の水準に照らせば、史料集と言えるような書物ではない。（中略）たとえば、ある文書を収録するにあたって、現代の史料学の観点からすれば必要かつ当然な、その文書類の真偽判定はもとより、伝来の経緯の検討、現時点での所蔵先の明記などの措置がなされていないのだ。そのことが『坂本龍馬関係文書』の史料集としての価値を非常に低いものにしてしまっている。史料としての伝来の経緯を明確にしないまま、ある文書を収録されても、利用者（読者）がその背景を検証できないようでは困るのである。

と指摘しているが、今まで我々はこのような脆弱な史料に基づいて、坂本や土佐明治維新史を語ってきたのである。これまで明治維新史研究の絶対的な基礎資料であったこの史料集は、今改めて精査される必要があるだろう。

本稿はこれまでの研究史の中で全く取り上げられることのなかった、「汗血千里の駒」、瑞山会、「船中八策」をテーマに土佐明治維新史の歴史意識の形成の過程を考察してきた。先行研究がほとんど存在しない中で本稿の考察は、それ故に文学研究的なテキストの読解や限られた史料による飛躍的な推定など、歴史学としての手続きに欠ける部分も少なくない。今後新たな史料を発掘し、実証的にこの点と点の間を埋めてゆくことが必要であろう。また本稿では新聞や書籍など活字メディアでの土佐明治維新史の語りにフォーカスした分析を行ったが、坂崎紫瀾が民権講談や浪曲で自由民権思想の教導を図ったように、これらのエンタテインメントでの語りは、時代が下るにつれ、レコード、映画、ラジオ、テレビ、コミックといった映像・音声メディアに引き継がれ、活字メディアとは桁違いの伝播力で歴史意識を伝えることになる。例えば高知の映画評論家・星加敏文氏の調査によれば、坂本が登場する映画は、明治四十四年（一九一一）の「坂本龍馬」を嚆矢に、戦前に公開されたものだけで三十四本もあるという⁷。二〇一〇年に放送された大河ドラマ「龍馬伝」でも酒に酔った勢いで士格が軽格を斬り殺すという井口村刃傷事件をイメージさせる事件や、坂本や平井収二郎を泥田で土下座させ、坂本に暴行を加える士格の姿が描かれるなど、百二十年以上前の「汗血千里の駒」の作り上げた枠組みを未だに再生産している。現代に至るまでの土佐明治維新史の歴史意識を考察する場合、このような映像・音声メディアで描かれた歴史像も検討されなければならないだろう。本稿から継続した論者の研究課題としたい。

町田明広氏は一九九〇年代以前の薩摩藩研究の遅れを、島津家関連史料の整備が遅れていたことに起因するとし、一九九二年の『玉里島津家史料』の刊行開始以後、史料事情は飛躍的に改善し、幕末薩摩藩の研究は本格化した⁸と述べているが、土佐山内家の場合、史料そのものが焼失しており、今後まとまった史料集が刊行されることは考えにくい。しかし昭和六十二年度と平成二年度にかけて、高知県教育委員会によって行われた「土佐藩主山内家歴史資料調査」の調査報告書では、幕末維新时期に関する山内家史料は確認できている範囲で二百五十点程度であるが、未知の史料が残されている可能性が大きいとも記されており⁹、山内家史料が移管された高知城歴史博物館の史料整理と目録化、公開が待たれる。また二〇〇九年に高知県立坂本龍馬記念館が購入した総点数五百七十四点にのぼる「土佐藩京都藩邸史料」による研究の進展も期待される。ちなみに「土佐藩京都藩邸史料」に登場する小目付役（士格）の手島八助は、自らも上洛

し武市グループと協働した文久二年十月から翌三年にかけて詳細な日記を記している。この手島の日記は高知市民図書館に所蔵され、以前から公開されていたものであるが、これまで土佐明治維新史研究の中ではほとんど活用されてこなかった。しかし新出の「土佐藩京都藩邸史料」とこの手島の日記、平井収二郎の「隈山春秋」などを照合、検討することで、新たな視点が発見されることも期待される。

そもそもこれまでの土佐明治維新史研究は、土佐山内家には史料がないという思い込みからか、『維新土佐勤王史』に過剰に傾斜し、既に刊行、公開されている他の史料の活用が十分に行われてこなかった。例えば序章で山内容堂に関する先行研究の不足を指摘したが、既に高知市民図書館からは、昭和四十一年（一九六六）に、容堂の松平春嶽、伊達宗城宛の書簡を収めた『容堂公遺翰』が刊行されているにも関わらず、未だ十全に活用されていない。佐佐木高行の『保古飛呂比』ですら、未だその幕末期に関してはまとまった検討に付されていないのである。一方で明治維新期の土佐藩政の中心人物である後藤象二郎、板垣退助のうち、板垣に関しては、板垣周辺の記録や新聞報道などの二次史料を目錄的に並べた史料集『板垣退助伝記資料集』の刊行が始まった¹⁰。この『板垣退助伝記資料集』の序文には「虚実混沌、記述には極端なバイアスがかかっている。判読、利用にあたっては、公正かつ厳格な資料批判が求められる」¹¹と記されているが、本稿で検討した土佐明治維新史史料の伝来や記録方法とそれに係るリスクを十分に考慮した上で、これら複数の未活用の史料の史料批判を行い、それらを照合し史実を確定してゆくことで、これまでの土佐明治維新史の語りを見直し、実証研究の面でも土佐明治維新史の研究を僅かながらでも前に進めることは可能であろう。例えば、文久二年～三年の武市グループの中央政局での動静は、士格側の視点（土佐藩京都藩邸史料、手島日記、寺村左膳日記、保古飛呂比など）、軽格側の視点（隈山春秋、武市瑞山在京日記など）、山内容堂の視点（容堂公遺翰）と立場の異なるそれぞれの視点からの史料が残っており、また他家や公家関係の史料から土佐山内家の動向を窺うことも可能である。これら複数の史料を重層的に捉えた形での、『維新土佐勤王史』に依拠しない土佐山内家の実証研究も、論者の今後の課題の一つとしたい。

そして本稿の方法論で特に再評価が可能なのが、多分にフィクション的な存在として、今まで明治維新史研究の中で黙殺されてきた坂本龍馬である。例えば、慶応三年の坂本は研究史の中では後藤に政権奉還策を建言しただけの存在であったが、坂本から「船中八策」を

消去し、逆に武力討幕派と置き換えることで、坂本を連結点とする、薩摩島津家・萩毛利家と共同した武力行使勢力としての土佐山内家の立ち位置を測定することが可能なはずである。実際第三章に記したように、坂本は薩摩・長府・土佐の軍艦を集めて、幕府海軍と海戦を行うことを想定している¹²⁰。

また坂本の文久三年六月二十九日付書簡には「一大藩によく／＼心中を見込めたのみにせられ、今何事かでき候得バ、二三百人斗ハ私し預候得バ人数きまゝにつかひ申候よふ相成、金子などハ少し入よふなれば、十廿両の事は誠に心やすくでき申候」¹²¹と記されている。この時期の坂本の行動を見ると、この「一大藩」は越前松平家のことであり、坂本が勝麟太郎と越前松平家の交渉の窓口として、越前松平家と密接な関係にあったことが窺われる。しかし瑞山会のメンバーは越前松平家と坂本の情報を余り持ち合わせておらず、かつ重要視もしていなかったと思われる。「坂本龍馬傳艸稿」編纂に際しての史料収集でも、越前松平家に関しては由利公正に坂本との思い出を問い合わせている程度である。実際「坂本龍馬傳艸稿」には慶応期以前の坂本についての史料は殆ど引用されておらず（別表④参照）、坂本が土佐を亡命した後、薩摩島津家に身を寄せるまでの記述は、その多くが先行する坂崎紫瀾『少年読本第十九編 坂本龍馬』に記される、勝麟太郎と坂本とのエピソードをなぞったものである。穿った見方をすれば、中央政府土佐グループが欲した坂本の物語は、明治政府を作ったのは土佐であることを証明する薩長盟約と政権奉還の物語であり、旧幕時代は政事惣裁職で、維新後は早々に引退した松平春嶽の越前松平家との関係は、坂本が「五箇条の御誓文」の起草者の一人である由利公正を発掘したエピソード程度しか必要とされなかったのだろう。寧ろ「日本海軍の祖」の坂本には、この時期は勝のもとで海軍修行に専念してもらっていた方が都合良かったのかもしれない。

坂本に関しては近年薩摩藩士としての側面がクローズアップされているが¹²⁴、これは『玉里島津家史料』が刊行されて以来、薩摩側の史料で坂本の動静が窺えるようになったことも大きい。いわば幕末薩摩島津家の研究が本格化する中で、薩摩藩士・坂本龍馬の姿が浮かび上がってきた形である。土佐山内家を亡命した坂本の姿は、寧ろ越前、薩摩、長州、長府などの他家の史料に現れる。「坂本龍馬傳艸稿」の史料収集の実態は、土佐、長州の史料だけで坂本伝が形成され、薩摩や越前の史料が坂本伝の中に全く組み込まれていないことを物語っている。薩摩側の史料については、徐々に解析が進んでいる。今後、越前松平家に残る史料を丁寧調査することで、越前松平家と坂

本、勝との関係、ひいては文久期の中央政局に於ける越前松平家の立ち位置を読み解くことも可能であろう。

坂本と後藤の連携の中にいわゆる「新政府綱領八策」を置くことで、新政府に於ける土佐山内家の展望も窺うことが出来よう。敢えて、これら坂本龍馬の実証研究を論者の次なる研究課題に挙げて本稿を終えたい。

(了)

- 1 井上勲『坂本龍馬―海洋の志士』（山川出版社、二〇〇九年、八六頁）
- 2 昭和五二年八月二三日・昭和天皇会见。（『毎日新聞』八月二四日付朝刊）
- 3 小関隆「コメモレイションの文化史のために」（『記憶のかたち コメモレイションの文化史』、柏書房、一九九九年、七頁）
- 4 岩崎英重編『坂本龍馬関係文書 第一』（日本史籍協会、一九二六年、四〇三〜四〇四頁）
- 5 慶応二年十二月四日坂本権平宛書簡を、『阪本龍馬』を出典に、同年七月の書簡として紹介している（同右『坂本龍馬関係文書 第一』、二一六〜二一九頁）。ちなみに西郷吉之助を原文では「西郷吉之助」と記しているが、『阪本龍馬』では「西郷隆盛」と記し『坂本龍馬関係文書』でもそのまま「隆盛」表記になっている。
- 6 青山忠正「龍馬は「暗殺」されたのか」（『明治維新史という冒険』、思文閣出版、二〇〇八年、二二七頁）
- 7 星加敏文「坂本龍馬登場映画リストによせて」（『土佐史談』第一七〇号、土佐史談会、一九八五年、二五六頁）
- 8 町田明広『幕末文久期の国家政略と薩摩藩』（岩田書院、二〇一〇年、九頁）
- 9 吉田昌彦、「幕末・維新および近代史料について」（高知県教育委員会文化振興課編『高知県歴史資料調査報告書 土佐藩主山内家歴史資料目録』、一九九一年、一七八〜一八〇頁）
- 10 公文豪編、高知市立自由民権記念館刊。二〇二〇年〜二〇二二年にかけて全十八巻が刊行される予定であり、一〜六巻が二〇二〇年の十月に刊行されている。
- 1 公文豪編『板垣退助伝記資料集 第一巻幕末篇』（高知市立自由民権記念館、二〇二〇年）。実際、各項目には『維新土佐勤王史』や『伯爵後藤象二郎』からの収集記事もあり、使用には注意が必要である。
- 2 慶応三年八月十四日付、三吉慎蔵宛坂本龍馬書簡。（平尾道雄監修、宮地佐一郎編集解説『坂本龍馬全集 増補四訂版』、光風社出版、二六九頁）
- 3 文久三年六月二十九日付、坂本乙女宛坂本龍馬書簡。（同右『坂本龍馬全集 増補四訂版』、三一〜三二頁）
- 4 代表的なものに、町田明広『新説 坂本龍馬』（集英社インターナショナル、二〇一九年）がある。

別表①

『汗血千里の駒』各回内容						
新聞回	内容	坂本	坂本以外の主な登場人物	板垣	後藤	単行本
第1回	井口村刃傷事件発端		山田広衛、中平忠次郎			第1 齣
第2回	郷土・池田虎之進、弟の仇を討つ		池田虎之進、山田広衛			第1 齣
第3回	士格、池田に激昂		池田虎之進、2人の上士			第1 齣
第4回	池田割腹。龍馬登場、池田の血に刀の下緒を浸す	○	池田虎之進、土佐郷土たち			第1 齣
第5回	龍馬の生い立ち	○				第2 齣
第6回	龍馬の偽天狗退治	○	公文某			第2 齣
第7回	龍馬江戸に出る。龍馬の機知のエピソード	○				前半のみ第3 齣
第8回	龍馬千葉道場入門。謎の剣士と立ち会うが、実は女性	○	謎の美少年剣士(光子)			第3 齣 (謎の剣士なし)
第9回	龍馬、周作の娘光子に恋する	○	千葉光子			第3 齣、第4 齣
第10回	龍馬、上野で酔漢に絡まれた光子を助ける	○	千葉光子			第4 齣
第11回	光子と結婚を約すが、実は夢。龍馬尊王運動に入る	○	千葉光子			第4 齣、第5 齣
第12回	龍馬、大坂から舟に乗り、英国船とすれ違う。龍馬が航海術に目覚めるきっかけとなる。	○	松本謙三郎			第5 齣
第13回	龍馬土佐に帰る。近藤長次郎小伝	○	近藤長次郎			第5 齣、第6 齣
第14回	長次郎、江戸へ。山本琢磨、時計入質事件	○	近藤長次郎、山本琢磨			第6 齣、第7 齣
第15回	千葉十太郎、孝女の仇討ちを語る。安政の大獄、桜田門外の変。龍馬長州へ	○	千葉十太郎、武市半平太、坂本権平			第7 齣 第8 齣
第16回	本間精一郎土佐入国。龍馬脱藩。お留、龍馬に刀を渡す	○	武市半平太、お留、本間精一郎			第8 齣
第17回	龍馬江戸へ。吉田東洋暗殺。武市グループ政権把握。五十人組。久坂の公使館焼き討ち計画に龍馬も。これが漏れ、山内容堂と長州の周布対立	○	武市半平太、五十人組、周布政之助			第8 齣 第9 齣
第18回	軽格の切腹騒動。龍馬も切腹の覚悟ながら、武市の周旋で許される	○	武市半平太、小笠原唯八、間崎哲馬、門田為之助			第9 齣 第10 齣
第19回	勝海舟小伝。龍馬、十太郎の紹介で勝に弟子入り。長次郎も共に弟子入り	○	勝海舟			第11 齣
第20回	松平春嶽の手配で脱藩罪赦免。広井馨之助仇討ち発端	○	勝海舟、松平春嶽、坂本権平、広井馨之助			第11 齣 第12 齣
第21回	勝の書付。馨之助、仇討ち相手を発見	○	広井馨之助、棚橋三郎			第12 齣
第22回上	馨之助、仇討ち成功	○	広井馨之助、棚橋三郎			第13 齣
第22回下	勝と龍馬薩摩入り。斉彬、天皇に拝する逸話。西郷を織る	○	勝海舟、島津斉彬			第14 齣
第23回	武市グループのその後、武市・吉村死す。池田屋事件。野根山事件。龍馬はわが道をゆく	○	武市グループ、勝海舟、山内容堂、桂小五郎			第14 齣 第15 齣
第24回	禁門の変～第一次長州征伐。龍馬九州へ～中岡慎太郎と出会い、薩長盟約を画す。龍馬ら薩摩に身を寄せる。瀬戸屋(寺田屋)の女将、お登勢紹介。お良と出会う。	○	中岡慎太郎、お登勢、お良			第15 齣
第25回	お良の身の上	○	お登勢、お良			第16 齣
第26回	お良と龍馬、結婚を約束する	○	お良			第16 齣
第27回	薩長抗争史。長州、高杉クーデター。龍馬薩摩に説き、長州への恨みを解かせる。会津・西野星之助vs新宮馬之助	○	高杉晋作、西野星之助、新宮馬之助			第17 齣 (西野の件なし)
第28回	長州は対幕戦準備。龍馬長州へ行き桂を説く。薩摩の黒田、大山長州入り。高杉は連合に反対だが、裏がありそう	○	高杉晋作、桂小五郎			第17 齣
第29回	桂・品川、入京。龍馬、桂と会う。幾松と桂	○	桂小五郎、幾松			第18 齣 (桂入京のみ)
第30回	いつの間にか薩長連合成立している。第二次長州征伐に向けての幕府の動き。龍馬、瀬戸屋で襲われる	○	お良、三好真三、近藤長次郎			第18 齣
第31回	寺田屋(瀬戸屋)事件	○	お良、三好真三、近藤長次郎			第19 齣
第32回	お良、龍馬を助け、2人改めて結婚を約す。幕府の長州処置に反対する薩摩。桂の薩長同盟の裏書礼状	○	お良、桂小五郎			第19 齣 (桂書状も掲載)

新聞回	内容	坂本	坂本以外の主な登場人物	板垣	後藤	単行本
第33回	龍馬、池内蔵太ら社中結成。薩摩名義でオテントサマ号購入、乗り組みで長州ともめる。龍馬、近藤長次郎を切腹させる	○	小松帯刀、高杉晋作、近藤長次郎			第19齣 第20齣
第34回	長次郎と妻、お幸		近藤長次郎、お幸			
第35回	池内蔵太小伝。ウイルウエフ号にて遭難		池内蔵太			
第36回	龍馬、お良と結婚式を挙げ、長崎、薩摩に「ホネー・ムーン」	○	お良			第21齣
第37回	お良、1人で霧島登山。天の逆針を抜く		お良			第21齣
第38回	四境戦争。龍馬、高杉の活躍	○	高杉晋作			第22齣
第39回	上田宗古小伝（長州陸軍の説明を兼ねる）		上田宗古			第22齣
第40回	龍馬&高杉海戦。長州、四境戦争に勝つ	○	高杉晋作			第23齣
第41回	長岡謙吉小伝		長岡謙吉			
第42回	長岡、藩金流用。後藤象二郎が不問に付す		長岡謙吉、後藤象二郎		○	
第43回	後藤象二郎小伝。一橋慶喜、将軍に。		後藤象二郎		○	第23齣、第24齣
第44回	勝海舟、長洲との停戦のために広島へ赴く。後藤、佐幕説を棄てる		勝海舟、後藤象二郎		○	第25齣
第45回	中浜万次郎小伝		中浜万次郎			
第46回	孝明帝崩御。後藤の剛腹振り。後藤、龍馬に海援隊、中岡に陸援隊を作らせる。いろは丸衝突	○	後藤象二郎		○	第25齣
第47回	いろは丸事件	○	後藤象二郎		○	第25齣
第48回	四賢侯会議。中岡慎太郎『時勢論』		中岡慎太郎			
第49回	中岡慎太郎「愚論窃カニ知己ノ人ニ示ス」		中岡慎太郎			
第50回	「愚論窃カニ知己ノ人ニ示ス」続き。乾退助小伝		中岡慎太郎、乾退助	○		
第51回	乾、土佐に戻り兵制改革。海援隊士に英水兵殺害疑惑		乾退助、後藤象二郎	○	○	
第52回	アーネスト・サトウ土佐上陸。土佐の守旧派、乾の失脚を図る		後藤象二郎、乾退助、アーネストサトウ、榎木党	○	○	
第53回	龍馬、銃二千丁を持って土佐へ。世評高い乾。「土佐山内家大政奉還建白書」（船中八策など、龍馬の関与、一切触れられず）	○	本山只一郎	名前のみ		第26齣
第54回	慶喜の懐刀、原市之進暗殺される		一橋慶喜、原市之進			第26齣
第55回	慶喜、大政奉還を決意。龍馬、中岡も武力討幕の前の言論展開を認め、後藤らと奔走。中岡の大政奉還論「窃ニ示知己論」	○	一橋慶喜、中岡慎太郎			
第56回	長州兵、上京見合わせ（失機改図）。海陸援隊士名簿。龍馬もはや待てず、と後藤に手紙を送って叱咤激励	○	後藤象二郎		○	第27齣
第57回	中村半二郎、後藤の暗殺を目論む。慶喜、大政奉還を決意		後藤象二郎、中村半二郎、一橋慶喜		○	第27齣
第58回	慶喜、大政奉還を告げる。大政奉還の上表文。龍馬、慶喜に賛成の意を告げ、早期の朝廷奏上を献策。ええじゃないか流行する。	○	一橋慶喜			第28齣（ええじゃないかの件なし）
第59回	小松帯刀、大政奉還を受諾しない二条閑白を脅し、朝廷、大政奉還の勅許を出す		小松帯刀、後藤象二郎、永井尚志、二条閑白		○	第28齣
第60回	諸藩日和見が多く、龍馬中岡朝廷のため活躍。近江屋に刺客	○	中岡慎太郎、藤吉、刺客			第29齣
第61回	龍馬、中岡暗殺～葬儀	○	中岡慎太郎、刺客			第30齣
第62回	龍馬暗殺犯は新選組。天満屋に海援隊士討ち入る		近藤勇、海援隊士たち			第30齣
第63回上	小御所会議。王政復古、政体に関する論告書		後藤象二郎、山内容堂		○	
第63回下	慶喜、朝廷への上書。関雄之助、薩摩家士を撃つ		一橋慶喜、関雄之助			
第64回上	関雄之助割腹。長岡謙吉、丸亀・高松を平定		関雄之助、長岡謙吉			
第64回下	長岡のその後。長岡の「迂道七言」		長岡謙吉			
第64回下②	長岡死す。海援隊士その後。お登勢、お良その後。坂本、中岡家名を立てる達書。立志社・坂本南海男は龍馬の甥で龍馬の遺志を継ぐ存在。		長岡以下海援隊士、お良、お登勢、坂本南海男			

※「坂本」「板垣」「後藤」欄の○は、それぞれが登場する回。登場人物の名前は、「汗血」の本文中で表されている表記で記した。

※表中の色掛け部分は、単行本に収録されなかった回

※テキストは、新聞連載版：『新日本古典文学大系・明治篇16 政治小説集1』 2003 岩波書店

単行本版：『天下無双二人傑海南第一伝奇 汗血千里駒 前・後・続篇』 1883 摂陽堂 をそれぞれ底本として使用した。

別表③

「瑞山会諸士伝」 「殉難録稿」 対照表

瑞山会諸士伝				「殉難録稿」
朱書き①	朱書き②	簿冊タイトル	貸出	
		瑞山武市半平太先生傳	○	44巻 武市小楯
二		坂本龍馬傳艸稿⇒坂本龍馬傳	○	54巻 坂本直柔
三		中岡慎太郎傳	○	55巻 中岡道正
四	十六ノ内一	平井収二郎傳	○	45巻 平井義比
五	十六ノ内二	間崎哲馬傳	○	46巻 間崎則弘
六	十六ノ内三	吉村盾太郎傳		11巻 吉村重郷
七	十六ノ内四	那須信吾傳		12巻 那須重民
八	十六ノ内五	千屋菊次郎傳、松山深蔵傳		25巻 千屋孝健、松山正夫
九	十六ノ内六	清岡道之助傳、清岡治之助傳	○	47巻 清岡成章、清岡正道、
十	十六ノ内七	弘瀬健太、小畑孫三郎、島村衛吉、田内衛吉、村田忠三郎、岡本次郎、久松喜代馬、岡田以蔵傳	○	46巻 弘瀬年定、島村重陰、小畑正路、岡田宜振、村田克昌、久松重治、岡本正明、田内茂稔
十一	十六ノ内八	田所壯助、池内蔵太、宮地宜蔵、(山本忠亮)、小松小太郎、安岡勘馬、小松勇道、来原儀之助、中島與一郎、掛橋和泉、豊永伊左馬、坂本瀬平(←消) 傳	○	48巻 池定勝、田所恒誠、安岡安平、掛橋吉長、中島清渺、宮地正覚、小松楽盛、小松勇道、桑原政伸、坂本瀬平、豊永高道
十二	十六ノ内九	北添信磨(訂正:摩)、望月龜弥太、石川潤次郎、安藤鎌治、藤崎吉五郎、藤崎八郎、野老山五吉郎 傳		17巻 望月義澄、藤崎誠輝、野老山輝朗、石川真義、北副正信 51巻 安藤正勝、藤崎楯彦
十三	十六ノ内十	能勢達太郎、柳井健次、尾崎幸之進、那須俊平、中平龍之助、安東真之助、伊東甲之助 傳		25巻 能勢成章、安藤強恕、 26巻 柳井友政、那須重任、中平定確、尾崎直吉、伊藤和義
十四	十六ノ内十一	(上田宗児傳)、上岡膽治傳		26巻 上岡正敏
十七	十六ノ内十二	大和義挙戦死四氏傳 森下幾馬、前田繁馬、楠目清馬、(鍋島米之助)		12巻 森下茂時、 14巻 前田正種、楠目藤盛、
		(不明) 安岡嘉助、沢村幸吉、土居佐之助、安岡斧太郎、森下儀之助、(田所騰次郎)、(島村省吾)カ		14巻 安岡正定、安岡直行、土居金英、 12巻 沢村行敏、 森下茂忠
十七	十六ノ内十四	井原應輔、千屋金策、島浪間、大利鼎吉 傳	○	48巻 大利正樹、千屋孝成、井原徳道、島義親
十八	十六ノ内十五	野根山屯集歎願件廿一士傳	○	47巻 近藤為美、新井義正、木下秀定、木下彝正、宮田能格、豊永方鋭、宮田致信、柏原義勝、須賀義氏、千屋孝樹、安岡忠房、田中維清、寺尾良利、横山正利、岡松正直、小川好雄、桧垣正休、川島友利、柏原信卿、吉本元枝、宮地利涉
十九	十六ノ内十六	(近藤長次郎)(澤村惣之丞)(真田四郎傳)		
		計86人		計78人

※「貸出」欄の○は、『殉難録編纂掛日記』の「引用書目録」に記載されている簿冊。

※「貸出」がない人物は、瑞山会諸士伝脱稿以前に既に刊行されており、天誅組、池田屋事件、禁門の変、それぞれの関係者として独自に編集されたと思われる。

別表④

「坂本龍馬傳艸稿」引用一次史料一覧				
	史料名	史料比定年月日	明治29年／弘松龍馬 明治33年／少年読本	大正15年 『坂本龍馬関係文書 第一』
1	修業中心得大意	嘉永6年3月	弘松／少年	坂本弥太郎蔵
2	坂本脱藩赦免状	文久3年2月	少年	(出典なし)
3	磐井廣之助仇討一札	文久3年?	少年	海援隊始末
4	坂本書簡・長嶺内蔵太宛	元治元年2月3日		井上伯傳(但し収載なし)
5	桜島丸新条約(約束)	慶応元年5月		(出典なし・丑12月の日付)
6	桜島丸条約	慶応元年12月		井上伯傳
7×	三吉慎蔵日記抄	慶応2年1月21日～23日		三吉慎蔵日記抄(1月23日のみ)
8×	寺田屋おとせ書簡・坂本宛	慶応2年1月	弘松／少年	坂本直旧蔵
9	木戸貫治書簡・坂本宛(薩長盟約六カ条)	慶応2年1月23日		木戸家文書、井上伯傳に拠る
10	龍馬薩長盟約裏書	慶応2年2月5日		木戸家文書、 維新土佐勤王史に拠る
11	坂本書簡・木戸貫治宛	慶応2年2月6日	少年	木戸家文書、 瑞山会書類に拠る
12	木戸貫治書簡・坂本宛	慶応2年2月22日	弘松／少年	坂本弥太郎蔵
13×	坂本書簡・坂本乙女宛	慶応3年6月24日	弘松／少年◎	坂本弥太郎蔵
14	坂本書簡・坂本権平宛	慶応2年7月	弘松／少年◎	弘松宣枝『阪本龍馬』
15	坂本書簡・三吉慎蔵宛	慶応2年8月16日		三吉家文書
16	馬関商社示談箇条書	慶応2年11月		×
17×	海援隊約規(一つ書き形式に改めたもの)	慶応3年4月?	弘松／少年◎	海援隊日史抄
18	坂本書簡・木戸準一郎宛	慶応3年1月3日		木戸家文書、 瑞山会採集史料に拠る
19	陸援隊、海援隊規約	慶応3年4月?	少年	×
20	坂本書簡・三吉慎蔵宛	慶応3年2月22日		三吉家文書
21	坂本書簡・三吉慎蔵宛	慶応3年3月16日		三吉家文書
22	坂本書簡・三吉慎蔵宛	慶応3年3月20日		三吉家文書
23	いろは丸航海日記附録草稿	慶応3年4月19日～24日		×
24	備後鞆津応接筆記	慶応3年4月23日～5月13日		海援隊記録
25	坂本書簡・三吉慎蔵宛	慶応3年5月5日		三吉家文書
26	坂本書簡・三吉慎蔵宛	慶応3年5月8日		三吉家文書
27	備後鞆津応接筆記	慶応3年5月15日		以呂波丸航海日記
28	備後鞆津応接筆記	慶応3年5月22日		海援隊記事
29	茂田一次郎書簡・後藤象二郎宛	慶応3年5月26日		海援隊文書
30	備後鞆津応接筆記	慶応3年5月26日		×
31	茂田一次郎書簡・後藤象二郎宛	慶応3年5月26日		海援隊文書
32	備後鞆津応接筆記(五代才助登場)	慶応3年5月27日		×
33	坂本書簡・高柳楠之助宛	慶応3年5月27日		海援隊文書
34	五代才助書簡・後藤象二郎宛	慶応3年5月27日		海援隊文書
35	後藤象二郎書簡・茂田一次郎宛	慶応3年5月27日		海援隊文書
36	坂本書簡・小谷耕蔵、渡邊剛八宛	慶応3年5月29日		海援隊文書

	史料名	史料比定年月日	明治29年／弘松龍馬 明治33年／少年読本	大正15年 『坂本龍馬関係文書 第一』
37×	坂本書簡・坂本権平宛	慶応3年6月24日	少年◎	維新土佐勤王史
38	坂本書簡・三吉慎蔵宛	慶応3年7月28日		青木恒三郎蔵
39	木戸準一郎書簡・坂本宛	慶応3年6月29日		瑞山会文書
40	建議案八條	慶応3年6月	弘松／少年	海援隊文書
41×	薩土盟約一約定の大綱、盟約書	慶応3年6月	少年◎	佐々木高行日記、 賜谷公実傳等
42	西郷吉之助書簡・山県狂介、品川弥二郎宛 (薩土盟約締結を伝える書簡)	慶応3年7月7日		×
43	島津久光、伊達宗城書簡・山内容堂宛 (一旦松平春嶽書簡と記した後で消す)	慶応3年7月4日	少年	×
44	坂本書簡・坂本権平宛	慶応3年8月8日	少年◎	坂本弥太郎蔵
45	坂本書簡・三吉慎蔵宛	慶応3年8月14日		三吉家文書
46	坂本書簡・岡内俊太郎宛	慶応3年8月21日		瑞山会文書
47	坂本書簡・岡内俊太郎宛	慶応3年8月23日		瑞山会文書
48	坂本書簡・佐佐木三四郎宛	慶応3年8月26日	少年	佐々木高行日記
49	木戸準一郎書簡・坂本宛	慶応3年8月21日	少年	佐々木高行日記
50	木戸準一郎書簡・坂本宛	慶応3年9月4日	少年	田中英光氏文書
51	陸奥源二郎・商法の愚案	慶応3年8月		伊達家雜録抜萃
52	坂本書簡・木戸準一郎宛	慶応3年9月20日	少年	木戸家文書、 瑞山会文書に拠る
53	土佐山内家・大政奉還建白書	慶応3年9月	弘松／少年	土佐藩政録
54	坂本書簡・後藤象二郎宛 (銀座移設に関する書簡)	慶応3年10月13日	少年	中嶋久万吉蔵
55	坂本書簡・後藤象二郎宛	慶応3年10月13日	弘松／少年	中嶋久万吉蔵
56	後藤象二郎書簡・坂本宛	慶応3年10月13日	少年	坂本龍馬記念写真帖
57	後藤象二郎書簡・坂本宛 (大政奉還の実現を告げる書簡)	慶応3年10月13日	弘松／少年	坂本龍馬記念写真帖
58	由利公正筆記	慶応3年11月1日～3日		由利公正氏覚書
59	新政府綱領八策	慶応3年11月		男爵岩崎小弥太蔵
60×	坂本書簡・坂本乙女宛	文久3年6月29日	少年◎	坂本弥太郎蔵
61	伊藤九三書簡・三吉慎蔵、印藤肇宛 (坂本の死を告げるもの)	慶応3年12月8日		三好家文書
62	三吉慎蔵日記抄録 (坂本死後のおりの処遇にまつわる部分)	慶応3年～明治元年		三吉慎蔵日記抄 (『関係文書二』に収録)
63	今井信郎他、刑部省・兵部省口書及び違書 (横倉甚五郎の「兵部省口書」のみ欠)	明治3年2月～4月		(出典なし)
64×	『近畿評論』今井信郎実歴談 (全文をそのまま書写)	明治33年5月		×
65	小野淳輔 坂本龍馬家督相続の勅旨	明治4年8月		坂本家家譜
66	松平春嶽書簡・土方久元宛 (坂本中岡20年忌に際して坂本の思い出を回想するもの。瑞山会に寄せられる)	明治19年12月11日		(出典なし)
67×	坂本書簡・坂本乙女宛	文久3年6月29日	弘松／少年◎	坂本弥太郎蔵
68×	坂本詠草 (「ゆく春も心やすげに見ゆるかな 花なき 里の夕暮の空」)	慶応年間	少年◎	(出典なし)

注1) 史料番号の後の×印が付いているものは、「艸稿」に一旦引用されながら、その後に墨or朱で×が付けられ抹消されているもの。

注2) 『弘松龍馬』は、弘松宣枝『坂本龍馬』(明治29年)。『少年読本』は、坂崎紫瀾『少年読本19 坂本龍馬』(明治33年)

この両書に収録されている史料は書名を記した。また『少年読本』の史料操作や誤記等をそのまま引用している場合は、その後に◎を附した。

注3) 『関係文書一』に収録され、出典・所蔵先が明記してある史料は、その名称を記した。

別表⑤

「船中八策」成立に至る諸本テキスト比較

枠囲み 「船中八策」	(『坂本龍馬全集 増補四訂版』)
① 建議案十一箇条	(『坂本龍馬』明治29年/弘松宣枝)
② 建議八策の草案	(『後藤伯の小傳』明治30年/坂崎紫瀾)
③ 建議案八条	(『殉難録稿五十四 坂本直柔』明治40年/宮内省)
参考 新政府綱領八策	(国会図書館憲政資料室、下関市立長府博物館蔵、慶応3年/坂本自筆)

※比較の為、カタカナ書きの文書も全て平仮名に改めている

一 天下の政権を朝廷に奉還せしめ、政令宜しく朝廷より出づべき事

- ① 其略に曰く 天下の政権を朝廷に返還せしめ、政令宜ろしく朝廷より出づべし
 - ② 一 天下の政権を朝廷に奉還なさしめ 政令宜しく朝廷より出づべき事
 - ③ 一 天下の政権を朝廷に奉還なさしめ、政令宜しく朝廷より出づべき事
- 参考 (該当項目なし)

一 上下議政局を設け、議員を置きて万機を参賛せしめ、万機宜しく公議に決すべき事

- ① 曰く 上下議政局を設け、議員を置て万機を参賛し、万機宜ろしく公議に決すべし
 - ② 一 上下議政局を設け 議員を置きて参賛せしめ 万機宜しく公議に決すべき事
 - ③ 一 上下議政局を設け、議員を置きて万機を参賛せしめ、万機宜しく公議に決すべき事
- 参考 第五義 上下議政所

一 有材の公卿諸侯及び天下の人材を顧問に備へ、官爵を賜ひ宜しく従来有名無実の官を除くべき事

- ① 曰く 有材の公卿、諸侯及び天下有名の人材を顧問に備へ、官爵を賜ひ、宜ろしく従来有名無実の官を除くべし
 - ② 一 有材の公卿諸侯 及び天下の人材を顧問に備へ 官爵を賜ひ 宜しく従来有名無実の官を除くべき事
 - ③ 一 有材の公卿諸侯、及び天下の人材を顧問に備へ官爵を賜ひ、宜しく従来有名無実の官を除くべき事
- 参考 第一義 天下有名の人材を招致し 顧問に供ふ
第二義 有材の諸侯を擧用し 朝廷の官爵を賜ひ 現今有名無実の官を除く

一 外国の交際広く公議を採り、新に至当の規約を立つべき事

- ① 曰く 外国ノ交際宜ろしく広く公議を採り、新に至当の規約を立つべし。
 - ② 一 外国の交際 宜しく広く公議を採り 新に至当の規約を立つべき事
 - ③ 一 外国の交際、宜しく広く公議を採り、新に至当の規約を立つべき事
- 参考 第三義 外国の交際を議定す

一 古来の律令を折衷し、新に無窮の大典を撰定すべき事

- ① 曰く 古来の律令を折中し、宜ろしく新に無窮の大典を撰定すべし。
 - ② 一 古来の律令を折中し 新に無窮の大典を選定すべき事
 - ③ 一 古来の律令を折衷し、新に無窮の大典を選定すべき事
- 参考 第四義 律令を撰し 新に無窮の大典を定む 律令既に定れば 諸侯伯皆此を奉じて部下を率ゆ (す)

一 海軍宜しく拡張すべき事

- ① 曰く 海陸軍宜ろしく拡張すべし。
 - ② 一 海軍宜しく拡張すべき事
 - ③ 一 海軍宜しく拡張すべき事
- 参考 第六義 海陸軍局

一 御親兵を置き、帝都を守衛せしむべき事

- ① 曰く 親兵を置き、宜ろしく帝都を守護すべし。
- ② 一 御親兵を置き 帝都を守衛せしむべき事
- ③ 一 御親兵を置き、帝都を守衛せしむべき事

参考 第七義 親兵

一 金銀物貨(ママ)宜しく外国と平均の法を設くべき事

- ① 曰く 金銀、物価宜ろしく外国と平均の法を設くべし。
- ② 一 金銀物価宜く外国と平均の法を設くべき事
- ③ 一 金銀物価宜しく外国と平均の法を設くべき事

参考 第八義 皇国今日の金銀物価を外国と平均す

- ① (九、十、十一條は不詳)

以上八策は方今天下の形勢を察し、之を宇内万国に徴するに、之を捨てて他に濟時の急務あるなし。
苟も此数策を断行せば、皇運を挽回し、国勢を拡張し、万国と並行するも、亦敢て難しとせず。
伏て願くは公明正大の道理に基き、一大英断を以て天下と更始一新せん。

- ① 方今の急務此数策を捨て、他に求むべきものなし。
苟も此数議を举行せば皇運を挽回し、国勢を拡張し、万国と並立する亦た難きにあらず、
伏して願はくば公明正大の道理に基き、一大英断を以て天下更始一新せんことをと。
- ② (なし)
- ③ 以上八策は、方今天下の形勢を察し、之を宇内万国に徴するに、之を捨てて他に濟時の急務あるなし。
苟も此数策を断行せば、皇運を挽回し国勢を拡張し、万国と並立するも、亦敢て難しとせず。
伏て願くは公明正大の道理に基き、一大英断を以て天下と更始一新せん

参考 右預め二三の明眼士と議定し 諸侯会盟の日を待つて云々

〇〇〇自ら盟主と為り此を以て朝廷に奉り 始て天下万民に公布云々
強抗非礼公議に違ふ者は断然征討す 権門貴族も貸借することなし

別表⑥

「船中八策」の成立 フローチャート

